

令和8年6月12日  
午前9時30分開議  
於 議 場

1 出席議員は次のとおりである（14名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 伊 藤 千 春 | 2 番 | 柴 田 英 里 |
| 3 番 | 鈴 木 りつか | 4 番 | 平 居 ゆかり |
| 5 番 | 横 井 克 典 | 6 番 | 板 倉 克 典 |
| 7 番 | 那 須 英 二 | 9 番 | 小久保 照 枝 |
| 10番 | 堀 岡 敏 喜 | 11番 | 佐 藤 仁 志 |
| 12番 | 江 崎 貴 大 | 13番 | 加 藤 克 之 |
| 14番 | 高 橋 八重典 | 15番 | 早 川 公 二 |

2 欠席議員は次のとおりである（2名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 8 番 | 加 藤 明 由 | 16番 | 平 野 広 行 |
|-----|---------|-----|---------|

3 会議録署名議員

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 9 番 | 小久保 照 枝 | 10番 | 堀 岡 敏 喜 |
|-----|---------|-----|---------|

4 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（34名）

|                   |         |                                                     |         |
|-------------------|---------|-----------------------------------------------------|---------|
| 市 長               | 安 藤 正 明 | 副 市 長                                               | 村 瀬 美 樹 |
| 教 育 長             | 高 山 典 彦 | 企 画 部 長                                             | 佐 藤 文 彦 |
| 総 務 部 長           | 横 江 兼 光 | 市 民 生 活 部 長                                         | 飯 田 宏 基 |
| 健康福祉部長兼<br>福祉事務所長 | 安 井 幹 雄 | 建 設 部 長                                             | 三 輪 秀 樹 |
| 教 育 部 長           | 渡 邊 一 弘 | 監 査 委 員 長                                           | 水 谷 繁 樹 |
| 総 務 課 長           | 加 藤 正 寛 | 財 政 課 長                                             | 村 田 健太郎 |
| 人事秘書課長            | 神 野 忠 昭 | 企画政策課長                                              | 太 田 高 士 |
| 防 災 課 長           | 富 居 利 彦 | 税 務 課 長                                             | 伊 藤 信 哉 |
| 収 納 課 長           | 細 野 英 樹 | 市 民 課 長 兼<br>十四山支所長                                 | 下 里 真理子 |
| 環 境 課 長           | 梅 田 英 明 | 市 民 協 働 課 長                                         | 岩 田 繁 樹 |
| 保険年金課長            | 中 野 修   | 健康推進課長                                              | 木 村 仁 美 |
| 福 祉 課 長           | 後 藤 浩 幸 | 介護高齢課長                                              | 鈴 木 京 子 |
| 児 童 課 長           | 伊 藤 一 幸 | 総 合 福 祉<br>センター所長兼<br>十四山総合福祉<br>センター所長兼<br>いこいの里所長 | 中 山 義 之 |

|                              |         |                                   |         |
|------------------------------|---------|-----------------------------------|---------|
| 産業振興課長                       | 上 田 忠 次 | 土 木 課 長                           | 西 尾 一 泰 |
| 都市整備課長                       | 三 輪 秀 樹 | 下 水 道 課 長                         | 梶 浦 智 也 |
| 会計管理者兼<br>会 計 課 長            | 田 口 邦 郎 | 学 校 教 育 課 長                       | 藤 井 清 和 |
| 生涯学習課長兼<br>十四山スポーツ<br>センター館長 | 飯 塚 義 子 | まちなか交流課長兼<br>歴史民俗資料館長兼<br>図 書 館 長 | 田 畑 由美子 |

5 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |         |         |         |
|--------|---------|---------|---------|
| 議会事務局長 | 伊 藤 淳 人 | 議 事 課 長 | 浅 野 克 教 |
| 書 記    | 鈴 木 悦 子 |         |         |

6 議事日程

|      |            |
|------|------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 一般質問       |

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 9 時 30 分 開議

○議長（高橋八重典君） おはようございます。

会議に先立ちまして御報告申し上げます。

平野議員より本日の会議を欠席する旨の届出がありました。また、加藤明由議員からは遅参する旨の連絡がありましたので、御報告いたします。

西尾張 C A T V より本日及び明日の撮影と放映を許可されたい旨の申出がございました。

よって、弥富市議会傍聴規則第 9 条の規定により、これを許可することとしましたので、御了承をお願いいたします。

質問、答弁される皆さんは、努めて簡潔明瞭にされるようお願いいたします。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋八重典君） 日程第 1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第 88 条の規定により、小久保照枝議員と堀岡敏喜議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第 2 一般質問

○議長（高橋八重典君） 日程第 2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

まずは、横井克典議員。

○5 番（横井克典君） 皆さん、おはようございます。

5 番 横井克典です。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い 2 点について質問いたします。

まず 1 点目は、中日ドラゴンズ 2 軍本拠地移転に係る応募状況についてであります。

中日ドラゴンズ 2 軍本拠地であるナゴヤ球場については、本年 5 月 27 日、中日ドラゴンズ及び中日新聞社により移転先自治体の公募が開始されました。球団は 2030 年代前半の移転を目指し、野球施設に加え、地域振興や交流拠点の機能を備えたドラゴンズベースボールタウン構想を掲げています。既に複数の自治体が誘致に向けた取組を進めており、本事業は交流人口の拡大や地域経済の活性化、本市の将来のまちづくりにも大きな効果が期待される重要なプロジェクトであります。

そこで、本市としての対応や考え方について、以下 4 点についてお尋ねいたします。

3 月定例会における私の一般質問以降、本市では中日ドラゴンズ 2 軍本拠地移転の実現に向けて、関係機関との協議や情報収集など、これまでどのような取組を進めてこられたので

しょうか、お尋ねします。

○議長（高橋八重典君） 三輪建設部長。

○建設部長（三輪秀樹君） おはようございます。

本市の取組状況といたしましては、本年4月16日に株式会社中日新聞社を訪問し、担当者の方と現時点における移転に係る条件などについて意見交換を行いました。

○議長（高橋八重典君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 次に、本市において、中日ドラゴンズ2軍本拠地の移転候補地として、球団が示す公募条件を満たしている用地が存在するのか、市の認識をお尋ねします。

○議長（高橋八重典君） 三輪建設部長。

○建設部長（三輪秀樹君） 弥富市都市計画マスタープランで物流・交流拠点に位置づけられている東名阪自動車道弥富インターチェンジ西側において、愛西市と本市を合わせた約25ヘクタールの土地所有者を対象に、本年5月17日に土地利用に関する地権者説明会を開催しました。

この説明会では、工業系の産業用地開発について開発検討概要を説明するとともに、今後の土地利用の意向調査を実施しました。

この説明会における開発検討概要の1案として、中日ドラゴンズ2軍球場の本拠地移転の可能性についても説明いたしましたが、その後、本年5月27日に移転先公募要項が発表され、示されました公募要項を確認したところ、本市にとって非常に厳しい内容であると考えております。

○議長（高橋八重典君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 部長に再質問です。

なかなか協議が進まないその理由というのは具体的にどのようなことがあったんでしょうか、お尋ねします。

○議長（高橋八重典君） 三輪建設部長。

○建設部長（三輪秀樹君） 令和8年5月27日付中日ドラゴンズファーム拠点移転プロジェクト移転先公募要項の内容については、公表することが禁止されておりますので詳しい内容をお話しすることはできませんが、市の支援等として移転用地の土地購入費や造成費、駅からの道路等インフラ整備費等、多額の予算が必要となることが想定されることから、誘致は難しいものであると考えております。

○議長（高橋八重典君） 横井議員。

○5番（横井克典君） それでは、3番目の質問、先ほどの答弁に関連してくる話なんですけれども、中日ドラゴンズ2軍本拠地の移転は、本市の将来のまちづくりに大きな影響を及ぼす重要な課題であると考えます。

そこで、本市として今後どのような方針の下で取組を進めていかれるのか、先ほどの答弁を踏まえて市の見解をお尋ねします。

○議長（高橋八重典君） 三輪建設部長。

○建設部長（三輪秀樹君） 先ほども御答弁申し上げましたとおり、中日ドラゴンズ2軍球場の本拠地移転につきましては、現在、本年5月27日に発表された移転先公募要項の内容を確認しながら検討しておりますが、公募要件等は市にとって大変厳しいものとなっております。

○議長（高橋八重典君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 今の答弁を踏まえて、市長に再質問いたします。

本市の財政力指数は、応募というか、手を挙げている自治体でいけば、津島市、あま市、稲沢市、北名古屋市と比較しても、本市は財政力的に高い水準にあります。また、北名古屋市では、誘致に向けた調査費を1,800万円補正予算に計上するなど、今日の新聞にも載っておりますけれども、そういった前向きな検討が進められております。そのような中、本市が財政面を理由に慎重な姿勢を示していることについては、市民の理解を十分に得られないのではないかと考えます。

そこで、本市が前向きな判断に至らない、財政的にどのような部分で断念せざるを得ないのか、市長にお尋ねします。

○議長（高橋八重典君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 先ほども建設部長から御答弁させていただきましたが、先月5月17日に、愛西市と合同ではございますが、弥富インター付近の25ヘクタールの土地の地権者を対象に、中日ドラゴンズの2軍、また企業誘致ということで説明会を開催させていただいたところでございます。

そのような中で、市は決して断念したということはありませんでして、その中で地権者の方々の御意見を踏まえ、また大変ハードルが高い事業でございます。25ヘクタールはあるんですけど、市街化区域に編入をしていかなければならないということで、大変時間もかかる事業ではございますが、そういった中で御理解がいただければ進めていく事業ではございますが、いずれにしても、かなりの費用負担は本市に求められてくる、また愛西市にも求められてくるということでございますものですから、慎重にならざるを得ないわけでございます。以上です。

○議長（高橋八重典君） 横井議員。

○5番（横井克典君） ただいまの市長の答弁では、財政負担やリスクを考慮しているとの御答弁でしたが、その判断の前提となる具体的な検証内容については、具体的には明らかにされておられません。

そこで、また市長に再々質問です。

本市として、2軍本拠地の誘致に伴う財政負担額、税収増、経済波及効果などについて、具体的な試算や定量的な検証を行った上での判断なのか、それともそうした試算等を行っていない判断なのか。その辺りの見解を具体的にお答えください。

○議長（高橋八重典君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 具体的な財政に対しての判断は、現在は行っていないところでございます。

ただ、5月27日に示されました移転先公募要項におきまして、私も見せていただいたんですけど、かなり厳しい条件の下となっておりますものですから、そういった場合にはかなりの財政負担が生じるということは間違いございませんものですから、慎重にならざるを得ないわけでございます。以上です。

○議長（高橋八重典君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 次に、関連して4番目の質問になります。

先行事例である福岡県筑後市では、平成28年に福岡ソフトバンクホークスの2軍本拠地を誘致した結果、交流人口の増加や地域経済の活性化など大きな成果を上げており、その経済効果は年間十数億円規模に上ると推計がされております。

また、北海道日本ハムファイターズについても、2軍本拠地の移転を契機として、自治体間で現在活発な誘致活動が行われております。

そこで、4番目の質問です。

本市として、中日ドラゴンズ2軍本拠地移転について、7月17日を締切りとする第1次提案に応募する考えはあるのか、市長の見解をお尋ねします。

○議長（高橋八重典君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） この中日ドラゴンズの2軍球場の本拠地移転につきましては、さきの議会で横井議員からも中日新聞で説明を受けてはということで、御同行いただいてうちの職員と一緒にいただいたという経緯がございますが、今年の令和7年11月にプレスリリースされてから多くの自治体が名のりを上げておりますことは皆様方も御承知のことと思います。

先ほども担当部長が御答弁申し上げましたとおり、愛西市と本市を合わせて約25ヘクタールの土地所有者に対しまして、5月17日に説明会を開催させていただきました。

2軍球場の本拠地の誘致につきましては大きな財政支援等が必要となり、それに伴う市民生活や市民環境等への影響が大きいことから、誘致は難しいものと考えているところでございますが、7月の期限までにはもう少し時間がございますものですから、慎重に検討してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（高橋八重典君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 4月のときに、三輪建設部長に、私の私案として、又八地区とか鯛浦地区、2か所提案させていただきました、愛西とは別にですね。

そういった部分を含めて、ちょっと市長にもう一度、財政面で厳しいという御答弁だったものですから、中日ドラゴンズ2軍本拠地の誘致につきましては、用地整備や周辺インフラ整備など一定の財産負担を伴う一方で、交流人口の増加、地域経済の活性化、知名度の向上、さらには民間投資の誘発など、中長期的な波及効果が期待される事業であると考えます。企業誘致においても、各自治体は将来的な税収効果や地域経済への波及効果を踏まえて判断しているものと認識しております。

本事業についても、単なる財政支出ではなく、本市の将来に向けた投資として捉える考えはないのか、市長に再度お尋ねします。

○議長（高橋八重典君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 弥富市の現在の財政状況を考えますと、なかなか投資ということには及ばないわけでございます。

そのような中、中日ドラゴンズがこの弥富・愛西へ来るということになれば、それは経済効果はあるかと思いますが、それに伴う市の支出というものは恐らく計り知れないものがあるのではないかと想像するところでございますものですから、本市といたしましては慎重に検討してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（高橋八重典君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 今の答弁だと、例えば一般的な企業誘致にしたって、いろいろとエリアを限定して、整備等をして誘致を進めていくことにもなろうかと思うんですけれども、そういったこともできないというような答弁に聞こえるんですけれども、市長は様々な場面で財政状況の厳しさについて、先ほどの答弁もそうなんですけれども、説明されております。財源が厳しいことを前面に掲げるのではなくて、新たな行政サービスや将来に向けた事業展開は困難になるものと考えます。

また、市民からも、市役所へ行けば財源がない、予算がないためできないといったお話をよくお聞きするわけでありますけれども、市長は限られた財源の中においても、事業の実現可能性を高める工夫や財源確保の手法を含めて、できない理由ではなく実現するための方策をどのように検討し、本市の将来像を描いていくお考えか、市長にお尋ねします。

○議長（高橋八重典君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 現在、西末広のほうでは、企業用地として11ヘクタールほどの開発がもう許可が出てということになっているわけでございますが、そういった面では財政が、多少ではございますけど、増えてくるものと認識をしているところでございまして、また市の未利用地も売却しながらということで財政に充てていく、市のお金に充てていくわけござ

いますけど、ここの25ヘクタールにつきましては、まだまだ今スタートしたばかり、第1回目の説明会を開催したところでございまして、地権者の方々も初めて聞いたお話ということで、これからどのように進んでいくか分かりませんし、またそちらのほうでは農業をされている方もお見えですので、そういった方々の対策も考えていかなければならないこととございますものですから、本市としてはこの中日ドラゴンズ、また企業誘致につきましては慎重に進めていこうと思っております。以上です。

○議長（高橋八重典君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 愛西のことで今答弁いただいたんですけれども、まだ候補地は、私先ほど言いましたように、又八とか155号線の浜乙女周辺のところも可能性としてはありますので、そういったところも、愛西との共同提案ではなくて、そういったことはまだ7月17日でしたっけ、その締切りまで時間ありますので、御検討いただきたいと思います。

といいますのは、中日ドラゴンズ2軍本拠地の移転は、単なるスポーツ施設の誘致にとどまらず、先ほども言いましたように、交流人口の拡大、地域経済の活性化、弥富市の知名度向上、企業立地や定住促進など、本市の将来に大きな効果をもたらす可能性を有する重要なプロジェクトです。財政面等の課題はありますが、課題があるからこそ知恵と工夫で可能性を追求することが行政の役割であると考えます。市長には、可能性を閉ざすことなく挑戦する姿勢を期待し、1点目の質問を終わらせていただきます。

次に、2点目の質問は、都市計画税による財源確保についてであります。

本年1月の新春交歓会及び2月の当初予算記者発表において、市長は令和12年度からの都市計画税の導入を表明されました。しかし、導入の必要性や財政上の課題、市民負担の内容などについて、議会や市民への十分な説明はなされておられません。都市計画税は、市民に恒久的な負担を求める重要な制度であり、発言や報道が先行する現状は、市民に導入ありきの印象を与えかねないものだと考えております。

そこで、市長に質問します。

都市計画税導入のように、市民負担に直結する重要な方針については、まず公式な場において必要性や根拠を明示し、議会及び市民に対し十分な説明と周知を行った上で進めるべきであると考えます。

このような情報発信の進め方について、市として問題があると認識しているのか、それとも問題がないと認識しているのか、市長の見解をお尋ねします。

○議長（高橋八重典君） ちょっとお待ちください。

傍聴者の方に申し上げます。

打合せ等は議場外でお願いいたします。よろしくお願いいたします。

安藤市長。



○市長（安藤正明君） 都市計画税の導入理由につきましては、まず本市においては、今後、少子高齢化の進展に伴い、医療、介護、福祉などに係る扶助費の増加が見込まれており、将来にわたり安定的に行政サービスを提供していくためには、持続可能な財政基盤の確保が必要であると考えております。

また、併せて市街化区域における将来の道路、公園、公共下水道等の都市計画事業や土地区画整理事業を着実に進めていくためには、その事業費に充てる目的税としての都市計画税を検討することが適当であると判断したものであります。

都市計画税は、都市計画法に基づく都市計画事業等の費用に充てるために課されるものであり、市街化区域における都市の発展と住環境の向上に資する財源として位置づけられております。したがって、本市といたしましては、将来の財政需要と都市整備事業の双方に対応する観点から、都市計画税を検討する必要があると考えております。

一方で、御指摘のとおり、市民の皆様には継続的な御負担をお願いする制度であることから、その導入や運用に当たっては十分な説明と理解の醸成が不可欠であると考えております。

そのため、市民への情報発信及び説明の在り方につきましては、導入ありきの印象を与えることのないよう、制度の目的や必要性、使途、さらには市民生活への影響について、できる限り分かりやすく丁寧にお伝えすることが重要であると認識しております。

議会への説明につきましても、十分な情報提供と説明を行ってまいります。

今後、都市計画税の必要性や在り方について具体的に検討する際には、丁寧で分かりやすい情報発信に努めるとともに、市民及び議会の皆様との対話を重ねながら、慎重かつ適切に対応してまいります。以上です。

○議長（高橋八重典君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 再質問です。

先ほど言いましたように、新春交歓会の場ですとか記者発表で中日新聞のほうに小さく載ったわけなんですけれども、これは市民のごく一部の人には伝わっている情報でありまして、市民全体の方には都市計画税の検討ということすらまだ皆さん知らない状態なんですよ。

やっぱり情報の偏りがあると思いますけれども、そういったことについて、市長は新春交歓会、また当初予算記者発表において話された内容について、広報「やとみ」で市民の皆さんに周知するお考えはあるのか、お尋ねします。

○議長（高橋八重典君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） この都市計画税導入につきましては、庁内におきましてもまだまだ勉強しなければならないことがたくさんあるわけでございます。12年度からの導入予定ということでございますが、これはあくまでも予定でございまして、本当に庁内でしっかりと分析の下で市民の皆様には継続的に御負担をいただく、そんな税負担でございますものです。

から、慎重に、また丁寧にこれは説明していく必要があるということで、もう少し庁内のほうでしっかりとこの制度について詰めていきたいと思っております。以上です。

○議長（高橋八重典君） 横井議員。

○5番（横井克典君） それでは、再々質問です。

担当部長の事務方の企画部長に再々質問します。

市長は、既に都市計画税の導入時期について、令和12年度から課税を開始する考えを明示されております。その一方で、導入の必要性や制度設計、財政的な検証、市民や議会への説明など、十分な検討が尽くされていたと言い難い状況であります。

企画政策を担当する事務方の責任者として、このような進め方に問題はないと認識しているのか、担当部長の見解をお尋ねします。

○議長（高橋八重典君） 佐藤企画部長。

○企画部長（佐藤文彦君） 御答弁申し上げます。

導入につきましての市長の発言等はありませんけれども、市長の発言を受けまして、庁舎内で十分検討しながら進めていくということには変わりはありませんので、問題はないと考えております。

○議長（高橋八重典君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 問題ないって、新聞で導入すると、検討するというんじゃなくて、12年度は地域で説明会を行い、13年度は導入するという記者発表されている以上、今の答弁だと、政策を考える担当部長として、報道ありきで、そんな進め方だったら総合計画にしろ行財政改革、中期財政計画なんかつくる必要ないじゃないですか。そういったことをちょっと指摘して、次の質問に移ります。

次に、都市計画税の導入方針と第2次弥富総合計画との整合性についてお尋ねします。

市長は、都市計画税を令和12年度から導入する考えを示されておりますが、この方針は現行の第2次総合計画には位置づけられておりません。令和7年9月定例会では、第3次総合計画に盛り込むとの答弁が市長からありました。しかし、既に導入時期まで示されている以上、本来であれば現行計画にも反映し、整合性を図るべきではないかと考えます。

第2次総合計画に位置づけず、第3次総合計画で整理するとされた理由について、市長の見解をお尋ねします。

○議長（高橋八重典君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 都市計画税の導入に関する弥富市総合計画への位置づけについてお尋ねでございますが、都市計画税の制度設計を具体的に検討する際には、本市の将来の市街化区域における都市計画事業等の規模や社会経済情勢等を踏まえながら慎重に判断していく必要があります、その検討や市民、議会の皆様への十分な説明を行うには期間を要することから、

現時点において導入時期を令和12年度と想定しているところでございます。

また、将来の市街化区域内の道路、公園、公共下水道などの都市計画事業、さらにはインフラ施設の老朽化対策等の使途と併せて検討を進める必要があることから、第2次弥富市総合計画において具体的な導入としての位置づけを行うよりも、令和11年度を初年度とする第3次弥富市総合計画において明確に位置づけていくことが適切であると考えております。

今後におきましては、第3次弥富市総合計画の策定と合わせて十分な検討を行うとともに、市民、議会への皆様への丁寧な説明に努めながら、適切に対応してまいります。以上です。

○議長（高橋八重典君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 何か先送りとも思われる答弁だと思います。

再質問です。

今度はまた、担当部長の企画部長にお尋ねします。

私もかつて、かつてというか、今の現行計画の、今、後期計画ですけれども、前期計画の基本構想や基本計画、実施計画を担当しておりました。今回の進め方については、都市計画税の記載については理解できません。総合計画の位置づけのない都市計画税の導入方針や課税開始時期が先に市民に示され、その後に計画へ反映しようとしているようにしか見られません。本来、総合計画は市の最上位計画として政策の方向性を示し、それに基づいて個別施策や財源確保の方施策が検討されるものと認識しております。

今回の進め方については、従来の総合計画の考え方や政策決定の手続とは異なるように思われますが、どのような理由で第3次計画に盛り込むのか。まだ現行の第2次総合計画が走っている状態で令和11年度から始まる総合計画に盛り込むというのは、行き当たりばったりじゃないですか。その辺り、もう今、市民に導入を検討していると言っておる以上、第2次総合計画にも盛り込まなきゃいけないし、当然、第3次にも盛り込まなきゃいかんでしょう。

なぜ市民に、一部の市民にとりか新聞に公表したことを市の最上位計画の総合計画に盛り込まれないのか、市長、お尋ねします。

○議長（高橋八重典君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 先ほどから申しておりますが、この都市計画税導入につきましては、市民の皆様、また議会の皆様にも丁寧な説明が必要であるということでもあります。

そうした中で、まだまだこの私どもの職員も勉強中ということでございますものですから、そういった意味で12年度を想定しているところではございますけど、それに向け、その目標に向けて、今、内部で調整しながら、市民に分かりやすく、また理解していただけるような説明をということで検討、また勉強を重ねているところということで、現在はそういった状況でございます。以上です。

○議長（高橋八重典君） 横井議員。

○5番（横井克典君） いずれにしても、中長期的なビジョンに立った市政運営を行っていないと、もう目先の行き当たりばったりでいけば、弥富市の船がどっちへ向いていくか分からなくなりますよ、これ。行き着いたときには沈没しておったってことじゃないと思うんですよ。

やはり、もう課税するという方針が分かっておれば、市民に丁寧に説明して、以前、昨年の9月でしたけど、平野議員、また高橋議員が財政説明会をしたらどうかと言われたにもかかわらず、市の施策の説明をされた。やはり、市民に本当に財政が厳しいのであれば、きちんと市民に向き合って、正直な話をすれば市民の方は理解してくれますよ。ずっと隠し続けておいて、区長さんや区長補助員さんたちが窓口へ行って、財源がない、お金がない。そういった、断るにしてもそういう断り方は自治体職員としてあってはならないことです。一番安直な断り方ですよ、財源がないからと。そんな部長さんたち、課長さんたち、ここに座ってみえる方そうですけど、若いときからそんなことを教えてもらいました。今こういう状況で、こうだからこういうことできない。だから、そういうきちんとした丁寧な説明がない以上、お金がないからということの窓口説明でやっている、本当に弥富市の信頼は損なわれると思いますので、それだけ申し述べておきます。

次に、中期財政計画との関係についてお尋ねします。

令和8年3月に策定された弥富市中期財政計画において、都市計画税の導入がどのように位置づけられているのか、説明を求めます。

○議長（高橋八重典君） 横江総務部長。

○総務部長（横江兼光君） 本年3月に策定されました弥富市中期財政計画におきましては、今後の厳しい財政見通しを踏まえ、道路、公園、下水道など都市計画事業に要する経費について、将来にわたり安定的な財源確保が必要なこととなることから、持続可能な財政運営を行うための財源確保策の一つといたしまして、都市計画税の導入を検討課題に位置づけております。

なお、各年度の歳入として現在のところは見込んでおりません。

○議長（高橋八重典君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 再質問します。

市長は、2月の記者発表において都市計画税の導入時期を令和12年度と明言されておりますが、中期財政計画では都市計画税の導入の検討との抽象的な年度が入っていない記載にとどまっております。

市長の発言内容との整合性が取れないように見受けられますけれども、この点について市の見解をお尋ねします。部長をお願いします。

○議長（高橋八重典君） 横江総務部長。

○総務部長（横江兼光君） 都市計画税につきましては、今、市として検討段階でございますが、はっきりと導入段階が定まった時期におきまして、こちら中期財政計画に反映させていきたいと考えております。

○議長（高橋八重典君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 市長に再々質問です。

市長自ら導入時期を明言している以上、今年3月策定の弥富市中期財政計画についてもその内容を盛り込んで修正する必要があるのではないのでしょうか。この点について、市長の見解を求めます。

○議長（高橋八重典君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 先ほども総務部長が答弁をいたしました。まだ検討段階でございますが、市民に説明すらしていないような事業でございます。税負担でございますものですから、それをこちらのほうで中期財政計画に盛り込むということは到底できないわけでございますものから、しっかりと丁寧に説明をし、御理解をいただいてから、これは中期財政計画に盛り込んでまいりたいと思っております。以上です。

○議長（高橋八重典君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 今、市長言われましたけれども、今の答弁は矛盾していると思います。もう既に新聞紙上や新春交歓会で公表されている以上、検討をまだしていないから計画に盛り込めない。それは逆におかしいですよ。発言してみえるなら当然書かないかんですし、書けないってことであれば、それはそんな公の場で検討しているなんて言っちゃいかんですよ。4番目の質問に入ります。

次に、都市計画税導入に係る庁内の意思決定過程においてお尋ねします。

導入方針がどのような検討、協議を経て示されたのか、その経過が明確に示されていないと考えます。

そこで、これまで正式な庁内会議や協議の場が設けられてきたのか、その有無についてお尋ねし、併せて開催されているのであれば、開催時期や協議内容についてお尋ねします。

○議長（高橋八重典君） 佐藤企画部長。

○企画部長（佐藤文彦君） 都市計画税の導入に関する庁内の意思決定過程についてのお尋ねでございますが、現時点におきましては、本件に特化した特別な会議体は設けておりません。

一方で、本市を取り巻く状況といたしましては、先ほども申し上げましたが、将来の市街化区域内の道路、公園、公共下水道などの都市計画事業、さらにはインフラ施設の老朽化対策など、多くの行政課題に継続的に対応していく必要があると認識をしております。

税負担の公平性という観点から都市計画税につきましても、これらの市街化区域内の施策を安定的に推進していくための財源の在り方として、その必要性について検討していくこと

が重要であると考えております。

今後におきましては、庁内における検討体制の在り方も含め、関係部局と十分協議を行いながら、丁寧な検討を進めてまいります。

○議長（高橋八重典君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 今、企画部長から、これまでまだ検討していないということです。よくよく考えると、検討していないのに、どうして新春交歓会とか記者発表の場で、令和11年度に説明会を行い、12年度から課税するという発言ができたのか、ちょっと何か事務方と市長との綿密な打合せがされていないのかなと思いますので、再々質問いたします。

都市計画税に関する市の検討資料については、本年3月下旬の行政文書開示請求に対し、その都市計画税の検討についての文書が文書不存在との回答がありました。受け取りました。

そのような状況の中で、市長が令和12年度の導入と具体的な時期を示されたことについて、当時、当該時期はどのような根拠、どのような検討過程を踏まえて発言されたものか、市長にお尋ねします。

○議長（高橋八重典君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 都市計画税の今後の進め方につきましては、今年度におきましては、先進事例、蟹江町であるとかあま市さんがあるわけでございますけど、近くでは、そういったところの進め方を勉強し、来年度以降、担当の職員をつけ、都市計画税についての事務局として事業を進めていければと思っております、またこのスケジュールですと、10年度、11年度ぐらいにはきちんと市民の皆様に御理解をいただいて、12年度にスタートできればということで今進めているような状況でございます、現在は会議体等は持っておりません。以上です。

○議長（高橋八重典君） 横井議員。

○5番（横井克典君） いずれにしても、今の答弁から、市側として検討した会議を行っていないという部長の答弁と、私の行政文書開示請求に対してそういった検討をした資料がないということで、そういったことで、市長の発言が先になっている、こういう状態が明らかになったと思います。

次に、都市計画税は市民に新たな負担を求める極めて重要な制度であります。導入に当たっては、合理的な根拠と十分な説明が不可欠であります。

そこで、市長が都市計画税を導入すべきと判断された最大の理由は何か、市長の見解を求めます。

○議長（高橋八重典君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 都市計画税の導入につきましては、市民の皆様に新たな御負担をお願いすることとなる極めて重要な制度であると認識をしており、その検討に当たっては、十分

な説明と理解の醸成が不可欠であると考えております。

その上で、本市といたしましては、繰り返しになりますが、将来の市街化区域内の道路、公園、下水道などの都市計画事業、さらにはインフラ施設の老朽化対策等の行政課題に継続的かつ安定的に対応していくためには、税負担の公平性の観点から、都市計画税の必要性や在り方について検討していくことが重要であると考えております。これが本件を検討すべき大きな理由でございます。

今後、都市計画税の必要性や在り方について具体的に検討する際には、丁寧で分かりやすい情報発信に努めるとともに、市民及び議会の皆様との対話を重ねながら、慎重かつ適切に対応をしてまいります。以上です。

○議長（高橋八重典君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 今、都市計画税の導入の話をされました。財政的に厳しいということですけど、これまで市側のこういった財政の答弁を聞いていますとこれまで行政改革大綱や実施計画に基づき行政改革を進めて財政の健全化を進めてきたという答弁をされてきました。

それで、急に都市計画税の導入が必要であるというようなことなんですけれども、これまでの行政改革のみでの必要な財源確保が実際に困難であるということの認識でよろしいのでしょうか、市長にお尋ねします。

○議長（高橋八重典君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 行政改革をこれまで進めてきておりまして、その効果というものは毎年毎年数値でお示しをさせていただいているところでございますが、さらにさらにこれは進めていかなければならない行政改革でございます。

そういった中で、それにも増して施設の老朽化等、また道路、公園、公共下水等の整備がもう待ったなしの状況であるわけでございます。そのような中で、市民の皆様在市街化区域の都市計画税ということで御負担をお願いし、税の公平性の観点からも、その市街化区域の方々のために目的税として都市計画税を導入してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（高橋八重典君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 今、市長から、都市計画区域内の事業について、この当該都市計画税を充当していかなきゃいけないというようなお話でした。

それに関連して6番目の質問です。

都市計画税導入に至る経緯についてお尋ねします。

自由通路事業や下水道事業など、都市計画税の対象となる事業を進めるに当たり、当初は都市計画税を財源として想定していなかったにもかかわらず、現在は導入が必要とされていることについては、当初の財政見通しや事業計画の精査が十分でなかった、いわゆる見込みが甘かったのではないかと考えますけれども、この点について市の見解を伺います。

○議長（高橋八重典君） 横江総務部長。

○総務部長（横江兼光君） 自由通路事業や下水道事業につきましては、事業着手に当たり、国庫補助金や地方債などによる財源確保を想定した事業を計画し、進捗させてきたところでございます。

一方で、その後の社会情勢等の変化により、当初計画時には想定が困難であった物価、建築資材価格の高騰、人件費上昇などにより財政需要全体が拡大し、現在の財政運営に大きな影響を及ぼしているものと認識しております。

加えて、近年は社会保障関係経費などの固定的な経費の増加やDX推進など、新たな行政需要への対応も必要となっており、税収の大幅な伸びを見込むことを期待できないことから、本市の一般財源を取り巻く環境は、事業計画当初と比較して厳しさを増しているところでございます。

そのため、都市計画事業を将来にわたり安定的に推進していくためには、受益と負担の関係も踏まえながら、都市計画税を含む財源確保策について検討する必要性が生じてきたものであります。必ずしも当初計画精査が不十分であったということではなく、その後の社会情勢や財政環境の変化による影響が大きいものと考えております。

○議長（高橋八重典君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 今の総務部長の答弁に対して、市長に再質問です。

以前の平野議員の一般質問において、自由通路事業の進め方についての一般質問において、市長や元建設部長、今の財政課長などは、自由通路事業について財政的に問題はないとそれぞれ個別に答弁されております。

しかし、現在は都市計画税の導入が必要であるとの考えを示されており当時の答弁との整合性について疑義が生じますけれども、この点について総括して市長の見解をお尋ねします。

○議長（高橋八重典君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 都市計画税導入につきましては、自由通路事業に特化したものではございません。

先ほども申し上げましたように、道路、公園、下水道事業等、また老朽化施設等の修繕に充てるということでございますものですから、その一部が自由通路事業にも充たるかもしれませんが、特化した事業ではないということ、都市計画税ではないということを御理解いただきたいと思います。

○議長（高橋八重典君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 特化したことはないと言われても、総事業費を考えれば、自由通路事業は今でいうと50億円を超えている。これから60億、70億に膨れ上がるかも分からないという状況であって、本来であればそういう都市整備、都市計画区域内の事業は、当初から都市



計画税導入を条件に事業を進めていかないと、今、総務部長言われたように、物価高騰だ、人件費だって、それはその当時にそういうことは最悪を想定して財政運営を市民に示して、また議会に示して運営していくのが本来なんですよ。

先ほどの総合計画にあったように、後から後から計画に載せておるんやけれども、事前にそういうことを想定して載せておいた上で議論していかないと、こういう行き当たりばったりの苦し紛れの答弁になっちゃうんですよ。そういうことがないように、もう最悪のシナリオ、自由通路やるときでさえ、安直に財政的に問題ないとしたら、あのときはそうですよ。だけど、最悪のことも想定して大丈夫ってことがあのときに言えないと、私は行政としてはちょっと無責任な部分があるのかというふうに思わざるを得ません。

というのは、やはりこれから、市長も言われるように財政が厳しいということは、結局、自由通路事業にしても、これから始まっていく車新田の事業にしても、あれが例えば20億円の事業であっても、蟹江町でもそうですけど、蟹江町は総事業費の3割の補助金を出しているんですよ。弥富市それ、さっき言うように投資ができないんじゃないかなと思うんですよ。西末広の工業団地の県議の企業庁のやつはいいんですけど、弥富市が独自で進める企業誘致というか、車新田の開発にしても、そういう投資が、例えば10億なら3億円出せるだけの本当に財源が確保されているのかなとすごい心配になります。中日ドラゴンズの話もそうですけど、中日ドラゴンズに投資ができないってことは、車新田にも同じことが私は言えると思うんですけども、その辺り、また9月議会のときに質問していきたいと思いますけれども、再質問です。

令和5年、さっきの12月議会において、自由通路事業については、物価高騰とか人件費として約8億3,000万の事業費の増額が行われましたけれども、その時点では都市計画税の導入は、当然さっき言いましたように、くどいようですけれども示されておりません。にもかかわらず、現時点ではJR・名鉄から新たな大幅増額は示されていない中、なぜ都市計画税の導入が必要となったのか。再度、くどいようですけど、市長にお尋ねします。

○議長（高橋八重典君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 先ほどから申しておりますが、都市計画税導入の目的につきましては、市街化区域内のインフラ整備、また市街化区域内の施設の老朽化対策等々でございますものですから、令和5年度の自由通路事業の際のなぜ示されていなかったかという整合性につきましては、今申し上げましたように、目的税でございますものですから、駅に特化したものではないということで御理解いただきたいと思います。

○議長（高橋八重典君） 横井議員に申し上げます。

まだ質問が残っておりますので、時間内に収めていただきますようお願い申し上げまして、横井議員。

○5番（横井克典君） 次に、7番目の質問です。

前の質問で示された自由通路事業についてお尋ねします。

自由通路事業におけるJR分及び名鉄分それぞれの事業費について近年の物価高騰や資材費、人件費の上昇を踏まえ今後どの程度の増額を見込んでいるのか市の見解をお尋ねします。

○議長（高橋八重典君） 三輪建設部長。

○建設部長（三輪秀樹君） JR・名鉄弥富駅自由通路及び橋上駅舎化事業における事業費につきましては、鉄道事業者との協定額になりますが、総額48億7,427万円のうち、JR東海分は37億8,180万円、名鉄分は10億9,247万円でございます。

今後の増額見込みにつきましては、これまでの議会でも答弁しておりますとおり、近年の物価高騰や人件費の上昇などの要因による事業費の増額を前提とした協議を行う可能性は否定できないと考えております。

○議長（高橋八重典君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 今の部長の答弁を踏まえて、市長に今度お尋ねします。

再質問です。

近年の建設工事費においては、部長言われたように、物価高騰等により事業費の増額が全国的に相次いでおります。自治体によっては、計画の見直しも迫られている事例も見受けられております。令和12年度末には財政調整基金残高が6,000万円程度まで減少する見込みがあることを、財政課から資料を請求して分かったところでありますけれども、今後の財政運営にも大きな影響が懸念されます。

そこでお尋ねします。

今後の事業費増額の見込みについて、本市として、JR・名鉄事業者側へ積極的に増額見込みを確認して、的確に市として把握すべきかと考えますが、市長はどのようにお考えですか、お尋ねします。

○議長（高橋八重典君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） JR・名鉄弥富駅自由通路及び橋上駅舎化事業につきましては、多額の工事費が必要となってくるわけでございます。

そのような中、現在の社会情勢、世界情勢をかいま見ますと、上昇もやむを得ないのではないかと感じているところではございますが、できる限り工事費の抑制、JR側、また名鉄側と話し合いを持ちまして、抑えてまいりたいと思っております。将来的な負担をできる限り少なくしてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（高橋八重典君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 市長が直接金額を請求するというようなことはちょっと言われなかったもので、再々質問ですけれども、こういう人件費の高騰、物価高騰、そういったもろもろ

社会情勢を踏まえると、今後の財政負担や事業費負担のリスクを考慮した場合、都市計画税の導入を前提とするのではなく、自由通路事業そのものについて事業規模の縮小なども含めた見直し、行政改革ですね、そういった併せて検討すべきではないかと考えますけれども、市長の見解をお尋ねします。

○議長（高橋八重典君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 都市計画税導入の予定、現在の本当に予定でございますけど、令和12年度からということございまして、この自由通路事業につきましては、12年度末が完了予定としておるところでございます。

そういった中で、都市計画税を充てる充てないというのは、なかなか現在は申し上げることはできないわけでございますけど、いずれにしても、昨今の情勢をかいま見ますと、人件費、また物価高騰ということで上がってくる可能性が高いものですから、そういった面ではしっかりとＪＲ、また名鉄とは協議をしながらこの事業を進めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（高橋八重典君） 横井議員。

○５番（横井克典君） 次に８番目、ここからは都市計画税の課税に関する具体的内容についてお尋ねします。

本市における市街化区域及び市街化調整区域について、現時点でそれぞれの面積と、そこに住んでみえる人の数、人口はどの程度と推計されているのか、お尋ねします。

○議長（高橋八重典君） 三輪建設部長。

○建設部長（三輪秀樹君） 本市の市街化区域の面積は約1,110ヘクタール、市街化調整区域の面積は約3,718ヘクタールでございます。

また、令和８年３月31日現在の市街化区域の人口は２万7,461人、市街化調整区域の人口は１万5,775人でございます。

なお、この人口につきましては、市民課のデータを基に計算しておりますので、地区によっては市街化区域と市街化調整区域が混在する地区もありますので、案分による概算の数値となりますので、御理解ください。

○議長（高橋八重典君） 横井議員。

○５番（横井克典君） また、近隣自治体では、蟹江町が令和７年度から、あま市が令和９年度から都市計画税を導入すると承知しております。

これを踏まえ、本市において市街化区域内の土地、家屋を対象に税率0.3%で課税した場合、年間どの程度の歳入が見込めるのか、市の試算額をお尋ねします。

○議長（高橋八重典君） 横江総務部長。

○総務部長（横江兼光君） 本市の都市計画税につきましては、税率を地方税法で定められた

制限税率である0.3%とした場合、概算で年間約5億5,000万円と見込んでおります。

○議長（高橋八重典君） 横井議員。

○5番（横井克典君） ありがとうございます。

次に、都市計画税の具体的な負担額について市民に分かりやすい形でお示しいたぐため、個別具体の例を挙げてお尋ねいたします。

例えば、土地が小規模住宅用地2,000平方メートル以下で評価額600万円、特例により課税標準額が6分の1となる場合、また家屋が新築軽減のない住宅で評価額600万円、特例なしの場合、それぞれの固定資産税額及び都市計画税は年間幾らになるのか、具体的な数字をお尋ねします。

○議長（高橋八重典君） 横江総務部長。

○総務部長（横江兼光君） 議員から提示されました具体的なモデルケースで、税率を0.3%として機械的に計算いたしますと、土地につきましては、固定資産税は1万4,000円、都市計画税は6,000円となります。

また、家屋につきましては、固定資産税は8万4,000円、都市計画税は1万8,000円となります。

なお、税額につきましては、土地や建物の規模、特例適用の有無などにより大きく左右されることとなりますので、標準的な税額をお示しすることは困難であると考えております。

○議長（高橋八重典君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 先ほど言われたように、かなりの大きな市民の負担になるものですから、やはりこれは早いうちに弥富市の財政状況を説明して、数年かけてきちんと市民に分かっていただくような進め方をしていただきたいと思います。

また、11番、本市は令和12年度からの課税開始を想定していますが、財政調整基金の減少見通しや今後の財政需要の増大を踏まえると導入時期については慎重に検討する必要があると考えます。

将来的な財政運営への影響を見据え、令和10年度からの課税開始を含め、導入時期の前倒しについて検討する考えはあるのか、市長の見解をお尋ねします。

○議長（高橋八重典君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 本市の財政運営につきましては、議員御指摘のとおり、今後、扶助費の増加や公共施設等の老朽化対策経費の増大などにより、厳しい状況が続くものと認識をしております。

そのような中、都市計画税につきましては、将来にわたり安定的に都市計画事業を推進していくための財源確保策の一つとして、令和10年度策定予定の第3次弥富市総合計画との整合性を図りつつ、令和12年度からの導入を想定しているところでございます。

一方で、都市計画税は新たな市民負担をお願いするものであることから、制度導入に当たりましては、課税の目的や必要性、使途、負担の在り方などについて、市民の皆様に丁寧な説明を行い、十分な理解を得ていくことが重要であると考えております。

また、周知期間の確保や課税システムの構築など、制度導入に向けた準備にも一定の期間を要するものと認識をしております。

そのため、現時点におきましては、令和12年度導入のスケジュールを基本としておりますが、今後の社会情勢の変化や財政需要の動向につきましては十分注視していく必要があると考えております。

○議長（高橋八重典君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 12番目の質問に入ります。

また、都市計画税導入に当たって、都市計画税に対する市民の理解を深めるためにも、令和9年度中に市民説明会を開催し、導入の必要性や市民負担、財政状況などについて市民との具体的な議論を進めていくべきであると考えますけれども、市の見解をお尋ねします。

○議長（高橋八重典君） 佐藤企画部長。

○企画部長（佐藤文彦君） 都市計画税の導入に当たりましては、市民の皆様の御理解を得ることが極めて重要であると認識をしております。

御質問の市民説明会の開催時期につきましては、現時点においては具体的な時期を定めているものではございませんが、まずは庁内において都市計画税に関する勉強会を立ち上げ、先行導入自治体の調査・研究を進めるとともに、本市における制度設計の在り方について検討を深めてまいりたいと考えております。その上で、一定の整理が図られた段階におきましては、市民の皆様に対し、制度の趣旨や必要性、内容等について丁寧に御説明し、御理解を得られるよう努めてまいります。

○議長（高橋八重典君） 横井議員。

○5番（横井克典君） そうしますと、今のところ都市計画説明会は未定だということですが、本市の財政状況について市民に正確に理解してもらうために本年度中、または令和9年度中に財政説明会をされる予定は、考えはあるのかお尋ねします。市長にお尋ねします。

○議長（高橋八重典君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 現時点では財政説明会の予定はございませんが、広報とかいろんな市民への伝達手段を使いまして、市の財政についてはお伝えしてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（高橋八重典君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 最後行きます。

13番、仮に都市計画税の導入について市民及び議会の理解が得られず、導入が実現しなか

った場合でも、令和13年度以降の一般会計及び特別会計の当初予算について、必要な財源を確保し適正に編成することは可能なのか、市の見解をお尋ねします。

○議長（高橋八重典君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 現状において、令和13年度以降の財政状況を見込むことは困難ではございますが、今後一層の少子高齢化の進展による扶助費の増加、物価高騰などによる投資的経費の増加が予想されることも踏まえ、大変厳しい財政運営を余儀なくされるものと考えております。

このような状況は、本市に限らず全国共通のことであり、このため、県内38市のうち本市と愛西市を除く36市では都市計画税を導入し、安定的に都市計画事業が進められていると理解しております。

財政の悪化は市民生活に大きな影響を与えることになります。より一層の財政の健全性の確保に向けた財政運営が必要となりますので、行財政改革に取り組んでまいります。

あわせて、予測できる未来に向けて対応することが必要でありますので、都市計画税の導入については、まず内部でしっかりと検討を進めてまいります。

○議長（高橋八重典君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 最後、市長に……。

○議長（高橋八重典君） 時間ですので、まとめてください。

○5番（横井克典君） はい。

令和12年度末に財政調整基金が6,000万円になる。通常予算を組むときって、一般会計の繰入れを5,000万ないと予算組めないんですよ。6,000万円で組めるのか、最後それだお答えください。予算編成ができるかどうか。

○議長（高橋八重典君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 全国の自治体の多くが、ただいま厳しい財政状況に置かれております。財政悪化により市民サービスが低下しないよう、しっかりと影響を踏まえ、これからの財政運営に努めてまいります。

○議長（高橋八重典君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 以上、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（高橋八重典君） 暫時休憩をします。再開は午前10時40分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時33分 休憩

午前10時40分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（高橋八重典君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、板倉克典議員。

○6番（板倉克典君） 6番 板倉克典です。

通告に従いまして一般質問いたします。

市内にある総合福祉センター内のサービスに関して強化を希望する質問をいたしてまいります。

3月議会での平居議員の一般質問にもありましたカラオケ設備に関して伺います。

高齢者の使用者が減っているという話でしたが、配信を更新しないので使用者が減っているという考えにはならないでしょうか。コストカットでしょうか。質問してまいります。

カラオケ設備のリース更新をせず、なぜ終了するのでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（高橋八重典君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） カラオケの利用終了に至った理由につきましては、市内及び近隣市町の民間カラオケ施設の普及に伴い、公共施設におけるサービス提供の役割としては一つの区切りを迎えたものと判断し、サービス提供の終了に至ったものでございます。

○議長（高橋八重典君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） データは求めませんが、民間でカラオケ施設が増えていますでしょうか。総合福祉センターのサービスは民間と競い合うものではないと思いますが、続けます。

カラオケのリース代金は配信も含めておおよそ1年間幾らほどかかりますかお願いします。

○議長（高橋八重典君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 令和7年度分の金額でお示ししますと、総合福祉センターにおいては14万9,000円、いこいの里においては42万5,000円、十四山総合福祉センターにおいては11万3,000円でした。

○議長（高橋八重典君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 市民個人で所有するには高価な娯楽です。

さて、4月1日以降、カラオケ専用の部屋2部屋が1部屋になっています。今使用している部屋もやがて使われなくなります。カラオケのための部屋を閉鎖後どのように使う予定でしょうか。答弁をお願いします。

○議長（高橋八重典君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） カラオケルームの今後の利活用について、現時点においては決まっておりませんが、高齢者の集いの場として有効活用を検討してまいります。

○議長（高橋八重典君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 後が決まっていけないのにやめてしまうということです。まずコストカ

ットし、その後考えるということですが、それでよいのかなという思いです。

利用する高齢の方にとって、毎週の生きがいになっていたり、友人との交流に使われるなど、貴重な重要な施設であると思います。高齢者の集いの場として、防音されているカラオケ部屋を有効活用するということですがやはりそれがカラオケ施設が向いていると思います。

来年度、カラオケをリース更新し復活してください。答弁をお願いします。

○議長（高橋八重典君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） カラオケにつきましては、高齢者同士の交流の場として意義のあるものと認識はしておりますが、民間のカラオケ施設の普及が進む中、民間で行えるサービスは民間へ移行していく考えに基づき、サービス提供の復活はしないものと考えております。

○議長（高橋八重典君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） カラオケがあり、お風呂も喫茶店もあって、安く利用できるのが総合福祉センターのよいところです。復活はないという答弁ですが、復活を望みます。

続けます。

事務局の方、書画カメラ1をお願いします。

電位治療器というものがあります。体に電位を与えて治療する機械です。

鯛浦の総合福祉センターと十四山総合福祉センター内の電位治療器、名前はヘルストロンと言います。頭痛、肩凝り、慢性便秘、不眠症という4つの症状の緩解が認められ、医療機器として昭和時代に厚生省から承認された医療機器です。

そのヘルストロンが4月から市の方針で利用終了となっています。3月議会で、3月末で利用を終了すると説明がありました。故障したわけでもなく、期限を区切って終了したという印象です。5月中旬までは、電源は入っていないものの各福祉センター内にありましたが、現在ありません。廃棄されてしまっています。

鯛浦の総合福祉センターと十四山総合福祉センターにあった電位治療器ヘルストロンを終了した理由を答弁をお願いします。

○議長（高橋八重典君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） ヘルストロンの利用終了に至った理由につきましては、設置機器が販売終了から20年以上が経過し、部品等の調達が困難なことから、保守点検及び修理対応ができないことになりました。このため、令和7年度末をもって機器設置の終了に至ったものでございます。

○議長（高橋八重典君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 厚生省から医療電気機器の使用方法について詳細を定めた通知、医療電気機器による漏電事故等の防止についてというものが出ていまして、答弁にありますよう



に、保守点検は重要になっています。電位治療器ヘルストロンですが、当時、設置に関して株式会社中部ヘルストロンという会社に関わっていましたが、現在は存在しません。その会社は。保守点検もできなくて、機器として寿命が来たという答弁と捉えさせていただきますが、続けます。

総合福祉センターに4台と十四山総合福祉センターに6台あった電位治療器ヘルストロンですが、この電位治療器は設置当時幾らほどで購入しましたか、お願いします。

○議長（高橋八重典君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 総合福祉センターにおいては、4台で142万3,000円、いこいの里においては、4台で142万3,800円、十四山総合福祉センターにおいては、6台で178万5,000円でそれぞれ購入いたしました。

○議長（高橋八重典君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） いこいの里にもあったんですね。割り算しますと、総合福祉センターの機器は1台約35万円、いこいの里の機器は1台約30万円です。個人が所有するには高価で、行政施設のサービスならではのです。利用者にも愛された機械です。

瀬戸市では、スカイウェルという名前の同じ電位治療器が設置されています。1回20円、100円で、利用料金として集まったお金の一部が赤い羽根共同募金に寄附されるという仕組みで運営されています。各自治体の福祉施設に向け、保守点検業務をしっかりとってくれる専門業者があります。電位治療器が弥富市の高齢者の健康維持の手伝いをしてくれるという観点で再設置を望みます。

各総合福祉センターの利用者から声が届いています。恐らく各福祉センターの職員にも声は届いていると思います。各施設2台ほどで構いません。電位治療機スカイウェルなど、新たに設置してください。答弁をお願いします。

○議長（高橋八重典君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 限られた財源において持続可能な市政運営を維持していくため、中長期的な維持管理コストの観点からも、将来的な設置も難しいものと考えております。

○議長（高橋八重典君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 最初の設置台数が多いので撤去したときの喪失感が大き過ぎて、市民サービスが大変な勢いでなくなっていると市民が気がついています。

事務局の方、書画カメラ2をお願いします。

写真は鯛浦の総合福祉センターにあるマッサージ機です。シンプルなものです。十四山総合福祉センターにあったマッサージ機が老朽化で故障し、修理できないという理由で撤去されています。今年4月のことです。新たな機器を設置する予定がないと貼り紙がされていま

した。このマッサージ機に関しても、高齢者の健康維持の手伝いをしてくれる道具だと考えれば貴重なサービス機器です。

十四山総合福祉センターにマッサージ機の再設置をお願いします。答弁をお願いします。

○議長（高橋八重典君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 十四山総合福祉センターのマッサージ機の再設置につきましては、考えてございません。

○議長（高橋八重典君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 先ほどの写真は、鯛浦の総合福祉センターのものでした。現在稼働しています。故障したら撤去されるのがもう想像できてしまいますが、伺います。

稼働している総合福祉センターのマッサージ機、鯛浦のマッサージ機は故障したら撤去の予定でしょうか、お願いします。

○議長（高橋八重典君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 総合福祉センターにおきましても、現行の機器が使用不能となった場合は撤去し、機器の再設置につきましては考えてございません。

○議長（高橋八重典君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 私、3月議会で小学校の校庭にある遊具に関して一般質問いたしました。が、軒並み傷んだ遊具を撤去して終わらせてしまう印象を受けました。今も同じ印象です。新しいものに更新していただきたいという希望です。

続けます。

各総合福祉センターにあるデジタル自動血圧計は、故障したら撤去の予定でしょうか。答弁をお願いします。

○議長（高橋八重典君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 血圧計につきましては、入浴前後における利用者自身の体調確認のために必要があることから、故障した場合には修理または機器の更新を行ってまいります。

○議長（高橋八重典君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 仮の質問でしたが、答えていただいています。自動血圧計は娯楽ではなく現状把握をするものであり、楽しみにして使用するものではないですが残してください。

続けます。

新聞に関してです。

中日新聞と中日スポーツの2紙購入がされていましたが、中日スポーツの購入を市の方針ということで、4月以降購入をやめて利用者が読めなくなっています。市の方針という理由でした。

新聞、中日スポーツの購入をなぜやめましたか。市の方針とは何でしょうかお願いします。

○議長（高橋八重典君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 今後の施設の在り方を検討するに当たり、現在の入浴や娯楽に特化した施設から、健康づくりや多世代交流の場づくりなどの要素を取り入れた施設運営ということも考えていかなければならない中におきまして、中日新聞1紙の購読とさせていただいたものでございます。

○議長（高橋八重典君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 中日スポーツの月額購読料、お願いします。

○議長（高橋八重典君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 令和7年度末時点では、消費税込みで月額3,000円でした。

○議長（高橋八重典君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 先ほど横井議員の質問で、中日ドラゴンズのファーム拠点の移転先候補の話がありました。たくさんの自治体が手を挙げています。プロ野球ファン、特にドラゴンズファンが多い地域ですから、まちおこしを考える上で市民の追い風を受けやすいことにもなります。

さて、この新聞、中日スポーツですけれども、プロ野球ファン、ドラゴンズファンも多い弥富市の福祉施設で、この中日スポーツはスポーツや娯楽記事に特化していますし、市民に読んでもらうにも適していると思います。多世代交流の場づくりを考えるということならば、たくさんの利用者が読んでいた、コストカットとは言われていませんが、月3,000円の新聞をやめるのかと残念で仕方がないです。

質問です。

新聞、中日スポーツの再購入の考えはありますか、お願いします。

○議長（高橋八重典君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） スポーツ新聞の再購読につきましては、考えておりません。

○議長（高橋八重典君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） コストカットとは言われませんが、新聞1紙をやめたわけですね。ただ、私は思うんですが、これは御家庭レベルです。お父さんしか新聞を読まないから、借金もあるし、家計を考えて購読をやめるという話なら分かるんですが、4万3,000人ほどの人口の弥富市が言いますかという話です。

これは、経費削減のためにカットする部分を考える職員の方たちを責めるものではありません。市長、副市長がとにかく経費を削減せよと各部、各課に指示し、職員の方が削減する

ものを絞り出している結果であると思っています。

カラオケを継続してほしいという質問の答弁で、民間にあるサービスはそちらに移行という理由でした。総合福祉センターの娯楽や健康的なサービスはほぼ民間にありますから、民間に任せて税金を使わないようにするとサービスがなくなってしまう。喫茶店もお風呂も民間にありますから、そういうことです。

民間に任せて税金を使わないようにコストカットするのは、総合福祉センター内の市民サービスではなく、ＪＲ・名鉄弥富駅橋上駅舎化事業ではないでしょうか。40億円ですとか、莫大な弥富市の持ち出しがあります。24時間通行できる駅の上の市道、自由通路はやめて、夜中は閉門して、事業主体はＪＲ東海、民間ということですね。民間に任すのはカラオケではなく駅舎の工事ですよ。月3,000円の新聞代金の比ではないということです。

続けます。

なぜ総合福祉センター内の高齢者への住民サービスをそこまで削るのでしょうか。市長、答弁をお願いします。

○議長（高橋八重典君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 少子高齢化の急速な進行や継続する物価高騰などの厳しい社会経済情勢は、本市の財政運営においても大変重くのしかかってきております。

特に柔軟な行財政運営を行っていくために必要となる財政調整基金の著しい目減りを食い止めるために様々な視点から対応していく必要がございます。この対応として事務事業総点検を行い、必要性、公共性を基に全ての事務事業を見直した結果であり、高齢者への住民サービスに限った削減ではないことを御理解いただきたいと思います。

なお、電位治療機ヘルストロンは、現在は施設からないわけですが、この効力は、先ほども議員おっしゃられたとおり、肩凝りであったり慢性的な便秘の解消であったりというようなことでございます。

そういった中で、これまだ検討も何もしない状況ではございますけど、そういったものに代わる、例えばストレッチマットであったりとかストレッチポールを置いて、高齢者御自身が柔軟性を持った体になっていただければ肩凝りも解消されますし、また慢性の便秘等も解消されるのではないかと考えているところでございますが、そういったことも今後は少し検討させていただきたいと思っております。

また、新聞につきまして、現在は中日新聞１紙ということでさせていただいておるところでございますが、中日ドラゴンズが多い弥富市民ということでございますものですから、中日新聞をスポーツ新聞に切り替えるということは、これ可能なことでございますものですから、皆様の御意見を聞いて、またこちらのほうも進めてまいりたいと思っているところでございます。以上です。

○議長（高橋八重典君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 福祉や子育てでも他市町から一步リードしていた時期が弥富市にはありました。簡潔に言ってしまうと、税金の使い方のバランスが崩れ出していると考えます。公共事業を何か1つ中止にすることを考えてもいいのではないのでしょうか。今現在でも副市長、市長の強い指示で何かの予算をカットしなければならない苦しい職員がいます、きっと。総合福祉センターの話に戻ります。

福祉センターの存在意義、今後の在り方をどう考えますか。答弁をお願いします。

○議長（高橋八重典君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 老人福祉センターは、高齢者の健康増進、教養の向上、レクリエーションの場を総合的に提供することを目的として設置され、市民の皆様には長年にわたり施設を御利用いただいております。

しかしながら、近年では、全国の同様の施設においても施設及び設備の老朽化対策に多額の費用を要しており、施設の維持管理の観点において、従来と同様の施設運営を継続していくことが、施設の存在意義を問われる流れに変わってきております。

また、このような状況において老人福祉センターは従来の入浴や娯楽を提供する憩いの場から、高齢者の孤立防止、社会参加、介護予防を目的とした多機能な地域施設の役割、健康増進事業の強化や多世代交流を通じた地域コミュニティ施設への転換が求められております。

本市としまして、カラオケや娯楽中心の運営から、既存機能の拡大として高齢者を対象とした健康体操や体力測定を行う元気塾への参加の促進や、社会的孤立の防止として、福祉センターを定期的に利用する各種団体の活動へ、高齢者が気軽に集える地域の居場所機能としての働きかけを行い、新たな楽しみな日課づくりとセンターの利用促進につなげてまいります。

○議長（高橋八重典君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 各種団体の活動へ高齢者が気軽に集える地域の居場所機能といただきましたが、スマイル教室をこの春でやめてしまっています。第3次弥富市健康増進計画の中で、生き生き暮らせるまちづくり、健康寿命の延伸を基本理念とするとうたっています。ところが、高齢者が総合福祉センターを訪れた際の楽しみにしている日常の日課を物すごい勢いでなくしています。サービスをなくしたら別のサービスを追加して、高齢者の楽しみを確保してください。強く要望し、次に参ります。

校外で学ぶ児童・生徒の環境に関して質問してまいります。

学校を平日に休んで、保護者らとその日を体験・探求学習に活用するラーケーションに関してまず伺います。

校外での自主学習活動になりますから、子供は学校に登校しなくても欠席扱いにはなりま

せん。ラーケーションに関して、愛知県全体の休み方改革プロジェクトの中で4年前から始まったこのラーケーションに関してですが、市内小・中学校、小学生、市内中学校、中学生のラーケーションの平均取得日数を答弁お願いします。

○議長（高橋八重典君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） ラーケーションは年間3日取得でき、小学校における平均取得日数は0.62日となっています。また、中学校における平均取得日数は0.26日でございます。

○議長（高橋八重典君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 愛知県教育委員会のラーケーションの例では、保護者と大相撲観戦とか大学の講義に参加など、保護者としてもお金を使ったり、かなり下調べしないとできないものが例として記載されています。ですが、自宅でちらしずしを保護者と作るという例もあります。弥富市教育委員会のラーケーションの例では、そこまで大がかりな内容の記載はありません。このラーケーションは、子供の考えだけでは計画は難しく、保護者との話合いの中で保護者の考えや生活環境が大きく影響して計画が決まるようなものです。

ラーケーションの届出が児童・生徒から出た場合、担任教師が学習計画の内容によって受理しないということはあるのでしょうか、お願いします。

○議長（高橋八重典君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 本市におけるラーケーション制度は、県の実施要綱に基づき、保護者と共に行う、体験的・探求的な学びの要素を含むことの2点を要件としております。

ラーケーションカードの提出に当たっては、御家族でよく話し合って計画を立てて、学級担任まで提出することとしております。提出された学習計画が上記制度の要件を明確に満たしていない場合には、要件を満たすよう計画内容の修正や具体化をお願いすることがございますが、受理しなかったことはございません。

○議長（高橋八重典君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 先ほど、小学校では平均取得日数は0.62日、中学生の平均取得日数は0.26日と答弁いただいておりますが、愛知県教育委員会発表の県の平均取得日数ですが、小学生平均取得日数1.8日、中学生平均取得日数1.7日です。

弥富では活用する児童・生徒が少ないと感じますが、教育委員会独自の分析はありますか、答弁お願いします。

○議長（高橋八重典君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 本市では、ラーケーションを活用する児童・生徒が多いとは言えない状況にあります。

現時点では市独自で詳細な分析を行うまでには至っておりませんが、県の調査では、ラーケーションを取得しなかった理由として、家庭の予定が合わなかった、学習や部活動の影響

を心配した、制度の内容を十分に理解していなかったといった声が多く寄せられております。

こうした県全体の傾向は、本市の状況とも重なる部分があると考えております。そのため、制度の趣旨や活用方法がより伝わるよう、学校を通じた丁寧な周知に努めてまいります。

○議長（高橋八重典君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 今年の秋に愛知県で開催されますアジア競技大会・アジアパラ競技大会を競技場で観戦するための特別ラーション、観戦特別ラーションが追加で2日増やされます。合計5日になります。校外にも学習する場がたくさんあり、欠席扱いにならないことなど、保護者や児童・生徒にしっかり趣旨を伝えて取得を促進してください。お願いします。

続けます。

不登校児童・生徒の状況と応援の覚悟に関して聞いてまいります。

令和7年度末の3月31日の時点の市内の小学校8校、中学校2校、各学校の児童・生徒の在籍人数を各校ごとに答弁お願いします。

○議長（高橋八重典君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 令和8年4月1日現在における市内小・中学校の在籍人数は、弥生小学校503人、桜小学校338人、大藤小学校113人、栄南小学校78人、白鳥小学校251人、十四山東部小学校99人、十四山西部小学校74人、日の出小学校476人、弥富中学校656人、弥富北中学校399人でございます。

○議長（高橋八重典君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 小学校8校、中学校2校、各学校の不登校児童・生徒の人数を各校ごとに答弁お願いします。

○議長（高橋八重典君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 令和8年3月1日現在における市内小・中学校の欠席日数が30日を超える登校児童・生徒数は、小学校52人、中学校76人、全体で128人でございます。

学校別の状況につきましては、弥生小学校6人、桜小学校13人、白鳥小学校8人、日の出小学校20人、弥富中学校48人、弥富北中学校28人でございます。

一方で、これ以外の学校は不登校児童数が少なく、その数を公表することにより個人の特定につながる懸念があるため、人数の公表は控えさせていただきます。

本市といたしましても、引き続き児童・生徒一人一人の状況を丁寧に把握し、関連機関と連携しながら不登校児童・生徒への支援に努めてまいります。

○議長（高橋八重典君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 一部公表を控えるというところがありました。

私、2年前にも不登校児童・生徒の人数を各校ごとに一般質問で聞きました。全て答弁を

もらっています。児童数の少ない学校は不登校になる児童の数が少ないのはもちろんですが、弥生小や桜小のようなたくさんの児童がいる学校より割合、パーセントが少ないという数字を確認したいので質問しております。

再質問ちょっとさせていただきたいんですが、お願いします。

教育部長にお聞きします。

2年前に不登校児童の人数を各校ごとに聞いて答弁をもらいました。その頃、どちらかの保護者から子供が特定されて困ったという苦情が教育委員会にありましたか。答弁お願いします。

○議長（高橋八重典君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） そのようなお声はいただいておりません。

○議長（高橋八重典君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） ないということですね。

児童数と不登校児童数の割合を数字で確認するために聞いております。2年前もです。学校以外にも学ぶ場はある。教育委員会も不登校児童・生徒に寄り添っていきましょうという内容でした。個人の特定につながる懸念という理由ですと、不登校は問題行動で、保護者は隠すべきことと思っているという先手を打った懸念に聞こえます。そこで止まっていただきたくないと思っています。

仮に今回、人数を答えて特定されたではないかという苦情があったならば、趣旨がはっきりしているので教育委員会としては答えました、そう言っていただいたらよいと思っています。そして、不登校は問題行動ではなく、教育委員会としても校外で学ぶ場を設置したりと応援していると。もし特定して何か言ってくる他人がいたならば、教師や教育委員会が出ていって、それは違いますよと言いますよと言うということですね、それが教育関係者や教師の腕の見せどころではないんでしょうかと思っています。

続けます。

文科省は、2024年度で過去最多の不登校の児童・生徒となったと発表しています。

市内小・中学校で2024年3月時点と比べ、2026年3月時点の不登校児童・生徒の割合が、小学校、中学校ともに弥富市内減っております。私の調べです。

小学校合計が2.8%から2.6%、中学校合計が7.2%から6.8%へ、小学校では、弥生小が2024年度と2026年度で比較すると2.9%から1.2%に減っています。児童数が多い学校ですから、この数字が小学校全体の割合を押し下げています。

そして、中学校ですが、統合で生徒が増えた弥富中学校が7.9%から6.9%に減っています。生徒数が多い学校ですから、やはりこの数字が中学校全体の割合を押し下げています。

通告しております3つ目と4つ目を同時に質問します。



弥生小が2年前と比べ不登校児童数の割合が減った要因、そして弥富中学校が2年前と比べ不登校生徒の割合が減った要因をどう考えていますか。答弁をお願いします。

○議長（高橋八重典君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 不登校の状況は、児童・生徒一人一人の背景が異なることから、要因を特定することは難しく、また特定の取組と改善との因果関係を断定することもできないところでございます。

具体的な取組としましては、スクールカウンセラーや支援員との連携を生かした相談体制の充実、教室以外で過ごせる児童の状況に応じた学びの場所や居場所づくり、家庭との小まめな情報共有、幼保小連絡協議会を通しての情報共有といった学校の日々の積み重ねが上げられます。

その上で、弥富中学校では、毎週行う生徒指導部会に養護教諭やスクールカウンセラーも参加し、生徒の小さな変化を丁寧に受け止め、早い段階で関わる姿勢を大切にしてきたことが、結果として改善につながったものと受け止めております。

本市といたしましても、こうした学校の取組を大切にしながら、相談体制の充実等の環境づくりに引き続き努めてまいります。

○議長（高橋八重典君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 不登校になる理由ですが、児童・生徒の欠席理由の報告が各学校からあると思いますが、文部科学省の発表では、不登校児童・生徒の欠席理由、不登校の理由は、1番目に不安、無気力が上がっています。何に対して不安、無気力なのか理解したいのですが、不登校理由の不安、無気力に対してなぜそうなったか、弥富市教育委員会ではどう分析していますか。答弁をお願いします。

○議長（高橋八重典君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 学校からは、生徒一人一人には発達の特徴が隠れており、適切な理解や支援が得られず不適応を起こしてしまうケース、思春期特有の人間関係への不安から心理的に疲弊し、登校が難しくなるケース、学業不振や家庭環境など複数の要素が重なり合うケースなど、様々な背景が複合的に影響していると聞いております。

本市といたしましても、様々な要因が複合的に絡んでいるからこそスクールカウンセラーをはじめとした相談体制を充実させ、一人一人に寄り添った支援をしてまいりたいと考えております。

○議長（高橋八重典君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 総体的に見て、学級数の少ない学校より学級数の多い学校のほうが不登校児童・生徒が多い傾向がありますがどう分析していますか、お願いします。

○議長（高橋八重典君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 不登校の背景には一人一人異なるため、学校規模と不登校との因果関係を特定することは難しいと考えております。本市の総合教育会議でも、様々な家庭環境の子供が多く混在する地区では不登校が生じやすい傾向があるとの意見が示されましたが、あくまで傾向であり、学校の規模だけで説明できるものではないとの認識が共有されております。

学級数が多い学校では、人間関係が複雑になりやすい、集団が大きいことで個々の困り事が見えにくい場合があります、一方で、学級数の少ない学校であっても、人間関係が固定化して生きづらさを感じることも起こり得るため、学校規模だけでは不登校の傾向を説明することはできないと考えております。

○議長（高橋八重典君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 承知しました。

文部科学省の調査からですが、空いている教室を活用しての校内教育支援センターを設置している学校の調査が発表されています。愛知県の公立小・中学校は、設置率43.4%と発表されています。

市内小・中学校の一部に通級指導教室がありますが、これは文部科学省の調査対象となった校内教育支援センターでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（高橋八重典君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 本市の通級指導教室は、校内教育支援センターとは別のものがございます。

通級指導教室は、通常の学級に在籍しながら必要な時間だけ通級し、個々の特性に応じた学習支援やコミュニケーション支援を受けることを目的としております。現在、市内では弥生小学校、桜小学校、白鳥小学校、日の出小学校、弥富中学校、弥富北中学校の6校で開設しております。

一方で、校内教育支援センターは、不登校傾向の児童・生徒や教室での生活が不安定な児童・生徒を対象に、学校とのつながりを保ちながら安心して過ごせる場所を確保することを目的とした施設になります。学習支援や相談支援を行い、学校復帰につなげる役割を担うものでございます。

本市では、校内に教育支援センターを設置しておりませんが、校外に設置している教育支援センター「アクティブ」がその役割を担っております。

○議長（高橋八重典君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 市内小・中学校内に6教室ある通級指導教室の利用者数を6校、各学校ごとに答弁をお願いします。

○議長（高橋八重典君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 本市では、小・中学校合わせて6校を拠点校として通級指導教室を設置しており児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた専門的な指導を行っております。

利用人数につきましては、令和8年4月末時点で、小学生52人、中学生11人でございます。児童・生徒の特性に関する情報が推測されるおそれがあることから、学校ごとの具体的な人数を公表することは差し控えさせていただいております。

小学校や中学校では、拠点校に配置された担当教員が、その他の小学校へ巡回指導を行っており、市内全ての児童・生徒が必要に応じて支援を受けられる体制となっております。

○議長（高橋八重典君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 文部科学省で、令和5年3月に誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策、COCOLOプランというものが取りまとめられていて、愛知県教育委員会を通じて弥富市教育委員会に通知が来ています。不登校の児童・生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思ったときに学べる環境を整えるとして、校内教育支援センターの設置促進に関して速やかな推進に努めてほしいという通知です。登校できても教室に入れないという児童・生徒が割合で多い学校に校内教育支援センターを設置することが必要ではないかと思います。

質問します。

市内小・中学校いずれかに校内教育支援センターを設置する考えはありますか。答弁お願いします。

○議長（高橋八重典君） 高山教育長。

○教育長（高山典彦君） お答えいたします。

本市における教育支援センター「アクティブ」は学校の外にあり、学校に通いづらさを抱える児童・生徒には適していると考えています。

校内教育支援センターは、学校には行くことができますが、教室には入れない児童・生徒にとっては有効である一方で、アクティブのような専任の指導員を県費で配置する制度設計にはなっておらず、空き時間の先生がその指導に当たるという面での課題がございます。

今後は、児童・生徒の実態や活用できる部屋、指導員の確保等を総合的に考えていきたいと思っています。

○議長（高橋八重典君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 校内教育支援センターの設置率、全国平均ですと小学校は49.1%、中学校は77.5%で、愛知県は低いです。愛知県は、小・中学校で43.4%ですから、愛知県の教育予算が足りないと本当に実感します。

教育支援センター「アクティブ」に関して伺います。

令和8年度4月末現在のアクティブに体験入室中の児童・生徒を含んだ在籍数を御答弁お

願います。

○議長（高橋八重典君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 令和8年4月末時点では4人が在籍している状況でございます。  
体験中の児童・生徒はおりません。

○議長（高橋八重典君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） こどもまんなか児童福祉週間というものが、先月5月5日から1週間ありました。こども家庭庁などが唱えているものですが、その運動項目の4番目にこどもの居場所づくりに関する指針というものがあります。誰一人取り残さず、全てのこどもが自分の居場所を持ち、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態でいられる社会の実現を目指すとあります。学校や社会、家庭が不登校児童・生徒に共感的理解をし、受容の姿勢を持つことが重要であると思っています。

最後に、不登校の児童・生徒を支え、応援する覚悟を教育長に答弁をお願いします。

○議長（高橋八重典君） 高山教育長。

○教育長（高山典彦君） 本市といたしましても、不登校は児童・生徒が抱える不安や困難のサインであり、まずはその気持ちに寄り添うことが重要であると考えております。

子供の声を丁寧に受け止めること、学校や社会とのつながりを保ち続けること、安心して過ごせる環境と学びの機会を確保すること、そして不登校となった児童・生徒の保護者の気持ちに寄り添い、そのケアを行うことを基本に、学校やアクティブ等と連携しながら、不登校の児童・生徒をしっかりと支えていく覚悟でございます。

○議長（高橋八重典君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 学校という場所に行けない子供たちがたくさんいます。アクティブの存在はますます重要になってくると思います。これからも運営に頑張っていただきたいとお願いし、私の一般質問を終わります。

○議長（高橋八重典君） 暫時休憩します。再開は午前11時25分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時21分 休憩

午前11時25分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（高橋八重典君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次の質問者であります小久保照枝議員から資料配付の依頼がありましたので、これを認め、各位に配付しましたのでよろしくお願いいたします。

次に、小久保照枝議員。

○9番（小久保照枝君） 9番 小久保照枝でございます。

通告に従いまして、一般質問いたします。

本日は、病児・病後児保育の充実について、小・中学校の熱中症対策について、高齢者福祉センターに「マージャンで憩いのひろば」をの3点において質問させていただきます。

まず初めに、弥富市の子育てを支えるための病児・病後児保育についてお伺いいたします。

子供が急に体調を崩したとき安心して預けられる場所があるかどうかは、子育て家庭にとってとても切実な問題です。

本市では、ファミリー・サポート・センターが地域の支え合いとして機能し、利用会員500名、協力会員169名と体制が整いつつあります。私も協力会員の一人です。

病児・病後児保育を利用するには別途手続が必要です。子供の健康状況票、病児・病後児保育事前打合せ票、投薬依頼書、病児・病後児保育時用医療連絡票への細かい記載が必要になります。大変な手続ではありますが、しかし病児・病後児保育を使わなければ、共働き家庭が増える中、体調が整っていない子供を無理に保育園へ預け、結果としてほかの園児へ感染が広がるケースも懸念されます。子供にとっても、保護者にとっても、そして保育現場にとっても、安心して利用しやすい病児・病後児保育の充実は、今まさに求められる課題ではないでしょうか。

そこでお伺いいたします。

過去3年間の病児・病後児保育の利用状況をお聞かせください。

○議長（高橋八重典君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） ファミリー・サポート・センターの病児・病後児保育事業を利用した病児・病後児の延べ人数は、令和5年度は利用申込み69人に対し実際に利用したのは27人、令和6年度は利用申込み32人に対し実際に利用したのは16人、令和7年度は利用申込み29人に対し実際に利用したのは16人でございました。

○議長（高橋八重典君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 令和5年度から3年間聞かせていただきました。

年々申込人数も利用人数も減少しつつあることが分かりました。

次に、利用料についてお伺いいたします。

書画カメラ1をお願いいたします。

今回、病児・病後児保育の近隣市町の状況について調べました。項目を市町村名、下には実施類型、定員、利用料、対象児童、利用時間、場所となっています。

弥富市は、実施類型においては病児・病後児の類型になっています。

ここで違いを説明いたしますと、ファミ・サポ、ファミリー・サポートとは地域の住民同士が子育てを助け合う相互援助の仕組みであり、協力会員が1対1で子育てサポートする国の子育て支援制度であります。また、病児・病後児保育とは、施設等で看護師、保育士が常

駐し、専門的な体制の下で安全に預かれるよう国が整備した子育て支援と認識しております。

次に、本市の病児・病後児保育の利用料は1時間1,200円、上限3,600円という時間制です。一方、病児・病後児類型の近隣市町では日額1,000円から2,000円が一般的で、非課税世帯や生活保護世帯への減免も行われております。また、全国相場でも1日2,000円から3,000円が主流で、短時間利用でも負担が重くならない日額制が広く採用されています。

書画カメラ、ありがとうございます。

本市の料金は明確に高く短時間でもすぐ上限に達するため、利用負担があるのではないのでしょうか。

そこでお伺いいたします。

本市の利用料金が近隣市町と比べて高い理由をお聞かせください。

○議長（高橋八重典君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 近隣の自治体におきましては、事業者ごとに認定こども園、病院、診療所、保育所などの運営施設で、その施設職員が病児・病後児保育事業を実施しているところが多く、料金につきましては、事業者による日額の設定となっております。

それに対しまして、本市の病児・病後児保育事業は、子育ての援助を受けたい人と援助できる人がそれぞれ利用会員と協力会員になり、子育てを助け合う有償ボランティア組織、いわゆるファミリー・サポート・センターを活用した事業でございます。その利用料は、協力会員への報酬として支払われるものであり、1時間当たり1,200円で上限額を3,600円としております。なお、上限額を超える利用分の報酬は利用会員の負担とはせず、本市が助成金として協力会員へ支払うこととしております。

県内では、施設等併設型で日額や、本市と同様なファミリー・サポート・センター活用型事業でも1時間当たりが低額の自治体もございますが、本市においては、市内医療機関に御協力いただき、医師連絡票の文書料を300円で発行していただくことで利用者の負担軽減を図っております。また、過去においては長時間利用がほとんどでありますので、他自治体のファミリー・サポート・センター事業との比較においては同等水準でございます。

○議長（高橋八重典君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） ファミ・サポの区分であれば理解ができますが、本市においては看護師、保育士が常駐する体制の病児・病後児区分であれば、料金のほうも他自治体に合わせられるのではないかと思います。

子育て家庭の負担軽減は最優先の課題です。近隣市町の状況を踏まえ、日額制への移行、非課税世帯、生活保護者の減免、多子世帯への配慮など、利用しやすい料金体制への改善が必要と考えます。

そこでお伺いいたします。

これらの料金見直しを検討できないか、お伺いいたします。

○議長（高橋八重典君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 先ほどの答弁でも申し上げましたが、本市においては、市内医療機関に低額で文書料の作成に御協力をいただいております。

また、事業の利用に当たりましては、長時間で利用料が上限に達する利用者がほとんどであり、利用料の上限を超えた分は本市が助成していることから、現時点での料金の見直しは考えておりません。利用者の皆様におかれましては、時間を気にせず御利用いただきたいと思います。

○議長（高橋八重典君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） ぜひ病児・病後児区分料金を研究していただき、より利用料金の軽減を図り、子育て支援につなげていただきますよう要望しておきます。

次に、医療連絡票のPDF化、スマホ入力などについてお伺いいたします。

先ほどの資料1にも掲載しておりましたが、あま市や稲沢市は、予約システム電子申請が可能、大治はLINE予約が可能となっております。しかし、本市の病児・病後児保育を利用する際の手続は、保護者にとって非常に負担が大きいものとなっております。

というのも、現在の利用の流れは、まず1. 事前にファミリー・サポート・センターの利用会員登録を行い、さらに子供の健康状況票を提出しておく必要があります。この時点で既に複数の書類を準備しなければなりません。次に、2. 利用したい前日にはファミリー・サポート・センターへ電話で予約をいたします。さらに、3. かかりつけ医を受診し、医師連絡票を書いてもらう必要があります。これはどことも同じだと思います。医師連絡票は、一番最初に利用会員手続のときにお渡ししているそうですが、用紙がない場合はファミリー・サポート・センターに取りに行かなければならないそうです。体調が悪い子供を連れて受診し、書類作成、医師連絡票を受け取り、当日持ち物を確認し、書類を提出する、この一連の流れは保護者にとっても大変な負担かと思います。特に、書類が多いので申込みをしやすくしてほしいといったお声を伺っております。

一方、全国では、病児・病後児保育の予約システムあずかるこちゃん、現在ではテオテ病児保育が広く導入され、事前登録を行った後は市ホームページから利用連絡票を印刷し、医療機関に記入を依頼、空き状況の確認、予約、医師連絡票の事前入力がスマートフォンで完結します。予約を確認しましたら、当日は持ち物の確認、入室前問診入力を行い利用開始という流れになっております。稲沢市でも導入され、利用者の負担軽減につながっています。本市でも、まずは医師連絡票や問診票のPDF化、スマホ入力可能な様式の導入など、できるところから改善すべきと考えます。

そこでお伺いいたします。

手続の簡素化を進める考えはないか、お伺いいたします。

○議長（高橋八重典君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 病児・病後児保育事業を利用するには、初めにファミリー・サポート・センター利用会員の登録申込みを行っていただくことになりますが、利用する前であればいつでも手続は可能でございます。また、子供の健康状況票の記入につきましては、いざというときのために会員登録申込みと併せて行っていていただいております。これらは、保護者にとって大切なお子様を責任を持って預かるために、お子様のふだんの健康状況やアレルギーの有無、予防接種の状況など詳細な情報を収集し、不測の事態に備えるために必要なものと認識しております。

このほか、医師連絡票につきましては、お子様の病状によっては預かることで病気が悪化したりすることは協力会員では判断しかねるため、当日利用までに医師の判断をいただいているものでございます。これらの書類は、他自治体のシステムでの手続によりましても必要な書類でありますので、まずは医師連絡票を市ホームページや手引に掲載してまいります。

○議長（高橋八重典君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 医師連絡票を市ホームページや手引に掲載して、様式を整理していただけるということでした。

それでは次に、駐車場、案内標示、併設などについてお伺いいたします。

書画カメラ2をお願いいたします。

現在の病児・病後児保育施設えがおには駐車場がないといえますか、スペースが狭く止めにくい、建物が分かりにくいといった課題があります。体調不良の子供を抱えながら迷ってしまう状況は保護者にとって大きな負担です。

書画カメラ、ありがとうございます。

一方、近隣市町では、書画カメラ3をお願いいたします。稲沢市は病院敷地内に新設し、環境整備が進んでいます。あま市や大治町は医療機関に併設され駐車場が完備されており、蟹江町は保育園に併設され、駐車場が利用可能となっています。

書画カメラ、ありがとうございます。

そこでお伺いいたします。

本市として利用しやすい環境整備をどのように進めていくのか、お伺いいたします。

○議長（高橋八重典君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 以前、海南病院の増改築の際、病児・病後児保育施設の併設ができないか検討いたしました。病院敷地に余裕がないことから断念いたしました。また、保育所では他の児童への病気の感染に配慮すべきと考えておりますので、



本市の病児・病後児保育施設キッズケアルームえがおは単独の施設となっております。

施設の建物が分かりにくいという声があるとのことですが、毎月子育て支援センターで行われる会員登録出張所、毎年３月に行われる利用会員入会説明会、保健センターでの事業などにおいても案内をしております。また、利用される方には、会員登録の申込み時にお渡しする手引やリーフレットに表示された略図でも案内し、利用予約申込みがあった際は改めて分かりやすく案内に努めております。今後は市ホームページに地図を掲載するなど、利用しやすくなるよう努めてまいります。

○議長（高橋八重典君） 小久保議員。

○９番（小久保照枝君） 利用会員さんにはしっかりお伝えしていただいている、また地図をホームページに掲載して利用しやすく努めてくださるとのことでした。

書画カメラ４をお願いいたします。

本市の病児・病後児ケアルームえがおは建物が中に入っていて、草木というんですね、死角になり、注意深く運転しなければ分かりづらい場所です。通り過ぎてしまう可能性もあります。病児・病後児ケアルームえがおのアピールのためにも、運転手が分かるような立て看板や目印があるといいのではないのでしょうか。これは要望しておきます。

書画カメラ、ありがとうございます。

２年前、当時大学生の方が卒業論文に病児・病後児保育をテーマにされ、弥富市の病児・病後児保育を調査されました。本市の病児・病後児保育えがおを私もそのとき一緒に見学させていただきました。外観は目立たず駐車場も利用しづらい敷地となっています。これは先ほども言いましたけれど、書画カメラ５をお願いいたします。

しかし、施設の中は、子供さんが喜ぶような雰囲気と感染予防対策など管理が行き届いており、病児・病後児が安心して過ごせる環境が整っておりました。

書画カメラ、ありがとうございます。

近隣市町では、医療機関への併設、駐車場完備、日額制、ＩＣＴ導入など利用しやすい環境整備が進んでいます。本市でもこれらの先進事例を参考にしながら総合的な制度の見直しを行うべきではないかと考えます。市長の見解をお伺いいたします。

○議長（高橋八重典君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 病児・病後児保育事業は、子供が病気の際に保護者が仕事等により自宅で看護できない場合に、専用スペース等において看護師と保育士が一時的に保育するもので、保護者の就労と子育ての両立には欠かせないものとなっております。

本市では、ファミリー・サポート・センターでの事業となっており、専用施設キッズケアルームえがおにて看護師と保育士が常駐する体制で病児・病後児をお預かりしております。また、御家庭での看護が困難な子供に対し、医療や看護の専門視点を持って体調変化を見守

ることで、子供の安全を担保しております。

利用しやすい環境整備につきましては、他自治体、先ほどから議員おっしゃられておりますが、そういった面を参考にし、できるところから改善に努め、引き続き病気等の子供を安心して預けられる場を提供してまいります。以上です。

○議長（高橋八重典君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 病児・病後児保育は、子供の安全、保護者の就労継続、保育園の感染対策、全てに関わる重要な支援です。

誰一人取り残さない子育て支援の実現を目指し、引き続き改善をお願いいたしまして、次の質問に移ります。

続きまして、2つ目の質問は、小・中学校の水分補給体制を中心とした熱中症対策についてお伺いいたします。

近年、夏の気温上昇は顕著であり、40度を超える日が多くなっています。気象庁は、これまで暑い日を表す言葉として、最高気温25度以上は夏日、30度以上は真夏日、35度以上は猛暑日、この猛暑日しかありませんでしたが、今年から40度以上の日を酷暑日と言われるようになりました。

日本で一番高かった気温は、昨年8月に群馬県伊勢崎市で記録された41.8度でした。41度を上回る地域は埼玉県、静岡県や兵庫県などもあります。

以前は、日本では40度を超える危険な暑さになったことは数年に1度あるかどうかでした。しかし、近年では2018年から毎年記録されるほどに増えております。

特に、学校現場では子供たちが長期間を過ごす環境として、熱中症対策は命に関わる課題となっています。

本市でも、WBGT（暑さ指数）が31度を超えると運動は原則禁止という危険レベルに達する日を弥富市の全小・中学校で調べていただきましたところ、令和7年度は平均18日間、最大の学校で31日間危険レベルに達する日があったとお伺いいたしました。授業中、休み時間、部活動、登下校など、あらゆる場面での対策強化が求められています。

特に、水分補給の確保は最も基本であり、最も効果的な予防策です。しかし、現場では水筒を忘れた児童、水筒を飲み干してしまう児童、給水設備の不足、冷却グッズの保管場所の不足など、実務上の課題が多く存在しているのではないのでしょうか。

そこで、以下、弥富市の現状と改善策についてお伺いいたします。

冷却グッズ用冷凍庫の整備についてお伺いいたします。

子供たちは通学時、日傘や水筒、冷却タオル、クールリングで熱中症対策をしながら登下校しています。朝の登校だけで水筒も半分ぐらい飲んでしまうお子さんもいるのではないのでしょうか。冷却グッズも下校時にはぬるくなっています。

近隣市町村では、熱中症対策として、保冷剤、冷却タオル、クールリングなどを保管するための冷凍庫を学校に設置し、下校時に冷たい状況で使えるように配備する動きが広がっております。本市小・中学校では冷却グッズをどのように保管しているのか、まずは状況をお伺いいたします。

○議長（高橋八重典君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 登下校時の熱中症対策として、児童・生徒が個人で安全に使用できる冷却グッズとして、水でぬらして振ると冷えるタイプの冷却タオルや布製のネッククーラー、日傘などの持参を認めております。

持参した冷却グッズにつきましては、児童・生徒が自分の荷物としてかばんやロッカー等、通常の持ち物同様に自己管理しております。冷凍庫等の保管設備は備えていないため、学校側で冷却状況を維持して預かる運用にはなっておりません。

○議長（高橋八重典君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 蟹江町では、令和6年7月に町内2つの小学校に冷凍庫を1学年につき1台試験的に導入され、登下校中に使う保冷グッズを冷凍し、効果を検証いたしました。児童、保護者や学校関係者から好評だったため、令和7年度に全ての小学校に導入されたそうです。また、町民の御寄附により町内全ての中学校にも冷凍庫を設置できたと伺いました。

本市でも近隣市町の事例を踏まえ、冷凍庫を教室に設置し、下校時に冷たい状況で子供たちに使えるように配備していただけないか、お伺いいたします。

○議長（高橋八重典君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 冷凍庫の設置場所につきましては、廊下は避難経路であることから、近隣市町村においても廊下への設置により児童・生徒がぶつかる、つまずく、避難の妨げとなる、また扉の開閉時に接触するなどの危険性が指摘されているところでございます。本市におきましても、これら安全面での課題であると認識しております。当該課題の解決策を含め、より安全な設置方法や設置場所について検討を進め適切な対応を図ってまいります。

○議長（高橋八重典君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 設置場所は特に問題視することではなく、安全な場所を確保していただき、まずは本市でも1小学校でモデルケースとして早急にやってみたらいかがでしょうか。ぜひ御検討ください。

それでは次に、水筒忘れ・飲み干し時の学校対応についてお伺いいたします。

夏場は水筒を忘れた児童が熱中症リスクを抱えることになります。水筒を忘れた児童に対して、また炎天下の登下校や体育の後、水筒を飲み干した場合の対応をお聞かせください。

○議長（高橋八重典君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 水筒を忘れてしまった場合や水筒の中身を早い段階で飲み切って

しまう場合は、学校が備えているペットボトル飲料を提供し、授業や休み時間においても水分補給ができるようにしております。

○議長（高橋八重典君） 小久保議員。

○９番（小久保照枝君） ペットボトル飲料で水分補給の対応をしてもらえているということですが、次の日には新しいペットボトルを返す仕組みとなっていると思います。

教科書や水筒、ペットボトル飲料と次の日は持ち物が重く、もう水分補給はしないと思うようになるのではないのでしょうか。この点、配慮をしてあげてください。

次に、学校の給水栓水質基準について伺います。

水分補給の前提として、学校の給水栓が安全であることが必要です。定期的な検査をされてみえたと伺いましたが、市内小・中学校の給水栓は水質基準、衛生基準を満たしているのか伺いたします。

○議長（高橋八重典君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 学校における飲料水は、水道法に基づく水質基準を満たした水道水を使用しております。

また、学校保健安全法に基づき定期的に水質検査を実施し、衛生管理の徹底を図っております。

○議長（高橋八重典君） 小久保議員。

○９番（小久保照枝君） 安全な水ということで水分補給用に利用できるといいかと思いますが、とはいえ生水は心配です。

近年、多くの自治体で体育館、校舎の各階、運動場近くにウォータークーラー、冷水器ですが、設置し、児童がいつでも冷たい水を飲める環境を整えています。

そこでお伺いたします。

本市小・中学校にウォータークーラーの設置を熱中症対策として優先的に整備できないか、お伺いたします。

○議長（高橋八重典君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） ウォータークーラーの整備につきましては、費用や衛生管理、運用面の課題が大きく、現時点で整備を進めることは難しい状況でございます。

そのため、当面は児童・生徒が水分補給に困らないよう飲物を多めに持参していただくようお願いや、学校で備えているペットボトル飲料の提供など現在の対応を継続していく考えでございます。

○議長（高橋八重典君） 小久保議員。

○９番（小久保照枝君） 水分補給は熱中症対策の中でも最も基本であり、最も効果が高い取組です。

過去にも、先輩議員の方たちがウオータークーラーの整備を提案されてこられました。それだけ御父兄や子供たちの声を伺っているのです。子供たちが安心して学べる環境づくりを進めていただくことを強く求めて、最後の質問に移ります。

3点目の質問は、高齢者福祉センターに「マージャンで憩いのひろば」を質問させていただきます。

先ほど板倉議員が質問されておりましたが、いろいろな器具が撤去されてしまう、そういった内容でしたが、少し私は違う角度から質問させていただきます。

本市では、高齢者の健康づくりや仲間づくりの場として、高齢者福祉センターが重要な役割を果たしています。一方で、全国的に高齢者の社会的孤立、フレイル、認知症予防が大きな課題となっており、自治体には交流の場づくりの強化が求められています。

その中で、全国で広がっているのが健康マージャンを活用した交流スペースです。賭け事をしない、賭けない、飲まない、吸わないを原則として、頭と指先を使い自然に会話が生まれることから、介護予防としても高い効果が報告されています。

本市でも高齢者福祉センターをより活発にし、誰もが気軽に立ち寄れる憩いの広場としての機能を高めるため、健康マージャンの導入を提案いたします。

市内で実施されている健康マージャンの取組について、先日、私は鎌島公民館で行われている健康マージャンの活動を見学させていただきました。参加されているのは70代から90代の御婦人の方で、毎週日曜日の13時から16時まで四、五名の方が集まり、穏やかな雰囲気の中でマージャンを楽しんでおられました。その様子は非常に印象的でした。皆さんが手も頭も使い、会話が弾み、笑顔が絶えない。まさに健康づくり、仲間づくり、生きがいづくりが自然に生まれている集いの場でした。参加者の方からは、夜はぐっすり眠れるようになったとか、独り暮らしでもここに来れば誰かと話せる、日曜日が楽しみといった声が聞かれ、健康面、精神面の両方でよい影響があることを実感いたしました。

こうした地域の自主的な取組は、高齢者の孤立防止、フレイル予防、外出機会の確保に大きく寄与しており、本市の高齢者施策にとって非常に示唆に富むものです。

そこでお伺いいたします。

全国で健康マージャンが認知症予防、フレイル予防、孤立防止に効果があると報告されています。本市として、健康マージャンを高齢者の健康づくりに有効な取組としてどのように認識しているか、お伺いいたします。

○議長（高橋八重典君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 健康マージャンは、脳の活性化や指先のトレーニングなどフレイル予防や認知機能の低下予防、高齢者の社会参加の促進などの効果が期待される健全な頭脳スポーツとして認識しております。

また、健康マージャンはねんりんピックの正式種目であるとともに国民文化祭で大会が開催されるなど、国が高齢者の社会参加や健康づくりの一環として推進しているものでございます。

○議長（高橋八重典君） 小久保議員。

○９番（小久保照枝君） 健全な頭脳スポーツとして認識されてみえるとのこと、またねんりんピックの正式な種目で国が高齢者の社会参加や健康づくりの一環として推進しているとのことでした。

市内で行われている自主的な健康マージャン活動の把握状況について伺います。

鎌島公民館での活動のように、地域の力で継続されている取組を市としてどのように把握しているか伺います。

○議長（高橋八重典君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 鎌島公民館で活動されている状況は把握しておりませんが、他の地域のふれあいサロンの活動の中で、能力トレーニングのゲームの一つとして健康マージャンを取り入れている団体があることは実績報告により把握しております。

また、十四山総合福祉センターの学習室において、１団体が毎週木曜日の午後と金曜日に健康マージャンの活動をされてみえます。

○議長（高橋八重典君） 小久保議員。

○９番（小久保照枝君） 私も先日、十四山総合福祉センターの学習室で行われている健康マージャン活動を見学させていただきました。

参加者の声や活動の様子から、健康マージャンが交流促進に大きな効果を持つことが確認できました。こうした市内の成功事例を高齢者福祉センターの事業にどのように反映していく考えか、お伺いいたします。

○議長（高橋八重典君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 本市では、市の事業として健康マージャンの取組は行っておりませんが、認知機能の向上、社会的つながりの強化や生きがいづくりに効果があると考えており、認知症予防や介護予防のほか地域コミュニティの活性化も期待できること、また各種教室への参加の少ない男性の参加が期待できることなど、総合福祉センターなどの公共施設での健康マージャンの取組は、高齢者福祉施策を推進する上でも有効な手段であると考えております。

本市としましては、地域で根づいている活動は継続していただき、今後総合福祉センターにおいて認知症予防、フレイル対策、交流の場として健康マージャン教室を開催できればと考えております。

○議長（高橋八重典君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） できれば市の事業化として推進していただきたいと要望いたします。  
高齢者福祉センターへの健康マージャンの試行導入について伺います。

少人数、低コストで始められ、交流の場づくりに効果がある健康マージャンを高齢者福祉センターで試行的に導入することについて、市の見解をお伺いいたします。

○議長（高橋八重典君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 他自治体の状況を見ますと、市主催や社会福祉協議会主催で健康マージャン教室や交流大会が行われている事例もございます。

本市としましては、現在活動されてみえる団体の協力を得ながら今後総合福祉センターにおいてまずは初心者向けの健康マージャン教室を開催できるよう調査・研究してまいります。

○議長（高橋八重典君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 現在活動されてみえる団体の皆様の負担にならないよう、しっかりサポートしていただきたいと強く要望しておきます。

高齢者の憩いの広場づくりとして、今後の取組について伺います。

健康マージャンのように自然に会話が生まれ、外出のきっかけとなる活動を広げることで孤立防止や健康づくりにつながります。高齢者が、行けば誰かがいる、楽しめる憩いの広場づくりを今後どのように進めていくのか、お伺いいたします。

○議長（高橋八重典君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 本市では、高齢者の生きがいや社会参加、健康づくり、閉じ籠もり防止を目的に、誰でも歩いていける集いの場としてふれあいサロンを開催しております。

ふれあいサロンは、各団体が講話や軽体操、茶話会、レクリエーションなどの活動を定期的に開催し、楽しく気軽に交流できる場としてそれぞれが特徴を持って活動されており、本年4月1日現在で20団体により開催されております。

本市としましては、既存のふれあいサロンへの健康マージャンの導入の提案や新たなふれあいサロンの開設を呼びかけるとともに、社会福祉協議会をはじめとする関係機関と連携を図り公共施設での高齢者の集いの場、憩いの場づくりを推進していきたいと考えております。

○議長（高橋八重典君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 前向きな御答弁ありがとうございます。

高齢者の集いの場、憩いの場づくりを推進していただけることを期待いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（高橋八重典君） 暫時休憩します。再開は午後1時15分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時05分 休憩

午後 1 時15分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（高橋八重典君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、堀岡敏喜議員。

○10番（堀岡敏喜君） それでは、通告に従いまして質問をしてみたいです。

令和5年9月議会におきましても、共生社会の実現に向けてというテーマで一般質問を行いました。

近年、少子高齢化や地域コミュニティの希薄化、単身世帯の増加などを背景に、地域における孤立や生活課題は複雑化・複合化をしております。

当時、国では孤独・孤立対策が本格化をし、8050問題、ヤングケアラー、ひきこもり、ダブルケアなど、従来の制度だけでは対応が難しい複雑化・複合化した課題が全国的に顕在化しておりました。

その中で、私は支援を必要としていても相談ができない人、制度のはざまに置かれてしまう人、孤立し地域とのつながりを失っている人を行政としてどう支えていくのかを質問をいたしました。それに対し、市は2か年の準備期間を設け、地域福祉計画の策定と併せて重層的支援体制整備事業に取り組んでいく旨の答弁をされました。

そして、本年4月より第1期弥富市地域福祉計画・地域福祉活動計画がスタートをし、重層的支援体制整備事業も本格的に始動したところであります。

私は、この取組そのものが本市にとって大きな前進であると高く評価をしております。一方で、本事業は始まったばかりであり、今後の運用や実効性が極めて重要になると考えております。重要なのは制度をつくったことではなく、本当に支援が届く仕組みになっているのか、そして本当に誰一人取り残さない支援につながっているのかであります。

国の実施要綱では、重層的支援体制整備事業について、属性を問わない包括的相談支援、参加支援、地域づくり支援、多機関協働、アウトリーチ等による継続的支援を一体的に実施することが求められております。つまりこの事業は単なる福祉施策ではなく、どんな状況に置かれた人も取りこぼさない地域社会をどうつくっていくかという地域共生社会そのものを目指す取組であります。

また、この事業は行政だけで完結するものではありません。地域福祉計画にもあるとおり、地域住民、地域団体、民生委員、ボランティア、社会福祉協議会、関係機関など多くの方々の理解と協力、そして地域の支え合いがあって初めて成り立つものであります。

私は今回、批判を目的として質問するものではございません。むしろ、本市がスタートさせたこの重要な事業を今後さらに実効性のあるものへと発展をさせるため、国のガイドライン、他自治体の先進事例、本市の現状を比較しながら建設的な視点で確認と提案をしてみたい



りたいと思います。

そこで、以下数点について伺います。

国は、重層的支援体制整備事業について、属性を問わない包括的相談支援、参加支援、地域づくり支援、多機関協働、アウトリーチを一体的に実施をする包括的支援体制と位置付けておりますが、本市としてもこの認識でよろしいでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（高橋八重典君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 重層的支援体制整備事業は、社会福祉法第106条の4第2項の規定に基づき、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を柱として一体的に実施することを必須としております。

さらに、これら3つの支援を一層効果的、円滑に実施するため、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働による支援を強化し、これらの支援を一体的に実施することで市民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備することを目的として実施するものであり、本市におきましてもそのような認識をしております。

○議長（高橋八重典君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 御答弁の中では地域づくり支援に加えて、アウトリーチ、多機関協働も一体的に進める事業であると認識が、確認がすることができました。特に属性を問わず支援を受け止めるという視点は、従来の縦割り型の支援からの転換として非常に重要であります。

その上で、次に、本市において、地域共生社会の実現に向け、本事業をどのような役割を担う事業として位置づけているのか、お伺いをいたします。

○議長（高橋八重典君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 地域共生社会の実現に向けては、誰一人取り残さない包括的支援体制の整備が必要であり、本市におきましては、本年3月に策定した第1期弥富市地域福祉計画に包含しております重層的支援体制整備事業実施計画に基づき、事業の円滑な実施を通じて、複雑化・複合化した支援ニーズに対応してまいりたいと考えております。

○議長（高橋八重典君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 地域福祉計画に包含する形で、本事業を地域共生社会の実現に向けた中核的な施策として位置づけているということは大変重要であると思います。特に、誰一人取り残さない包括的支援体制という考え方は、今後地域福祉行政の方向性そのものだと思います。

では、その理念を実際の現場でどう運用していくのか、相談体制について確認をしてまい

りたいと思います。

国の要綱では、相談者の属性や世代、相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、必要に応じて多機関協働につなぐことが求められております。本市では現在どのような相談体制となっているのか、どの窓口でも相談を受け止める体制となっているのかを伺います。

○議長（高橋八重典君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 社会福祉法第106条の4第2項第1号に規定されている包括的相談支援事業につきましては、相談者の属性に関わらず既存の窓口を生かしながら相談を包括的に受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービス等の情報を提供するとともに、単独の相談支援事業者では解決が難しい場合は、適切な相談先や関係機関との連携を図りながら支援につなげることで、複雑化・複合化した支援ニーズに対応することとされております。

これを受け、本市としましては、既存の窓口である地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター、障がい者相談支援事業所、こども家庭センター、生活自立支援センターにおいては、これまでと同様に各支援対象者の相談に対応しつつ、相談者が複合的な課題を抱えているような場合は、本年度から常設しましたふくし総合相談窓口と既存の各窓口が連携を図ることで、課題の解決に向けた支援を実施していく体制となっております。

○議長（高橋八重典君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 既存の窓口を生かしながら、ふくし総合相談窓口を中心に連携を図っていくということですね。

新たな窓口を単独で設けるのではなく、既存の支援機関同士をつなぐハブ機能として位置づけられている点は、本市の実情に即した形ではないかなとは思っております。

一方で、複雑化・複合化したケースは相談を受けるだけでは解決が難しく、実際の支援調整が重要になってまいります。複雑化・複合化した課題を抱えるケースについてどのように支援につないでいるのか伺います。

○議長（高橋八重典君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 令和7年度に試験的に運用を開始したふくし総合相談窓口では、複雑化・複合化した課題を把握した場合、相談者が抱える課題を整理し、利用可能な福祉サービスの情報提供等を行っております。また、制度のはざまや様々な分野にまたがるようなケースにつきましては、支援を必要とする方々に寄り添った伴走型支援を念頭に、本窓口が調整役となり、関係機関の役割分担や課題解決に向けた支援方法などについて協議を行っております。

なお、本年度から重層的支援体制整備事業の本格実施に合わせ、ふくし総合相談窓口の人員体制を拡充した上で、市役所の開庁時間中は常設としたところでございます。

○議長（高橋八重典君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 伴走型支援を念頭にふくし総合相談窓口が調整役を担うとのことでありまして、支援をつなぐだけでは終わらず寄り添い続ける姿勢が示された点は大変重要だと思っております。また、人員体制を拡充し常設した点からも、市の本気度が一定程度以上に感じられるなと思っております。

その上で、複雑なケースに対応するには、庁内横断的な情報共有や支援会議の仕組みが不可欠となってまいります。

先進自治体では、支援会議を通じ、支援機関の役割分担や支援方針を整理しながら包括的支援を進めております。例えば、福井県坂井市では多機関連携による支援会議を通じ、支援機関の役割分担や支援方針を整理しながら包括的支援を進めております。本市では、庁内横断的なケース会議や情報共有体制をどのように構築しておられるのか伺いたいと思います。

○議長（高橋八重典君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 本市では令和7年11月に市長、副市長をはじめ課長級以上の職員を対象に地域共生社会の実現に向けてと題し、制度、組織を越境する包括的な支援体制づくりについて、先進地でもありつつ厚生労働省の重層的支援に関する検討委員会委員を務められた経験もある春日井市地域共生推進課長を講師としてお招きし、研修を実施したところでございます。

また、第1期弥富市地域福祉計画の策定過程において立ち上げました庁内の関係課長及び関係機関の職員で構成する地域福祉計画策定に係る関係機関調整会議におきまして、社会福祉法第106条の6の規定に基づく弥富市支援会議の設置についての協議を行いました。協議の結果、この支援会議については、福祉事務所長をはじめ、健康福祉部福祉課、保険年金課、健康推進課、介護高齢課、児童課、教育部学校教育課の職員及びふくし総合相談窓口の相談員を中心的な構成員としつつ、ケースに応じて必要があれば、その他の関係課や関係機関の職員を構成員に加えることが可能な会議体として設置することといたしました。

重層的支援体制整備事業では、それぞれの所管課が開催しているケース会議等において、単独の支援関係機関では対応が難しいような複雑化・複合化したケースが生じた場合は、今後3か月に1回の開催を予定している当該支援会議を活用するなどし、庁内横断的に対応していく考えでございます。

○議長（高橋八重典君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 市長、講習を受けられたと、質問すればよかったですね。

春日井市の先進事例を踏まえた庁内研修の実施や関係機関調整会議を通じた支援会議の設置など、準備段階から組織横断的な意識づくりを進めてきた点は大変評価に値するのではないかと思います。特に、制度、組織を越境する支援という考え方は重層支援の核心的な部分ですの

で、今後ともぜひ頑張っていたきたいなと思います。

一方で、実際の支援現場では緊急性の高いケースも想定をされます。

次に、多機関協働について伺ってまいります。

国の要綱では、多機関協働事業について複合化、複雑化した課題に対し、支援関係機関の役割分担を整理し、支援プランを作成する調整機能と位置づけております。本市では、多機関協働による支援体制、支援プランの作成、重層的支援会議などは現在どのように運用されているのか、お伺いをいたします。

○議長（高橋八重典君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 社会福祉法第106条の4第2項第5号に規定されている多機関協働事業につきましては、複雑化・複合化した事例に対して支援関係機関が抱える課題の把握や関係機関の役割分担、支援の方向性の整理等、事例全体の調整機能の役割を持ち、また必要に応じて相談支援機関の専門職に助言を行うとともに、単独の支援関係機関では対応が難しいケースの調整役となり支援プランを策定することとされております。

これを受け、本市としましては、本年度からの重層的支援体制整備事業の本格実施に伴い、弥富市社会福祉協議会へ事業の一部を委託し、過去に相談支援業務の経験があるコミュニティソーシャルワーカー3名を配置した上で、包括的相談支援事業や多機関協働事業等の業務に当たっております。

当該業務を実施する中において、単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化したケースを把握し、本人及び家族の同意が得られた場合はアセスメントを実施の上、支援関係機関の役割分担や支援の目標、方向性を整理したプランを作成いたします。プラン作成後は3か月に1回開催する重層的支援会議において、プランの適切性やプラン終結時等の評価を実施することとしております。

○議長（高橋八重典君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 社会福祉協議会の委託とコミュニティソーシャルワーカーさんの配置によって、多機関協働を具体的に運用していく体制が整備されつつあることは大変重要なのではないかなと思います。特に、支援プランを単なる書類ではなくて、支援会議、支援機関間の共通の目標として活用していく視点が重要じゃないかなと思います。だからこそ、会議運営については柔軟性も必要でないのかなと思います。

そこで再質問させていただくんですけども、支援会議は3か月に1回ということですが、緊急性や複雑性の高いケースについては3か月ごとの会議以外でも柔軟な開催、対応が必要ではないかなと思いますが、想定をされているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（高橋八重典君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 現在のところ、3か月に1回の開催として運

用しておりますが、緊急性の高いケースが生じた場合は、臨機応変に随時開催することも必要であると考えます。また、将来的に取り扱う件数や困難事例が多くなってくるようであれば、必要に応じて定例の開催回数を増やすこともあり得ると考えております。

○議長（高橋八重典君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 現場の状況に応じて柔軟に運用を行うということで、その考えが示されたことは大変心強く思います。

重層的支援体制整備事業で扱うケースは一人一人状況が異なります。中には緊急性の高い案件も想定されますので、その意味で定例開催にとらわれることなく、必要なときに必要な支援会議を開催できる体制は大変重要ではないかなと思います。

それでは、実際に本格実施後どのような相談が寄せられ、どの程度支援につながっているのか、現時点で実績について確認をしてみたいです。スタートして間がございませんが、多機関協働につながった件数、重層的支援会議の開催状況など、現時点で把握している実績があれば伺いをいたします。

○議長（高橋八重典君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） ふくし総合相談窓口における本年4月の相談実績につきましては、延べ86件の相談がございました。

このうち、本人及び家族から同意が得られたことにより、支援プランの作成につながったケースは1件でございます。

先ほど答弁しましたとおり、今後は重層的支援会議においてプランの適切性等を協議していくこととなりますが、この会議につきましては、6月、9月、12月、3月の年4回開催を予定しております。

○議長（高橋八重典君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 開始直後でありながら4月時点で86件の相談が寄せられているという点からも、潜在的ニーズは決して少なくないということが見えてきます。

また、支援プラン作成が1件という数字だけを見るのではなくて、そこに至るまでの信頼関係づくりや継続支援のプロセスも重要であると感じております。

そこで再質問させていただきますが、86件中1件が支援プランの作成につながったとのことですが、他の85件の相談案件については、今後も違ったアプローチで支援を継続するという認識でよかったですでしょうか、伺いをいたします。

○議長（高橋八重典君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 相談があった案件の中には、何かしらの支援先につなぐことができたことで相談内容が解決するようなケースもございますので、全ての案件について継続性があるわけではございませんが、複雑化・複合化したケースにおいて支

援プランの作成が必要であると判断した場合は、本人及び家族の同意が得られるよう相談者に寄り添った伴走型支援を念頭にアプローチをしていきたいと考えております。

○議長（高橋八重典君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 支援プランの作成の有無だけで支援の成果をはかるのではなくて、相談内容によっては適切な支援先につながることで課題が解決するケースもあるという説明は理解をいたしました。また、複雑化・複合化した課題につきましては、本人や家族の同意を得ながら伴走支援を続けていくとの考え方も理解ができます。

重層支援は即効性を求める制度ではないですし、信頼関係を築きながら支援につなげていく取組であることを改めて認識をいたします。今後は件数だけではなく支援につながったか、孤立を防げたかなど、実効性をどう検証していくのが重要になると思います。事業として継続していく以上、その実効性をどのように検証していくのかという視点も重要になります。

そこで、もう一つ再質問したいんですけど、今後、本事業の実効性をどのような指標で検証していくのか、お考えを伺います。

○議長（高橋八重典君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 支援プランにつきましては、対象者によって支援内容や終結に至るまでの目標の設定等は様々でございます。

なお、プラン終結時には重層的支援会議において評価を行うこととしており、プラン終結まで至ったケースや割合については、本事業の実効性において重要な指標になるものと考えております。

○議長（高橋八重典君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） プランの終結件数や終結割合を重要な指標として考えているとの答弁でございます。

支援の成果を単なる相談件数だけで判断するのではなく、対象者が課題を整理し、社会とのつながりを回復しながら一定の目標に到達できたかという視点で評価しようとしている点は評価をしたいと思います。後でもまた事例も上げますけどね。今後は終結件数だけではなく再孤立の防止や地域参加の継続なども含めて、多角的な検証が行われることを期待したいと思います。

次に、支援につながっていない方々に対して、どのようにアプローチをしていくのか、アウトリーチと継続的支援について伺ってまいります。

重層的支援体制整備事業では、支援が届いていない人を把握し、時間をかけて信頼関係を築きながら継続的支援につなげていくことが重要とされております。私は、この相談を待つ福祉から支援につながっていない方へ出向く福祉への転換こそ、本事業の重要な視点であると考えております。本市としまして、孤立世帯、ひきこもり、支援拒否、制度につながって

いない方々に対し、どのような把握と継続支援を行っているのか、伺いをいたします。

○議長（高橋八重典君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 社会福祉法第106条の4第2項第4号に規定されていますアウトリーチ等を通じた継続的支援事業につきましては、支援関係機関等との連携や市民とのつながりを構築し、複雑化・複合化した課題を抱えながらも支援が届いていないケースを把握するとともに、潜在的なニーズを抱える事例に対して、本人と信頼関係に基づくつながりを形成するために時間をかけた丁寧な働きかけを行い、関係性をつくることを目指すものとされております。

これを受け、本市としましては、3名のコミュニティソーシャルワーカーが福祉に関する既存の会議体へ構成員として参加していくほか、ふれあいサロン、認知症カフェ、フリースクール、子ども食堂、やとみつけベースなどの様々な地域資源へ積極的に関与していくことで、可能な限り支援につながっていないケースの情報把握に努めていく考えでございます。また、ささえあいセンターの生活支援コーディネーターと連携を密にすることも情報把握の有効な手段と考えております。

このような取組により、支援につながっていないケースを把握した場合は、その世帯や本人と直接かつ継続的に関わるのが重要であるため、まずは信頼関係の構築やつながりづくりに努め、支援を必要とする方々に寄り添った伴走型支援を念頭に丁寧な対応を心がけてまいりたいと考えております。

○議長（高橋八重典君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 相談を待つ福祉から地域に出向く福祉への転換を本市としても意識をされていることを確認させていただきました。

特に、やとみつけベースや子ども食堂、認知症カフェなど地域資源との接点を重視している点は非常に重要だと思っております。

重層支援は行政窓口だけでは完結をせず地域とのつながりそのものが支援基盤となります。

次に、地域づくりと参加支援について伺ってまいります。

国は、重層的支援体制整備事業において、世代や属性を超えた交流の場や居場所づくり、多様な社会参加の機会づくりを重視しております。また、甲賀市ではご近所福祉推進協議会、地域の居場所づくり、地域参加支援など、地域住民主体の支え合いづくりが進められております。本市としてこうした先進事例も参考にしながら、本市に合った形で地域づくり、居場所づくり、社会参加支援を今後どのように発展をさせていく考えなのか伺いをいたします。

○議長（高橋八重典君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 社会福祉法第106条の4第2項第3号に規定されている地域づくり事業につきましては、地域資源を幅広く把握した上で、世代や属性を

超えて市民が交流できる多様な場や居場所の整備、交流、参加、学びの機会を生み出すための活動や人のコーディネート、地域活動の活性化を通じて多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行うこととされております。

次に、社会福祉法第106条の4第2項第2号に規定されている参加支援事業につきましては、既存の社会参加に向けた事業では対応できないはざまの個別ニーズに対応するため、本人やその世帯の支援ニーズと地域の社会資源との間の調整を行いつつ、マッチング後に本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップ等を行うことで、本人やその世帯と社会とのつながりづくりに向けた支援を行うこととされております。

これらを受け、本市としましては、まずは地域の社会資源を幅広くアセスメントしつつ、地域住民が世代や属性の垣根を超えて住民同士が交流できる多様な居場所の把握や情報提供及び利用調整を行っていきたいと考えております。また、ひきこもり状態にある方やその世帯に対して定期的な訪問によりアセスメントを行い、社会参加に向けた支援プランを作成し、適切な支援につなげていく考えでございます。さらに、地域課題の洗い出しや情報交換を目的に、今後3か月に1回ささえあいセンター及びNPO法人ヤトミーティングと定期的に協議を行ってまいります。

なお、新たな資源づくりや居場所づくりにつきましては、事業開始後間もないこともあり、まずは既存の多様な地域資源とのつながりの強化を優先し、地域課題や地域ニーズの洗い出しが行える体制が整いましたら先進事例を参考にしつつ、本市の地域ニーズに沿った資源の開発に努めてまいりたいと考えております。

○議長（高橋八重典君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 既存資源とのつながりをまず重視するという考え方は、本市の規模、地域性を踏まえると超現実的でありますし、重要な視点だと思います。

また、新しい箱をつくるのではなくて、今ある地域資源をどうつなぐかということを重視している点は、重層支援本来の方向性と合致をしていると私自身も感じております。その中でも、ヤトミーティングややとみつけベースの果たす役割は大きな期待が寄せられていると思います。

再質問をさせていただきますが、ヤトミーティングややとみつけベースには期待がかかるところです。市としてどのような地域資源として期待をされているのかお伺いをいたします。

○議長（高橋八重典君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 多様化する市民のニーズを細やかに把握し、行政の対応しにくい案件や迅速な対応が必要な案件について、市民同士で連携し助け合うことで市民一人一人のニーズを満たし、市民や地域の課題を解決していくための拠点として設置されましたやとみつけベースは、他の自治体には見られない本市特有の地域資源と認識し



ております。

今般策定しました第1期弥富市地域福祉計画の策定委員として、NPO法人ヤトミーティングの理事長に参画していただいたところでございますが、重層的支援体制整備事業におきましては、やとみつけベースは今後新たな資源づくりや居場所づくりにおいて欠かすことのできない重要な存在であると期待をしており、やとみつけベースの運営元であるNPO法人ヤトミーティングとは、これまで以上に連携を密にしていきたいと考えております。

○議長（高橋八重典君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） やとみつけベースを他自治体には見られない本市特有の地域資源と評価をされて、今後の地域づくりや居場所づくりに欠かせない存在として位置づけていることが確認ができました。

重層的支援体制整備事業では、行政だけでなく地域住民や地域団体との協働が不可欠であります。その意味で、ヤトミーティングややとみつけベースが市民主体の地域共生社会づくりの中核的な役割を果たしていくことを私も期待をしております。

そうした地域資源との連携をさらに広げていくためには、市民への周知と理解への促進が重要になってまいります。この事業は行政だけで完結するものではないということは冒頭から申し上げていますが、市民の理解と共感、地域の協力が不可欠であります。本市として市民の周知や地域との連携をどのように進めていく考えなのか、お伺いをさせていただきます。

○議長（高橋八重典君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 重層的支援体制整備事業の周知につきましては、一般市民向けと支援者向けのチラシの作成の上、市ホームページに掲載したほか、市役所1階の市民プラザ及び福祉課窓口並びに市内各公共施設へ配架したところでございます。

先ほど答弁しましたとおり、今後は事業の中心的存在であるコミュニティソーシャルワーカー3名が、ふれあいサロン、認知症カフェ、フリースクール、子ども食堂などのまだつながりのできていない分野の地域資源へ積極的に関与し、まずは関係性の構築に努めていく考えでありますので、このたび作成しましたチラシも活用しながら、市民や地域資源を運営する団体に対して事業の周知を図ってまいりたいと考えております。

○議長（高橋八重典君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 質問としては以上なんですけど、重層的支援体制整備事業を行政だけで完結するものではないと先ほどから何遍も申し上げていますが、市民や地域との協働が不可欠である。その意味で、コミュニティソーシャルワーカーが地域へ積極的に関わっていくという御答弁は、単なる制度周知にとどまらず地域との信頼関係づくりを重視している点で大変重要であると感じております。

先ほど御紹介のあったチラシというのは、この間答申の段階でもらいました。こういった

ものですね、これはホームページでもう上がっているのかな。上がっているんですね。

見させていただきました。余すことなく書かれていて大変分かりやすいなと思うんですけども、この市民への周知といいますか、今この重層的支援体制整備事業が必要な、なぜそういう環境なのかというところを市民と共有するというのがまず大事かなと思います。

先ほどの質問の中で、市の包括的相談支援体制というのは、もう私の想像より右斜め上ぐらいまでしっかり取り組んでくださっておるなというのをすごく感じておりますが、相談を受けてようやく立ち直って、社会に出て、そのときに先ほど地域資源、これから把握をして広げていくということですが、なかなかその地域の人が受け入れてくれない。また、そこでまた元に戻ってしまうということがあってはなりませんので、いかにこういう状況なのかということを市民に伝えていく。この孤独・孤立化というのが問題になっているんだよという社会環境を市民にどう伝えていくかというので、いい好例がございますので、時間もありますことですし、若干だけちょっと紹介をさせていただきたいなと思います。

先ほど質問の中にも出させていただいた滋賀県甲賀市で、前にも一遍質問で御紹介させてもらったんですけど、あのときは詳しくは言っていませんでした。

懐かしい未来新聞という刊行物がありまして、その中にうまく行き過ぎた重層物語というのが小説として連載されているんですよ。これはいろんなパターンがあるんですけど、その一つをちょっと御紹介したいなと思います。

この物語は、滋賀県甲賀市が抱えるリアルな社会問題、ひきこもり、ヤングケアラー、認知症、孤立など凝縮した架空の家族を舞台に、これは架空と言っていますが実際にあった話をつなげている。準フィクションみたいな感じです。など、凝縮した架空の家族を舞台に、重層的支援、相談、参加、まちづくりによって問題が解きほぐされていく様子を分かりやすく描いています。読み込めるんですよ。一遍読んでいただくと全部読みたくなりますから。

今回御紹介するお話の中で、登場人物は正子、曾祖母80歳、足腰は丈夫だが最近物忘れ、認知症の兆候があつて出始めていると。昭一、祖父50歳、50歳で祖父といたらちょっと若いですけど。人間関係がうまくいかず仕事が長続きをしない、現在は無職でひきこもり。まさに8050問題の当事者。成実、母28歳、中学校卒業後に家出をし、最近になって子供を連れて実家に戻ってきたという、ちょっと割と破天荒な家族できたシングルマザーですよ。悠人、これは曾祖母さんからしたらひ孫7歳、小学校1年生、成実の連れ子だと、いろんなことがあつて帰ってきたんですね。これは2世帯というか、その家族が一つのこの物語の中では主役になっています。

物語の幕開けでは一見どこにでもある、しかも一步間違えれば社会から孤立して崩壊しかねない重層的な課題を抱えた家族の危ういバランスが描かれておりますと。ちょっと飛ばしまして、これは飛ばしてはいかな。どうということかという、成実さんは、今見たら大体

働ける人がいませんよね、今の家族で。成実さんが一生懸命働いているんですよ。28歳のお母さんが一生懸命働いているんだけど、じゃあ学校から帰った悠人君はどうなるのと。曾祖母さんはもうちょっとぼけが入っているんですね。お父さんは人間不信でひきこもりで子供の世話なんてできないんですよ。結局その子供さんが逆に気を使って世話しなきゃならない、要はヤングケアラー状態になっていると。そういうことがどんどんどんどん問題になっていくんですよ。

で、こう述べています。成実が外で働き、昭一が孤立し、正子の認知症が進む中、結果的に7歳の悠人が家族の世話や家事を手伝わなければならないというヤングケアラーのような状態に陥りかけていきますと。家族の誰もが悪気があるわけでもないのに、経済的困窮、ひきこもり、8050問題、育児負担、認知症、介護という複数の困難がミルフィーユのように重なり、重層化といいますけれども、社会との接点を失って家族だけでは限界を迎える寸前のリアルな姿が初め描かれている。ここで第1は終わっちゃうんですよ。次、読みたいと思うでしょう。思いませんか、昭一はどうなってしまうのか。

ここで初めて転換していくわけです。これは曾祖母の正子さんと祖父の昭一さんが、もう生活に困り果ててやっと市役所に相談に行くわけです。相談に行ったところから、その解決の糸口がつかめていくんですけども、でね、結果的に、ちょっと中飛ばして、母成実さんは、一時は成実が新しい人間関係に夢中になり、アルバイトを休んでしまうなどの波乱もあるんですけど、周囲のサポートが入り生活基盤を整えたと。ひ孫の悠人君も学校とか児童課とか、いろんなところの配慮があってヤングケアラーの解消がされたと。もちろん曾祖母の正子さんにもケアが入りましてね、悠人君にかかる負担はなくなってしまったと。

そして一番の劇的な展開というのは、昭一さんに1年以上かかって、その支援員さんが人間関係をつくっていくわけですよ。一遍表へ出ましょうよと。ある地域の団体の集まりに出向いて、初めてそこで出ることの楽しさというか、また新たな生きがいを感じていく。

この甲賀市が唱えるその重層支援の一番のポイントというのは、支援される側だった人が支援の支え手になっていくこれが一つの成果の基準じゃないかというのをうたわれています。

最後に、家族それぞれが適切な支援が重なって、それが相談支援です。まずは入り口がね。外の世界へ踏み出すきっかけが生まれ、これが参加支援ですね。最終的には彼らが暮らす地域そのものが温かく受け入れてくれるまちづくり支援、この3つが一体となって結実をしますよと。

何やら難しい質問をしましたが、重層的支援体制というのはこういう流れのものなんだというのがすごく分かりやすく物語として描かれている。もちろんこれが絶対いかんと言っているんじゃないですよ。これはこれで必要なんです。だけど、どういうものなのか、自分の身に置き換えてやっぱこういうものを読みますから。そうしたら、あの人ちょっと心配や

けど声をかけてみようかなとか、そこからつながりが広がって救いにもつながっていく。

困窮し、孤立して崩壊しかけていた4世代の同居の家族は、行政や地域の人々とつながることで、お互いに頼り頼られるいつもの暮らしを取り戻していきますと。かつての日本の地域社会にあったおせっかいなほどの支え合いを現代の制度と市民の優しさでアップデートをした、まさに懐かしい未来の理想の姿を描いて物語は締めくくられています。これは締めくくられている物語が幾つもあるわけです。シーズン何個まであるかな、懐かしい未来新聞で検索していただくと出てきます。みんなメモしていますね。もう一度言っておきます、大事なことです。懐かしい未来新聞です。

この重層物語は、今皆さんが感じられたかどうかちょっと分かんですけど、職員さんが、地域福祉に携わる人たちも見ると。見て、こんな理想的な支援を実現しようという成功のイメージを植え付ける。一番支援にとって大事なのは、相談者の方に要は成功のイメージを描いてもらう。ひょっとしたらこの苦境から逃れられるん違うだろうかと希望を持ってもらう。こう本人が思っていていただくともう50%問題は解決します。前向きになりますからね。やっぱり問題があるときというのは皆さんも視野が狭くなって、一生懸命言っているんだけどなかなか刺さらん。こうやったほうがいいよといって第三者が言ってあげても、なかなかそんなもの無理ですわとかいってなかなか話が進まないのですけれども、こういう思いを伝えられて、そのイメージを相談者の人が自分の人生として描くことができれば、もう自立支援の一つの目的は果たされた。僕、何げなく話をしていますが結構深いでしょう。ねえ、部長。きっと多分ね、課長当たりもう作っているかもしれません。作っていない、そうですか。作っていただくよう、またこれも作っている課長さんもかなり文才があって仕掛けをいろいろ持っていちゃいますので、ぜひこの弥富市の重層的支援体制整備事業がかなり近隣の市町よりも深く体制整備も取られて、やとみつけともうまくいけば本当にコミュニティの再生とか、新たな今の弥富市に合った地域コミュニティがつくられるんじゃないか、そのように思いますので、ぜひまたこのことも参考に、懐かしい未来新聞ですから、皆さんで読んでいただいて、こういうことを実際にいい成功のイメージとして頭に植え付けていただければいいかなと思います。

今後本事業が制度として定着するだけでなく、地域に根づく支援へと発展していくことを期待したいと思います。

本事業は、今後の地域福祉行政の中核を担う取組であり、その実効性について継続的に検証していくことが重要であると考えております。

重層的支援体制整備事業は、単なる新しい福祉制度ではありません。支える人も支えられる人も地域の中で孤立することなく、自分らしく暮らしていける社会をどう築いていくのか。そのためには行政だけではなく、地域、市民、関係団体が地域共生社会の理念を共有し、そ

それぞれの立場で支え合うことが何より重要であると考えております。

本市の取組がより実効性あるものへ発展することを期待するとともに、議会といたしましても今後所管事務調査等を通じ、本事業の検証と提案を行っていくことを申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（高橋八重典君） 暫時休憩します。再開は午後2時10分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時58分 休憩

午後2時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（高橋八重典君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、柴田英里議員。

○2番（柴田英里君） 2番 柴田英里でございます。

通告に従いまして、一般質問を行います。

本日の議場には、弥富市花き組合の皆様から御提供いただきました美しいアジサイが飾られています。まずは、この場をお借りして心より感謝申し上げます。

梅雨の季節を彩るアジサイには、和気あいあい、家族団らん、辛抱強い愛情といった花言葉があります。また、色によっても意味が異なり、青色には知的、冷静、紫色には謙虚といった意味が込められているとされています。

アジサイは雨に打たれながらも美しく咲き続ける花です。また、土壌の性質など環境に応じて花の色を変えることから、変化に柔軟に対応しながら成長をする姿が印象的です。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

このたび、まちなか交流館において図書館がリニューアルされ、多くの市民の皆様から喜びの声や期待の声が寄せられています。図書館は市民共有の財産であり、子供から高齢者まで誰もが利用できる公共空間です。新しい図書館が完成した今こそ、施設整備だけでなく、その運営やサービスの充実を通じて、市民に愛され続ける図書館づくりを進めていくことが重要であると考えます。

弥富市図書館がリニューアルオープンして1か月が経過いたしました。この間には多くの市民の皆様にご利用されており、入館者数は2年前の令和6年5月度8,314人、1年前の令和7年5月度8,955人、今年5月の利用者数は1万6,769人という結果で、約2倍となる利用者で大変好評と伺っております。

私もオープン初日に図書館を訪れ、館内を見学し、本を借りてまいりました。明るく開放的な空間や利用しやすい環境づくりが図られ、市民の皆様の学びや交流の拠点として大きな期待が寄せられていることを実感いたしました。そこで今回は、リニューアルされた図書館

の現状や今後の運営方針、さらなる利便性向上に向けた取組についてお伺いいたします。

どの業務が民間に委ねられたのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（高橋八重典君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） お答えいたします。

本年1月から委託した業務内容につきましては、資料の貸出しや返却をはじめ、利用者の相談に応じて適切な資料や情報を提供するレファレンス対応、書架への配架等の窓口業務、資料整備業務やイベントの開催協力などを含めた図書館業務全般となります。

○議長（高橋八重典君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 今回委託先の選定についてどのように決めたのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（高橋八重典君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 委託先の選定につきましては、公募型プロポーザル方式により応募いただいた4者の中から、契約の相手方となる候補者を選定いたしました。

○議長（高橋八重典君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） あわせて、図書館運営において重要である司書の専門性や長期的な知識、経験の蓄積をどのように担保するのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（高橋八重典君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 図書館窓口等運営業務委託は3年間の長期継続契約としており、司書資格を有する職員を常時配置することとなっているため、レファレンス対応や資料の選書について専門知識を有した職員による対応が可能となりました。

○議長（高橋八重典君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） では次に、サービスの質の確保についてお伺いいたします。

民間委託により具体的にどのようなサービス向上が見込まれているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（高橋八重典君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 図書館でのイベントや講習会などを開催する際に、豊富な経験と専門性の高い知識を持った委託業者のノウハウを活用することが見込めますので、市民の図書館利用の向上にもつながると考えております。

○議長（高橋八重典君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 委託業者の豊富な経験や専門性の高い知識、ノウハウの活用により市民の図書館利用の向上につながるとの答弁でしたが、図書館の本来の役割はイベントの実施だけでなく、資料の収集、提供やレファレンスサービスなどの根幹業務にあります。

そこでお伺いいたします。

民間委託によって貸出業務やレファレンスサービスの質が低下しないことをどのような基準で評価するのでしょうか。また、委託後にサービスの質の低下が確認された場合、どのような改善措置を講じる体制となっているのでしょうか。

○議長（高橋八重典君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 司書資格を有する職員を常時配置することで、レファレンス対応では専門的視点により利用者が必要としている資料の提供が可能となるほか、図書等資料を購入する際には、極端な偏りがなく購入することができると考えております。また、図書等資料の配架につきましては、利用者に分かりやすく手に取りやすいような工夫がなされ、より多くの方に様々な図書等資料を提供できると考えております。

評価体制としましては、毎月の図書館入館者数や図書資料貸出数により評価するとともに、年度内には利用者アンケートを実施してまいりたいと考えております。

○議長（高橋八重典君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 利用者アンケートを実施する際には、満足度だけでなくレファレンスサービスの質や職員対応、本の探しやすさ、資料構成への評価など、図書館サービスの根幹に関わる項目を丁寧に把握する必要があると考えます。

本を検索するサービスは以前と違うのでしょうか、相違であれば詳細をお伺いいたします。

○議長（高橋八重典君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 図書等資料の検索につきましては、リニューアル前と同様のサービスを行っております。

図書館ホームページからの検索のほか、図書館内にオンライン蔵書目録検索システムが入ったパソコン2台を配置しており、利用者自身が書誌情報や所蔵情報を検索することができます。また、機械操作が苦手な方には、図書館の窓口にて職員による検索サービスを行っております。

なお、図書等資料のラベル標記をアルファベットから仮名表記に変更し、配架につきましても仮名順に並べ替えるなど、利用者が求める図書等が探しやすくなるように改善をいたしております。

○議長（高橋八重典君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） では次に、家具・空間整備についてお伺いいたします。

今回IKEA家具が導入されていますが、その導入コスト、耐久性、更新を含めた維持管理の考えはいかがでしょうか。

○議長（高橋八重典君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 図書館等に導入いたしましたIKEA家具につきましては、市内に所在するイケア・ディストリビューションサービス株式会社様とイケア・ジャパン株

式会社様から、地域貢献の一環として無償で寄贈をしていただきました。

I K E A製品は、日本国内での法規制及び標準規格への適合が必須であり、外部規格よりも厳しい独自仕様となっているため耐久性については問題ないと考えております。また、破損した場合には修繕できるものは修繕をし、修繕が不可能なものは利用状況を勘案して更新の有無を検討してまいります。

○議長（高橋八重典君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） それでは、高齢者や子供など様々な利用者にとっての安全性や使いやすさについて、どのような検証が行われたのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（高橋八重典君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 図書館における安全性や使いやすさにつきましては、来館される方の年齢層や利用状況などを踏まえながら、計画段階より検討を進めてまいりました。特に、高齢者やお子様など様々な方に安心して御使用いただけるよう家具の固定や配置、利用者の視線や頭の位置といった点についても、市と関係者で協議を重ねながら調整を行ってまいりました。したがって、これまで以上に誰もが安心して御利用いただけるものと考えております。

○議長（高橋八重典君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 利用者の年齢層や利用状況を踏まえ、家具の配置や安全性について検討を重ねてきたとのことでしたが、一方で、図書館の利用環境という観点では家具の配置やレイアウトの変更に伴い、利用者が実際に利用できる座席数も重要な要素であると考えます。そこでお伺いいたします。

以前より座席数が多く感じますが、増加しましたでしょうか。

○議長（高橋八重典君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 図書館内の座席数につきましては、リニューアル前より増設しております。

特に児童コーナーにおきまして、幼児が使用できるサイズの机や椅子を設置するとともに、床に座っていただけるよう座布団やクッションも準備いたしました。

○議長（高橋八重典君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） リニューアルにより座席数を増やし、特に児童コーナーについても利用しやすい環境を整備されたとのことでした。

利用者が滞在しやすい空間づくりが進められていることは評価できます。その反面、図書館本来の機能である読書や調査・研究、学習のための静かな環境との両立をどのように図っていくのが重要であると考えます。

そこでお伺いいたします。



次に、交流と図書館機能のバランスについてお伺いします。

交流機能の強化は評価する一方で、図書館として求められる静かな学習環境との両立が課題となります。どのように両立させていくのでしょうか、お伺いします。

○議長（高橋八重典君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 静かな学習環境としては、図書館と同じフロアに学習室を設けております。

学習室は34席設けており、常に扉を閉めて御利用いただいておりますので、フリースペースでの声や音が気にならない静かな環境で御利用いただける状況です。

○議長（高橋八重典君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 学習室が別に設けられていることは安心いたしました。

閲覧したときに本の数が減少したように思いましたが、現状はいかがでしょうか。

○議長（高橋八重典君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 図書館の蔵書数は約16万点で、リニューアル工事前と変わりございません。

閲覧室内の配架数は約5万点でリニューアル工事前より減っております。これは、図書館内が広い空間に感じられるよう書棚を低くしたり、おすすめ本が一目で分かるように本の表紙を見せる並べ方を行うなど工夫をしたことによるものです。

なお、閲覧室内にない図書等資料は閉架書庫に配架してありますので、利用者からリクエストがあった場合には職員がその都度対応をしております。

○議長（高橋八重典君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 次に、オトナラウンジについてお伺いいたします。

このオトナラウンジは年齢制限は何歳から御利用できるのでしょうか、お伺いします。

○議長（高橋八重典君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） オトナラウンジは、静かに読書を楽しんでいただくためのスペースとして設けましたので、静かに御利用いただける方であれば特に年齢制限は設けておらず、誰でも御利用いただけます。

○議長（高橋八重典君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） では、パソコン、タブレット端末などの使用できる場所がありますでしょうか。

○議長（高橋八重典君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 図書館内のどの場所でも御自身のパソコンやタブレット端末を御利用いただけます。

館内にはWi-Fi環境も整備しており、コンセントがついた机も配置しておりますので、

必要な場合には御利用いただければと思います。

○議長（高橋八重典君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 次に、電子化辞書の活用についてお伺いいたします。

本市の図書館及び学校における電子辞書、オンライン辞書の導入状況についてお伺いいたします。また、その利用促進に向けた取組はいかがでしょうか。

○議長（高橋八重典君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 本市の図書館では、電子辞書及びオンライン辞書は導入しておらず、現時点で導入する計画もございません。

個人で持参した電子辞書やオンライン辞書の館内での利用は制限をかけておりませんので、利用は可能となっております。

また、小・中学校では一斉指導での電子辞書やオンライン辞書の導入はしていませんが、個別にタブレット端末で調べ学習をする中でウェブ上のオンライン辞書を使用しております。

○議長（高橋八重典君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 紙辞書と電子辞書それぞれの特性を踏まえた活用方針について、今後も含めてどのように対応するのでしょうか。

○議長（高橋八重典君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 本市の図書館におきましては、国語辞典、英和辞典など紙の辞書を購入しており、閲覧室内に配架して御利用いただいております。

先ほども御答弁申し上げましたが、個人で持参した電子辞書やオンライン辞書を館内で御利用いただくことは可能ですので、電子辞書を活用したい場合は個人のものを持参していただきたいと考えております。

小学校におきましては、国語の学習過程で紙の辞書を活用して辞書の引き方を学んでおり、中学校につきましても国語辞典、英和辞典というように紙の辞書を活用しております。また、タブレット端末を活用しての個別の調べ学習でウェブ上のオンライン辞書を使用しております。

○議長（高橋八重典君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 今回の質問を通じて、図書館リニューアルに伴う運営体制やサービスの充実、利用環境の整備、安全性への配慮などについて確認することができました。

リニューアル後の利用者数が大幅に増加していることから、市民の皆様の期待の大きさがうかがえます。

一方で、図書館は単なる交流の場ではなく、市民の学びや図書活動を支える知の拠点でもあります。今後においてもレファレンスサービスの充実や蔵書の整備、静かな学習環境の確保など、図書館本来の機能とのバランスを大切にしながら、市民に長く愛される図書館運営

に努めていただくことを要望いたします。市民の皆様にとってより身近で利用しやすく、何度でも訪れたくなる図書館となることを願い、この質問を終わります。

図書館が市民の学びや交流を支える拠点であるように、学校部活動もまた子供たちの成長や地域とのつながりを支える重要な場であります。

そこで、学校部活動の地域展開については、昨年6月議会において伊藤議員が一般質問をされてちょうど1年が経過いたしました。この間、国や県の動きも進む中で本市における取組状況や課題について、市民や保護者の関心も高まっているものと認識しております。

今回は、これまでの進捗状況や今後の方向性の確認も含め、弥富市における学校部活動の地域展開についてお伺いいたします。

学校部活動は、これまで学校教育の一環として、生徒の自主的、主体的な学びや成長を支える重要な教育活動として大きな意義を果たしてきました。しかし近年、少子化の進行や教員の働き方改革への対応などにより、学校部活動の持続可能な運営が課題となっており、その改革が急務となっています。

文部科学省は、部活動の地域展開等をさらに推進するため、2025年12月に改訂ガイドラインを示し、生徒の多様なニーズに応じた活動機会の確保と教員の働き方改革の両立に向けた取組を進めるように努めています。

そこでお伺いいたします。

弥富市では、活動地域展開を担っていく運営団体として、NPO法人やとみ放課後アカデミーが発足していると伺っております。このNPO法人はどのような組織でしょうか、お伺いいたします。

○議長（高橋八重典君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 国は、令和4年12月に学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインを示し、地域の子供は地域で育てるという考えの下、学校部活動を学校と連携しながら地域全体で支える部活動地域展開を推進しています。これは、単に部活動を学校の外へ移すのではなく、学校、地域、行政、企業、保護者が連携しながら、子供たちの活動機会を守っていくという考え方でございます。

国の方針を受けて、部活動が本来持つ教育的意義を大切にしながら、放課後や休日の安心できる居場所づくりをし、ひいては新しいコミュニティ形成につなげていこうという趣旨で本年3月に設立されたのが特定非営利法人やとみ放課後アカデミーでございます。

本法人は、教育委員会の働きかけに呼応する形で設立されたものでございます。主な事業として、青少年の健全育成や居場所づくりに関する事業を掲げており、部活動の地域展開については、指導者確保、地域クラブの運営、会場調整、安全管理、広報活動等が上げられます。また、学校部活動の種目にとらわれないゴルフ、フライングディスク、囲碁等、新しい

活動の創設を想定し、生徒一人一人の興味や個性に合った居場所を設けてまいります。

○議長（高橋八重典君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） では、本市教育委員会とどのような関係性がある団体でしょうか、お伺いいたします。

○議長（高橋八重典君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 本市教育委員会は、やとみ放課後アカデミーと連携しながら部活動地域展開事業を実施してまいります。教育委員会が学校との調整や制度設計等を担い、やとみ放課後アカデミーが地域クラブの運営を担う体制を想定しております。

○議長（高橋八重典君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） それでは、運営方針はいかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（高橋八重典君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 運営については、国の部活動ガイドラインに準拠し、活動時間や休養日の設定、研修等の事業を行います。参加費等についても廉価な金額を設定し、多くの子供たちが参加できるよう運営してまいります。

また、指導については、競技力向上のみを目的とするのではなく、生徒一人一人の興味・関心、発達段階に応じた多様な活動機会の提供を重視していくこととしております。

○議長（高橋八重典君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 運営方針については理解いたしました。

次に、地域展開の受皿となるやとみ放課後アカデミーそのものについて、法人格、団体の位置づけについてお伺いいたします。ごめんなさい、当法人の設立時期は。

○議長（高橋八重典君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 法人の設立の時期について申し上げます。

本年3月5日に登記が完了し、設立がされました。

○議長（高橋八重典君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 今後の活動予定はいかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（高橋八重典君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 本市は、国が定める令和8年度から令和13年度までの改革実行期間に基づき、令和9年9月にまず休日部活動を休止し、地域へと展開いたします。

それまでに、やとみ放課後アカデミーを広く知っていただくために、本年7月26日日曜日の弥富市夏祭りにおいてキックオフイベントを開催し、それ以降多様な機会に体験イベントなどを行ってまいります。

○議長（高橋八重典君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 財政基盤、市として継続性、安全性をどのように確認されているので

しょうか、お伺いいたします。

○議長（高橋八重典君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） やとみ放課後アカデミーは、会費収入、賛助会費、企業協賛を財源として運営してまいりますが、安定的な運営基盤の構築のために、本市としましても組織体制、会計管理体制、安全管理体制、指導者確保の状況、学校との連携状況等を確認しながら必要に応じて指導や支援をしてまいります。

さらに、安全面については、ハラスメント防止等の指導者研修、複数指導者体制、保険加入、緊急時対応等の体制づくりを確認、指導してまいります。

○議長（高橋八重典君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） それでは、中学校の部活動地域移行に特化したNPO法人でしょうか、お伺いいたします。

○議長（高橋八重典君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） やとみ放課後アカデミーは、中学校の部活動の地域展開を主な事業としておりますが、部活動種目のみに特化した団体ではございません。スポーツ、文化芸術活動、地域交流、子供の居場所づくり等、地域全体での学びと活動の充実を目的として設立された法人で、新しいコミュニティの形成を目指してまいります。

○議長（高橋八重典君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 次に、保護者、学校、地域への周知についてお伺いいたします。

学校部活動との違いはいかがでしょうか。

○議長（高橋八重典君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 学校部活動は、学校教育活動の一環として学校管理下で行われる活動で、主に教員が指導してきました。

一方、地域クラブは地域が主体となって運営する活動であり、地域人材を活用しながら多様な活動を提供するものでございます。学校を超えた参加、多様な参加形態、自主性や継続性の重視など、より柔軟な活動となります。

○議長（高橋八重典君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 対象生徒、活動場所、活動日、活動時間はいかがになるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（高橋八重典君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 活動対象者の範囲は、弥富市内の中学生です。

活動場所については、学校施設、公共施設等を使用してまいります。

地域クラブによる活動日、活動時間については、まずは令和9年9月から休日の3時間程度ですが、地域展開が可能な体制が整った種目から平日の地域展開も進めていけたらと考え

ております。なお、活動時間については、国のガイドラインに基づき、適切な休養日を設定し、生徒の健康面へ十分配慮した運営を行ってまいります。

○議長（高橋八重典君） 柴田議員。

○２番（柴田英里君） では、参加費、指導者要件、事故発生時の対応はいかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（高橋八重典君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 参加費については、現時点ではやとみ放課後アカデミーへの入会金1,000円、月会費2,000円を予定しています。

指導者については、面談をはじめ、ハラスメント等の指導者研修や安全管理研修等を実施し、適切な資質を有する人材を配置いたします。こども家庭庁が定める子供を性犯罪から守るための性犯罪歴確認制度、日本版DBSの対象団体となります。

また、事故発生時を想定して保険加入の徹底、緊急連絡体制、安全管理マニュアル作成、組織対応ができる体制等を整備し、適切に対応してまいります。

○議長（高橋八重典君） 柴田議員。

○２番（柴田英里君） 今後どのように保護者や地域に周知するのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（高橋八重典君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 保護者や地域に対しては、小・中学校での説明会の開催、チラシの配布、学校を通じた案内、市及びやとみ放課後アカデミーのホームページ等を通じて周知、説明を丁寧に行ってまいります。制度の趣旨や学校部活動との違い等についても継続的な情報発信に努めてまいります。

○議長（高橋八重典君） 柴田議員。

○２番（柴田英里君） 次に、今後の方向性についてお伺いいたします。

将来的にどのような地域クラブを目指すのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（高橋八重典君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 誰もが参加しやすく安全で持続可能、多様な活動がしかも複数種目に参加が可能で、地域全体で支える地域クラブを目指しております。

また、競技力向上のみならず、子供の居場所づくり、地域交流、自己肯定感の向上や身体的、精神的、そして社会的に満たされて幸せに生きるウェルビーイングの向上を重視し、将来的に地域社会全体の活性化につながる活動を目指します。

○議長（高橋八重典君） 柴田議員。

○２番（柴田英里君） それでは市はどこまで関与、支援するのでしょうかお伺いいたします。

○議長（高橋八重典君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 本市教育委員会は、制度設計、学校との調整、施設利用調整、必要な財政支援、安全管理確認・指導情報提供等を行いながら地域展開を支援してまいります。

一方、地域クラブ活動の実施主体はやとみ放課後アカデミーであり、自立かつ地域において持続可能な運営体制の構築をサポートしてまいります。

○議長（高橋八重典君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 学校と地域クラブの役割分担をどのように整理していくのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（高橋八重典君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 国は、改革実行期間の前期が終わる令和10年に中間評価を求めています。本市教育委員会は、その前年に休日部活動の地域展開を完了する予定であり、一定の評価ができると考えています。

平日については改めて国が方針を策定するとしていますが、本市教育委員会としては中学校学習指導要領が改訂される令和13年度をめどに、平日部活動の地域展開を行っていきたいと考えております。学校も地域の子供たちの居場所の一つとして、その一翼を担いながら子供たちにとって魅力的な地域クラブへと展開できるよう協働してまいります。

○議長（高橋八重典君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 本市が国の方針に沿いながら休日部活動の地域展開に向けて着実に準備を進めていること、またその受皿としてやとみ放課後アカデミーが設立され、教育委員会と連携しながら運営体制の構築を進めていることを確認することができました。

部活動は、単にスポーツや文化活動の技能向上だけでなく、生徒同士のつながりや自己肯定感の向上、仲間づくりなど子供たちの成長に大きな役割を果たしてきました。そのため地域展開を進めるに当たっては、これまで学校が担ってきた教育的な意義をしっかりと継承していくことが重要であると考えます。また、保護者にとっては参加費の負担や送迎の問題、活動場所や指導体制への不安などもあります。地域クラブの運営においては子供たちが安心して活動できる環境づくりはもちろんのこと、経済的な事情によって参加機会が失われることのないよう十分な配慮をお願いしたいと思います。

さらに、地域展開は始まりがゴールではありません。実際に運用が始まってから出てくる課題も少なくないと思われます。生徒、保護者、学校、地域、指導者それぞれの声を丁寧に聞き取りながら必要に応じて制度の見直しや改善を図り、本市の実情に合った持続可能な地域クラブ活動へと発展させていただくことを要望いたします。

子供たちの多様な学びと成長の機会を守り、地域全体で子供を育てる新しい仕組みが本市において着実に根づくことを期待し、私の質問を終わります。

○議長（高橋八重典君） 暫時休憩をします。再開は午後2時55分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2 時 45 分 休憩

午後 2 時 55 分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（高橋八重典君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、伊藤千春議員。

○1 番（伊藤千春君） 1 番 伊藤千春でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

教育は、子供たちの未来をつくとともに、将来の弥富市をつくる最も重要な投資であると考えます。人口減少や少子化が進む中、子育て世代から選ばれるまちとなるためには、教育環境の充実が欠かせないと考えます。

また、A I の進展や S N S の普及により社会が大きく変化する中、自ら考え判断し、子育てする力を育む教育が求められるのではないのでしょうか。さらに、若年層を狙った投資詐欺や闇バイトなどの問題が深刻化する中、金融教育の重要性も高まっております。

加えて、子供の成長を長い視点で支える切れ目のない確かな教育の在り方についても考えていく必要があると考えます。

そこで私は、今回は、教育改革、金融教育、一貫教育、この 3 つの項目について本市の考えをお伺いしてまいります。

1 つ目の項目として、次代を担う教育改革についてお伺いします。

不登校、長期欠席、教育格差等に対する本市の課題認識について、どのように認識されているか、お聞かせください。

○議長（高橋八重典君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 本市におきましても、不登校や長期欠席の増加、自己肯定感の低下、家庭環境による教育格差の拡大は、子供の健やかな成長に大きく影響する重要な課題であると認識しております。

弥富市教育大綱及び弥富市教育基本方針に基づき、全ての子供が安心して学び、自己肯定感を育み、将来への希望を持てる環境づくりが必要であると考えております。特に、不登校や長期欠席については、個々の背景に寄り添った支援体制の強化が求められており、誰一人取り残さない教育の実現が課題であると認識しております。

○議長（高橋八重典君） 伊藤議員。

○1 番（伊藤千春君） 誰一人取り残さない教育の重要性でありますね。

A I 時代、S N S 社会、情報過多社会を踏まえた現在の教育課題をどのように分析し、今後どのような教育を目指していく考えなのか、お聞かせください。



○議長（高橋八重典君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） A I の急速な進展、S N S の普及、情報過多社会の進行により、子供が情報を正しく理解し、主体的に判断する力を育むことが重要な教育課題であると認識しており、本市では、教育大綱や学校教育基本方針に基づき、情報を見極める力や他者と協働する力、そして自ら学び続ける教育を推進しております。

引き続き、情報活用能力を基盤とした学びを図りつつ、情報モラル教育や探究的な学びの強化を通じて、子供たちが多様な情報環境の中でも自分の考えを形成し、主体的に行動できる力を育んでまいります。

○議長（高橋八重典君） 伊藤議員。

○1 番（伊藤千春君） 自ら考え判断する力は、これからの時代にますます重要になると考えます。

そこで、東京都渋谷区等の探究型教育を踏まえ、知識を教える教育から自ら考える力を育てる教育への転換を、今後どのように進めていく考えなのか、お聞かせください。

○議長（高橋八重典君） 高山教育長。

○教育長（高山典彦君） 本市では、教育大綱に掲げる主体的に学び続ける子供の育成や、学校教育基本方針に示す思考力・判断力・表現力の育成を大切にしながら、知識を一方的に教えるだけの学びから、子供が自ら考え、学びを広げていける教育を進めており、子供が、なぜだろう、もっと知りたいと思える場面を増やし、友達との対話や I C T の活用を通じて、自分の考えを深めたり広げたりできるよう取組を進めております。

また、こうした学びを支えるために、教員が互いに学び合い、探究的な授業づくりの力を高めていく研修にも力を入れております。

議員が例に示された東京都渋谷区の探究型教育は、通常の教科の学習を1割減らし、全てを午前中に行い、午後に探究型学習を行うシブヤ未来科というものですが、本市においては、まず従来の枠組みの中で自ら考える力を育てていく方針でございます。

○議長（高橋八重典君） 伊藤議員。

○1 番（伊藤千春君） 探究的な学びを通じて、自ら課題を見つけ、自ら考える力を育むことは、これからの教育に欠かせない視点であると考えます。

そこで、教育を人口減少対策、定住促進、子育て支援を含めた本市の未来を左右する最重要政策としてどのように位置づけ、教育で選ばれるまちを目指していく考えか、お聞かせください。

○議長（高橋八重典君） 高山教育長。

○教育長（高山典彦君） 本市では、教育大綱において「生きる力を育む」を掲げ、学校教育基本方針においても、子供が安心して学び、成長できる環境づくりを施策として位置づけて

おり、人口減少が進む中、教育の充実は定住促進や子育て支援とつながる施策の一つであると考えております。

本市では、主体的・対話的で深い学びや探究的な学習を推進し、自ら考える力を育む教育を進め、予測不可能な社会をたくましく生きる力を育むことで、保護者から選ばれる学校づくりを進めてまいります。

また、安心して子育てできる環境を整備し、本市の特色の一つである自校式給食による食育の充実や、地域と連携した体験活動を通じ、子供の健やかな成長を支える環境を整えております。さらに、平和教育の推進により、命の大切さや他者を尊重する心を育み、豊かな人間性を備えた子供を育てることで、地域社会の持続的な発展につなげてまいります。

それらの施策を保護者の皆様に積極的に発信してまいります。

○議長（高橋八重典君） 伊藤議員。

○1番（伊藤千春君） 教育は、子供たち一人一人の未来を支えるだけでなく、本市の未来を形づくる重要な基盤であります。また、教育の充実は、子育て世代から選ばれるまちづくりにもつながるものであると考えます。今回の答弁から、本市が教育改革の必要性を踏まえ、時代の変化に対応した教育を進めようとしている方向性を確認することができました。

一方で、これからの社会では、学力だけでなく、自ら考え、判断し、責任ある選択ができる力も求められております。

そこで、次に2つ目の項目として、生きる力を育む金融教育について伺ってまいります。

若年層を狙った消費者被害、SNS型投資詐欺、オンラインカジノ、闇バイト問題等を踏まえた、本市の金融リテラシー不足に対する現状認識についてお聞かせください。

○議長（高橋八重典君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 近年、SNSを通じた投資詐欺やオンラインカジノ、いわゆる闇バイトなど若年層を標的とした消費者被害が全国的に増加しており、本市においても金融リテラシーの必要性を感じております。

特に、SNS上の情報に流されやすい世代ほど詐欺的投資話や高額報酬をうたう違法行為に巻き込まれる危険性が高く、学校教育だけではなく、家庭・地域を含めた総合的な対策が必要であると認識しております。

○議長（高橋八重典君） 伊藤議員。

○1番（伊藤千春君） 金融リテラシーの重要性は、今後ますます高まっていくものと考えます。金融教育をお金の知識ではなく、人生設計力、判断力、自己防衛力、社会的自立を育む生きる力の教育としてどのように認識されているのか、お聞かせください。

○議長（高橋八重典君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 本市では、生きる力を育む教育として考えております。SNS型

投資詐欺や闇バイトなど若年層を取り巻くリスクが高まっている中、情報を見極め、自らの将来を主体的に選択できる力を育てることが不可欠であると認識しております。

そのため、学校教育においては、家庭科や社会科を中心に消費者教育やキャリア教育と連動した金融リテラシーの育成を進めております。

○議長（高橋八重典君） 伊藤議員。

○1番（伊藤千春君） 金融教育を、生きる力を育む教育として位置づけることは大変重要であります。

福岡市等の先進事例を踏まえた実社会に直結する金融教育を、本市としてどのように評価されているのか、お聞かせください。

○議長（高橋八重典君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 先進自治体では、金融機関と連携し、実社会の仕組みに触れながら金融リテラシーを育成する取組が進められております。これらの事例は、子供がお金の知識にとどまらず、将来の人生設計や判断力、自己防衛力を身につける上で有効であると認識しております。

本市としましても、実社会とつながる学びは、若年層を狙った投資詐欺や闇バイトなどの被害防止にも資する教育であり、子供の社会的自立を支える観点からも有効であると考えております。

今後、本市の実情に応じ、地域金融機関等との連携も視野に入れながら、金融教育の在り方について検討してまいります。

○議長（高橋八重典君） 伊藤議員。

○1番（伊藤千春君） 実社会と結びついた実践的な学びは、大切な取組であると考えます。

SNS型詐欺、ネットトラブル、オンライン課金問題等から、子供たちを守る教育を今後どのように進めていかれるか、お聞かせください。

○議長（高橋八重典君） 高山教育長。

○教育長（高山典彦君） 近年、全国的にSNSを利用した投資詐欺や闇バイトなど、子供たちを取り巻くリスクが急速に拡大しており、本市としても危機感を感じております。これらを未然に防ぐためには、学校教育だけではなく、家庭、地域、関係機関が連携した総合的な対策が不可欠であります。

本市といたしましては、情報モラル教育について、警察や消費生活センター、専門機関との連携を強化し、最新の事例を踏まえた指導や啓発を継続的に実施し、SNSの危険性などから自らの身を守る生きる力を育んでまいります。

○議長（高橋八重典君） 伊藤議員。

○1番（伊藤千春君） 自ら身を守る力を育むことは重要であります。小・中学校段階から、

お金の価値、契約責任、消費者意識、資産形成基礎等を学ぶ体系的金融教育をどのように進めていく考えであるのか、お聞かせください。

○議長（高橋八重典君） 高山教育長。

○教育長（高山典彦君） 本市では、金融教育を学習指導要領に基づき、小・中学校の発達段階に応じて体系的に進めていくことが重要であると認識しております。具体的には、小学校1・2年生の生活科におけるお店屋さんごっこから始まり、家庭科や社会科を中心に、お金の価値や契約の責任、消費者としての判断、資産形成の基礎などを段階的に学んでおります。

また、若年層を狙ったSNS型詐欺やオンライン課金トラブルが増加する中、警察等と連携した金融教育は、自分の身を守る力を育む教育でもあると考えております。

今後も情報との上手な付き合い方や、暮らしの中で賢く選ぶ力を育てる学びと併せて、子供の生活に役立つ形となるよう取組を進めてまいります。

○議長（高橋八重典君） 伊藤議員。

○1番（伊藤千春君） 発達段階に応じた金融教育は、必要な取組であると考えます。

そこで、金融教育を、キャリア教育、主権者教育、消費者教育等と連携しながら進めていく考えがあるのか、お聞かせください。

○議長（高橋八重典君） 高山教育長。

○教育長（高山典彦君） 本市では、金融教育を学習指導要領や教育大綱などの考えを大切にしながら、キャリア教育や子供の生活に役立つ学びと結びつけて、幅広く育んでいく学びとして位置づけております。また、単なるお金の扱いだけでなく、子供の生きる力を育む教育であると認識しております。

そのため、小・中学校においては、家庭科、社会科を中心にキャリア形成や契約、消費者トラブル防止、社会の仕組みの理解といった内容に関連づけながら指導を進め、子供が自ら考え、主体的に選択できる力を育んでまいります。

今後も学校と連携し、金融教育を他の学びともつながりを持たせながら進めることで、子供が将来、自らの力で人生設計を行い、人間らしく生きていく力を身につけられるよう支えてまいります。

○議長（高橋八重典君） 伊藤議員。

○1番（伊藤千春君） 金融教育は、様々な学びと結びつくことにより、その効果がより高まるものと考えます。

金融教育、地域企業、外部専門人材等と連携した弥富市版実践型金融教育を研究・導入していく考えがあるのか、お聞かせください。

○議長（高橋八重典君） 高山教育長。

○教育長（高山典彦君） 繰り返しになりますが、本市では金融教育を生きる力を育む教育の

一環であると認識をしており、金融機関や外部専門人材などとの連携による実践的な学びは有効であると考えております。

総合的な学習の時間や地域の大人や起業家の話を聞く「おかえり先輩」、弥富北中学校で行っておりますが、そういった取組、さらには実際に事業所に出向く職場体験学習など、既存の取組とも高い親和性があり、子供が実社会とつながりながら学ぶ機会を提供する貴重な学習となると考えております。

○議長（高橋八重典君） 伊藤議員。

○1番（伊藤千春君） 金融教育は、お金に関する知識を学ぶだけではなく、自ら考えて判断し、社会の中で主体的に生きていく力を育む重要な教育であることを改めて認識させていただきました。

また、その力は一長一短で身につくものではなく、子供の成長段階に応じて継続的に育んでいくことが重要であります。子供たちの可能性を伸ばすためには、幼児期から小学校、中学校へと続く学びや成長を長い視点で支えることも欠かせないのではないのでしょうか。

次に、3つ目の項目として、切れ目のない学びと成長を支える一貫教育についてお伺いさせていただきます。

広島県府中市等の先進事例を踏まえ、一貫教育についてどのような認識をお持ちでしょうか、お聞かせください。

○議長（高橋八重典君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 広島県府中市をはじめとする義務教育一体型の取組につきましては、子供の成長を継続的に支えるという観点から一定の意義があるものと認識しております。

一方で本市といたしましては、幼児期から小学校、中学校へと進む中で入学や卒業といった節目が子供の成長に果たす役割も非常に重要であると考えており、府中市のような一体型の仕組みを直ちに導入することは容易ではなく慎重な検討が必要であると認識しております。

○議長（高橋八重典君） 伊藤議員。

○1番（伊藤千春君） 子供の成長を継続的に支える視点は大切であります。小学校入学時及び中学校進学時における環境の変化に対し、長期視点で子供たちの成長を支える教育をどのように進めていくとお考えでしょうか、お聞かせください。

○議長（高橋八重典君） 高山教育長。

○教育長（高山典彦君） 小学校への入学や中学校への進学、そして卒業といった節目は、子供の成長にとってとても大切な時期であると考えております。

一方で小1プロブレム、中1ギャップ、高1クライシスという言葉があるように節目はその環境が大きく変わるためにその対応に苦慮する児童・生徒がいることは承知しております。

本市といたしましては、こうした環境の変化に寄り添い、子供が安心して新しい一步を踏

み出せるよう、学校間の連携を深め、学校生活のつながりを丁寧に支えることで、子供がそれぞれの節目を不安なく迎えられるよう取り組んでまいります。これからも一人一人の成長に寄り添いながら、安心して学び続けられるよう環境づくりを進めてまいります。

○議長（高橋八重典君） 伊藤議員。

○1番（伊藤千春君） 節目を大切にしながら成長を支えることは、重要な考えであると思います。

一貫教育による不登校予防、非認知能力育成、自己肯定感向上、人間関係形成力向上等への効果をどのように認識されているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（高橋八重典君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 一貫教育が、不登校の予防や人間関係形成力の発達などに一定の効果をもたらす可能性が指摘されていることは承知しております。しかし、それらは一貫教育でなければ実現できないものではないと考えております。

本市の教育大綱及び学校教育方針におきましても、子供の個性を尊重し、安心して学び続けられる環境づくりや豊かな人間性の育成を重要な柱として位置づけております。

一方で、幼児期から小学校へ、中学校へと進む中で、入学や卒業といった節目を経験し、それを受け止め、乗り越えていくこと自体が、子供の成長にとって大切な学びであるとも考えております。

○議長（高橋八重典君） 伊藤議員。

○1番（伊藤千春君） 安心して学び続けられる環境づくりは欠かせない視点でありますね。

幼保小連携、小中連携、長期視点カリキュラム、切れ目のない支援体制を含めた弥富市型一貫教育をどのように研究・推進していくお考えなのか、お聞かせください。

○議長（高橋八重典君） 高山教育長。

○教育長（高山典彦君） 本市では、保育所・幼稚園・こども園から小学校、そして中学校へと続く子供の学びの流れを大切にし、入学や進学といった節目でも安心して過ごせるよう、これまでの取り組んできた幼保小連携や小中連携を着実に進めてまいります。

加えて、全ての小学校において民生児童委員との学校との教育懇談会を実施しており、小さい頃から地域で地域の目で見守ってくださっている方々との連携もできております。

このように、子どもの成長を長い視点で支える切れ目のない連携を今後も丁寧に積み重ねていくことが重要であると考えております。

○議長（高橋八重典君） 伊藤議員。

○1番（伊藤千春君） ただいまの答弁の、切れ目のない連携の重要な取組の御説明がございました。今後の教育改革の柱として、一貫教育をどのように位置づけていく考えか、お聞かせください。

○議長（高橋八重典君） 高山教育長。

○教育長（高山典彦君） 本市では、幼保小連携や小中連携などこれまで積み重ねてきた取組を大切にし、子供の学びや生活が途切れることのないよう学校間のつながりを丁寧に進めております。本市の教育大綱や学校教育方針の理念を踏まえ、子供の成長を長い視点で支える切れ目のない連携を今後も教育を進める上での大切な方向性の一つとして考えております。

一貫教育の導入につきましては、予定はございませんが、まずは既存の連携をより確かなものにしていくことを重視してまいりたいと考えております。これからも子供一人一人が安心して学び続けられるよう、本市らしい連携の形を丁寧に育ててまいります。

○議長（高橋八重典君） 伊藤議員。

○1番（伊藤千春君） 本市らしい連携の方向性は、大切な考え方であると思います。また、人口減少や少子化が進む中で、教育は子育て世代から選ばれるまちづくりを進める上でも大きな役割を担っておると考えます。そのためには、これまでの取組を大切にしながらも、弥富市だからこそできる特色ある教育を発信していくことが重要であると考えます。

教育で選ばれるまちの実現に向けた、本市ならではの教育についてお伺いします。弥富市だからこそできる教育をどのように構築し、教育で選ばれるまちを目指していく考えなのか。また、一貫教育について今後どのような方向性で研究・整理を進めていくとお考えでしょうか、最後にお聞かせください。

○議長（高橋八重典君） 高山教育長。

○教育長（高山典彦君） 本市では、子供の成長をみんなで支えていくという考えを大切にし、また入学や卒業といった節目を大切にしながら、幼保小連携、小中連携を丁寧に進めております。学校同士がしっかりとつながり、子供の学びや生活を途切れなく支えていくことが本市らしい教育につながると考えております。

繰り返しになりますが、一貫教育につきましては、その考えに一定のよさがあることは理解しておりますが、本市として現時点では導入する予定はございません。まずは、これまでの連携などを確かなものにし、子供一人一人が安心して次のステップへ進める環境づくりを大切にまいります。

議員が言われる本市からできる教育として、命の大切さを軸に教育活動を構築しております。本市は、昭和34年に伊勢湾台風により甚大な被害を受けました。全てを失った状況から先人が立ち上がり、一歩ずつ歩みを続けてきた歴史を決して忘れることなく、その経験を教育の中でも防災教育として位置づけております。

そうして守り抜いたかけがえのない命を戦争等によって再び失うことのないよう、中学2年生で平和教育を、広島に直接訪れることによって研修で深めております。また、子供がその自らの命、そして他者の命を大切にできるよう、相談体制の充実にも取り組んでおります。

これらの取組が本市の特色である教育だと考えております。

○議長（高橋八重典君） 伊藤議員。

○1番（伊藤千春君） 御答弁ありがとうございました。

教育は、将来の弥富市をつくる最も重要な投資であると考えます。教育改革、一貫教育、金融教育を通じて、次代を担う子供たちが希望を持って成長できる環境づくりと、教育で選ばれるまち弥富の実現を期待し、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（高橋八重典君） 暫時休憩します。再開は午後3時35分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時26分 休憩

午後4時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（高橋八重典君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

音響システムの不具合が発生したため、平居ゆかり議員の質問は最初から行いますのでよろしくお願い申し上げます。

次に、平居ゆかり議員。

○4番（平居ゆかり君） 4番 平居ゆかりでございます。

通告に従いまして、一般質問いたします。

自治会DXと新たな行政支援の可能性について伺います。

地域の自治会では、3月の総会後、新たに自治会を抜けた人がいるという話を聞く一方で、他市では高校生の自治会長が誕生したというすてきなニュースもありました。今、自治会という存在は、市民の関心という意味でも、また行政としても、見て見ぬふりのできない状況になってきていると感じております。

前回3月定例会の一般質問では、今、行政ができることという意味で、市としての自治会に対する思いや姿勢をお示しいただき、ホームページ等の発信を見直していただくことを確認いたしました。それはとても大事なことであります。しかし、ホームページが充実すれば、自治会の問題が解決するかといったら、そういうわけではないので、さらなる対策を考えていく必要性はもちろんあるはずです。

私が今、取り急ぎ心配していることがあります。自治会を大切に思い、地域のために活動してくださっている方々が多くいる一方、自治会加入は強制ではないという権利もある中で、実際には脱退していく世帯も増えております。そのような中で、自治会費を負担している人としていない人、地域のために役員を担う人とそうでない人、地域の環境美化活動や清掃活動に参加する人とそうでない人の間で、なぜ一部の人だけが負担しているのかという不満が積み重なってきている現実もあると思います。



実際に、ごみ捨て場について、脱退した人たちは別の場所で管理してほしいとか、今あるごみの網は使わずに自分で用意してくださいというような大事な共同体が二項対立になっていくような発言もあったことを聞いております。気持ちは大変よく分かります。

また、そんな空気の中で、脱退した側も周囲から責められるのではないかと、非難されるのではないかという不安を抱えるなど、地域住民同士の分断や対立につながっていく危険性があると感じております。怖いのは、自治会そのものが壊れていくことだけでなく、人と人との関係性が壊れ、地域の中でいがみ合いが生まれ、本来大切にされてきた温かい地域のつながりが失われていくことだと思っております。そこには早い段階で手を打っておく必要があると私は思っております。

では、本市として、現在の自治会をめぐる地域住民間の負担感や不公平感、さらには地域コミュニティの分断につながる可能性についてどのように認識しているのか、市の見解を伺います。

○議長（高橋八重典君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） お答えいたします。

高齢化等社会構造の変化に伴い、自治会役員の担い手不足は全国的な課題となっていることを認識しております。この課題に対し、本市としては、従来より行政からの情報提供は、市広報紙及び市ホームページを活用することを原則とし、全戸配付・回覧の削減を徹底してまいりました。

令和6年度からは、市広報紙の全戸配付をポスティング方式に切り替え、その際、広報紙以外の、例えば日本赤十字社社資募集の封筒を同封してポスティングするなど、少しでも役員の負担軽減につながる工夫に努めております。

また、加入者の減少は、負担の偏りや地域のつながりの希薄化を招く懸念があると認識しており、この課題については、自治会役員向けに加入促進チラシ等のひな形を織り込んだ自治会・町内会加入促進ガイドブック、加入促進チラシを作成し、配付するなどの支援をしております。

本市といたしましては、今後とも、持続可能で誰もが暮らしやすい地域社会の実現に向けて、自治会活動を支援してまいりたいと考えております。

○議長（高橋八重典君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 今おっしゃっていただきました負担の偏りや地域のつながりの希薄化を招く懸念があると認識しているというレベルより、私は地域によっては水面下で分断は進んでいると思っています。要するに、会費を払って地域を大切、大事にしている側と、会費を払わずに個人の自由を訴えている側です。もちろんそれだけではないですけども、自治会という任意の団体に対して、どちらも間違いではないでしょう。だから問題と捉えられ

ないので、問題でなければ市も介入する必要がないと、そうなります。

ただ、この分断が支援の対象にはならなくとも、その結果として地域の公共機能が低下するなら行政課題です。要するに、分断が進むことで高齢者の見守りが機能しなかったり、防災訓練の参加者が減ったり、地域清掃の担い手がいなくなったり、ごみの管理が崩れるなどは行政課題であると言えます。

そこで、市はおっしゃるとおり、自治会運営を簡素化したり、加入促進を図ったりして支援しているわけであって地域の公共機能が失われないように環境整備をしているとは言えます。やっていないのではなく、やっています。つまり、手段は講じていただいているけれども、今後分断が進んでいくのであればその手段が悪いのか、手段が足りていないのかとなるはずです。施策を実施していることとその施策が実際に効果を上げていることは別問題です。

よって、今後も支援していくとおっしゃっていただいておりますので、お願いをしておりますが、ぜひ今後、自治会加入率の数字を見ていくだけでなく、自治会を脱退した方々がどのような理由や思いを抱えているのか、また自治会活動を支えている方々がどのような負担感や不公平感や不満を感じているのか、さらには今後の地域の在り方や行政に何を求めているのかといった声についても、可能な範囲で実態把握に努めていただきたいと思います。その上で、温かい地域のつながりを維持していくために、どんな支援ができるのか、今後の施策に生かしていただきたいと思います。

次に行きますが、この自治会における担い手不足や活動負担への危機感は、日本全国共通の課題であります。他自治体においては、電子回覧板や安否確認機能等を備えた自治会活動支援アプリを活用し、業務の効率化や情報伝達の迅速化を図る取組が進められております。

例えば、令和7年3月の一般質問において、市からは、地域活動のデジタル化につきましては、モデル地区などを設定して自治会の活動の継続、役員の担い手不足の解消などの観点から実験をしている自治体等もありますので、注視してまいりたいと思っておりますとの答弁をいただいております。

そこで、私自身も調査を進める中で、小牧市や岡崎市などで導入あるいは実証実験が行われている「結ネット」などの自治会支援アプリについて確認してまいりました。「結ネット」とは、自治会や地域活動をスマートフォン等で支援する地域向けの連絡・運営アプリであります。

例えば、これまで紙で回していた回覧文書をデジタルで受け取り、あるいは写真を撮って投稿し、住民がスマートフォンですぐ確認できるようにしたり、行事の出欠確認やアンケート集計を自動化したりすることで、役員負担の軽減につなげることができます。また、既読確認や未回答者への再通知機能もあり、誰に伝わっているのか分からないという課題にも対応ができます。さらに、公民館や地域施設の予約管理、役員連絡、防災訓練の案内など、自

治会運営に必要な機能を一つにまとめて管理できる点も特徴であります。

災害時には、通常モードから災害モードへ切り替えることで、住民の安否確認を一斉に行うことができ、支援が必要な方の把握にも役立つとされております。オレンジファイルのような見守り情報との連携についても、将来的な可能性があると考えます。

また、役員間の連絡をはじめ、情報伝達には一般的なLINEを利用している地域も多いかと思いますが、個人のLINEアカウントを前提とするプライバシー面の課題も抱えていると相談がありました。他市町でもLINEのオープンチャットでうまく利用しているところもあると聞きますが、しっかりとした管理ができるものではありません。それとは異なり、自治会支援アプリは自治会費の電子決済を連携させるところもあるなど、自治会運営に必要な管理機能が備わっていると言えます。加えて、個人の電話番号を参加者同士で公開しなくても運用ができるなど、プライバシー面に配慮した仕組みも特徴の一つであります。

ただし、あくまで「結ネット」は一例であり、どのアプリが本市に適しているのかについては、当然ながら十分な検証が必要ではあります。

一方で、実際に実験している岡崎市の55町内を対象としたアンケートでは、登録者数が伸び悩んでいるであるとか、導入初期の紙とアプリの二重運用が大変といった課題も上げられております。また、登録者数が伸び悩む理由として、デジタルに不慣れであること以外に、そもそも町内会の連絡に関心が薄いことなども上げられておりました。つまり、アプリを導入すれば自動的に自治会が活性化するわけではなく、デジタルだけで全てが解決するわけではないという現実もあるかとは思います。

しかし、だからといって何も手を打たなければ時代の流れにそぐわないものは衰退していきます。前回、市は自治会を高く評価している、また自治会しかないとまで答弁をされました。私もその考えには強く同感をしております。必要な存在であるならば、時代に合わせて進化していく必要があります。

例えば、図書館も単に本を貸す場所から知と交流の拠点へと進化し、市民にとってとても魅力的な居場所となりました。公園も単なる遊び場から、健康づくりや防災の機能を持つ場へと変化をしております。

つまり、従来の役割だけでなく、人が集まりつながる場へと変化しているということです。自治会もそうした方向性を考えていく必要があると思っております。

現在、自治会が直面している課題は、義務感が強い、楽しさが感じられない、意味が見えにくい、昔から続いているからやっているだけという点にもあります。だからこそ、自治会をどう進化させるかは考える必要があります。形を変え、時代にに合わせて進化することで、持続可能にしていかなければなりません。

もちろん、御近所の見守りや防犯、防災、地域環境美化などは非常に重要な役割であるに

もかわらず、それだけでは参加したいと思われにくい時代になっているのも現実であります。そこにデジタルを活用して負担を軽減しながら新しいスタイルへ持っていくことは、必要最低限の更新ではないでしょうか。

確かに、令和7年3月の御答弁でもありましたように、デジタルツールは高齢者を中心とした利用格差への懸念もあります。しかし、議会においても年齢層が幅広い中で、紙とタブレットを併用しながら段階的に移行してまいりました。そして現在は、しっかりタブレット中心で動いております。よって、問題はそこではないのではないのでしょうか。

まず、本市として他自治体における自治会支援アプリ等の導入事例について、どのような内容を確認し、またその導入による情報伝達の迅速化や回覧業務の効率化、役員負担の軽減、さらに防災時の安否確認、また地域参加の促進などのメリットや効果をどのように認識しているのか。また一方で、登録者数の伸び悩みやデジタル格差、紙との二重運用、自治会活動そのものへの関心の低下など、そういった課題やデメリットについてどのように評価しているのか、自治会支援アプリに対する本市の見解を伺います。

○議長（高橋八重典君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 自治会支援アプリにつきましては、導入した自治会の検証結果等が公表されており、電子回覧板双方向の連絡機能、災害時の安否確認機能等を備えた様々なアプリが利用されております。

アプリ導入のメリットにつきましては、情報共有が迅速化すること、回覧物の印刷や回覧板を回す手間が不要となり、事務負担が低減すること、出欠確認等が容易になること、災害時の安否確認が容易になること、導入を契機に自治会のコミュニケーションの活性化が図られることなどが上げられます。

一方、デメリットにつきましては、未導入者向けに紙の周知を継続することが二重負担となること、高齢者に対する導入支援についての役員負担が増加すること、有料アプリの場合、導入経費や月額利用料の負担がかかること、登録率の伸び悩みが負担化すること、デジタル業務の引継ぎにおける役員の不安等が懸念されております。

アプリの導入により、自治会の担い手不足など地域の課題が全て解決するものではないため、前述したメリット・デメリットも踏まえながら検証する必要があると考えております。導入の際には、自治会役員の皆様の御理解とモチベーションが不可欠だと思いますので、まずは自治会で御検討いただきたいと思います。

その上で、本市の提案としましては、令和7年3月にも御答弁しましたとおり、自治会負担の心配のない無料のメッセージアプリ等を活用する議論から始めていただき、機能面等を検証の上、自治会支援アプリ等を御検討いただけたらと考えております。

○議長（高橋八重典君） 平居議員。

○４番（平居ゆかり君） おっしゃるとおり、どのようなアプリであってもメリットとデメリットがあり、導入すれば全ての課題が解決するものではありません。また、私がお勧めしたからといって、それが本当に必要かどうかは、それぞれの地域住民の皆様のやる気も大きく、やる気がなければ、よく言うやらされ感で終わります。

私がお勧めしている理由としては、前回の一般質問でも言いましたが、認知症で行方不明になり、数日後に近所で発見されたという事故があったとき、地域の中で緊急時には一気に呼びかけができるツールがあったらなと思ったことも大きいです。

また、実際には、地域の中で何とかしたい、今のままではいけない、自分たちでできることから変えていきたいと少しずつ立ち上がろうとしている方々がおられることも、私は肌で感じております。そのような方々にとって、自治会支援アプリは万能な解決策ではありませんが、負担軽減や情報共有の円滑化につながる一つの手段であり、一つのきっかけになり得るのではないかと考えております。

例えば「結ネット」の場合、防犯カメラと同様、維持費の問題はありますが、自治会単位であれば初期費用が６万６,０００円程度必要とのことでありますので、本当に地域側が一度活用してみたい、地域のためにチャレンジしてみたいと思った際に、その立ち上げ支援として、例えば地域づくり補助金などを活用しながらスタートしていくことは可能なのでしょうか。

○議長（高橋八重典君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 自治会支援アプリを導入するための経費について、地域づくり補助金を活用することは可能でございます。御提案の「結ネット」の場合、導入費用のほかに年間維持費が必要となりますので、自治会の費用負担の面からも、本市としましては、まずは無料のメッセージアプリ等を御検討いただきたいと考えております。

○議長（高橋八重典君） 平居議員。

○４番（平居ゆかり君） 先ほどからおっしゃいます、その無料のメッセージアプリとは、さきにお伝えしましたＬＩＮＥのオープンチャットになるかと思いますが、検討いただきたいということであれば、私が確認できる範囲で紹介をしておきます。

オープンチャットは、自治会ごとにグループを立ち上げ、参加者用のＱＲコードや招待リンクを配付することで、住民が自由に参加できる仕組みです。参加者同士が個人のＬＩＮＥアカウントや電話番号を公開することなく利用できるため、プライバシー面に一定の配慮がなされているようです。また、回覧事項の周知やイベント案内、清掃活動の日程連絡、防災訓練の案内など、情報共有の手段としては十分活用ができると思います。

ただ一方で、オープンチャットはあくまでメッセージのやり取りを目的としたツールであり、自治会運営のためにつくられたものではありません。例えば、回覧板の既読管理、アンケート集計、出欠確認、施設予約、自治会費の管理、災害時の安否確認などを一元的に行う

機能は、基本的には備わっていないようです。

簡単に言うとこれぐらいかと思いますが、実際にある他市町の自治会でオープンチャットを利用し始めた町内会長さんの御意見によりますと、現在の登録者数は200名弱で、始めたきっかけは雨天により祭りばやしの巡行が時間変更になった旨を町内に伝える連絡方法に困ったことだそうです。よかった点は、そういった雨天時のスムーズな連絡手段と、行事のお知らせと回覧板の補足、また発信は町内会役員に限定しており、課題はこれから見えてくるだろうということです。

自治会支援アプリによって、自治会の問題が必ず解決するという保証はどこにもありません。結局のところ、住民の理解や参加意識、やる気がなければ成り立たないものであり、そこに自治会問題の根本的な難しさがあるのだと思っております。アプリについても同様で、どれだけ便利な機能やメリットがあったとしても、そもそも自治会を大切に思わなければ登録すらされないでしょう。住民自治は民主主義の基本ですから、個人主義に陥れば民主主義は終わります。

よって、そうなれば地域社会そのものが成り立たなくなっていくものと心底思います。だからこそ、多くの市民の皆様は、これからもこの地域に住んでいたいとか、この自治会なら参加していたいと思っていただけるような、魅力ある地域づくりや魅力ある自治会へと進化していく必要があります。

ただ、それは住民だけのやる気や善意だけに委ねていても、なかなか難しいのが現実です。ここには、やはり行政にももう少し踏み込んで関わっていただきたいという思いがあります。

前回の一般質問において、市民生活部長からは自治会しかないという趣旨のお考えも示され、そして市長からは、どんなに高度な行政システムよりも市民の安心感を高める大変重要な仕組みであると認識しておりますとの御答弁をいただき、自治会に対する本市の思いや方向性については一定の理解をすることができました。

しかし一方で、その自治会自体が魅力の低下や担い手不足などによって維持そのものが難しくなりつつある現状があります。自治会は本市にとって必要不可欠な存在であると位置づけるのであれば、その持続可能性についても時代に合わせ具体的に考え、市としても一緒になって手を打っていこうという姿勢が必要なのではないでしょうか。何も手を打たなければ、時代の流れに対応できないものは今後さらに維持が困難になっていくことが考えられます。

本市として進化というものを念頭に、自治会運営におけるDXや新たな仕組みづくりについて、今後どのような必要性を認識しているのか、また自治会は必要であると位置づける中で、その持続可能性について、まずは市民のやる気次第であると現場任せにするのか、それとも行政としても市民と一緒にやって自治会問題の解決に向けた答えを調査し、検証しながら対策を取って、何らかの具体的な取組を進めていこうとする前向きな思いはあるのか、今

後の具体的な方向性について、市長の見解を伺います。

○議長（高橋八重典君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 平井議員からは、持続可能な自治会運営、またよりよいコミュニティの形成についての質問を、今回もいただいたところでございます。今回は、特に自治会運営におけるDXの行政支援についてということでございます。

自治会において、人口減少、高齢化、定年後の就労人口増加、老老介護など、社会構造の変化や地域のつながりの希薄化を背景に、会員の脱会や役員の担い手不足などが課題となる一方で、DXの導入により、活動の効率化や負担軽減、住民同士の新たな交流のきっかけとなるなど、デジタル活用への期待はより高まっていると感じております。

本市といたしましては、自治会DXの推進は持続可能な自治会活動を維持するための一助になると捉えており、今後とも他自治体の事例等を参考に研究してまいりたいと考えております。

また、自治会支援アプリにつきましては、自治会負担が伴うものでございますので、まずは先ほどから出ております無料のメッセージアプリ等の無料ツールの導入を御検討いただき、それぞれの自治会に合ったデジタル化を進めていただきたいと考えております。

その自治会それぞれ様々で大小ございますが、また課題も様々でございます。そういった中で、一度に一つの自治会で導入するのではなく、組単位等々で、まずはそこから始めていただくのもいいのではないかと考えているところでございます。

そういった際には、市民協働課が主な窓口になってくるわけでございますが、自治会の皆様の御意見等をしっかりとお聞きしながら、どんな支援が必要かを一緒に考えて支援してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（高橋八重典君） 平居ゆかり議員。

○4番（平居ゆかり君） ありがとうございます。

今どんな支援が必要かを一緒に考え、支援してまいりたいとの御答弁をいただきました。私は、この言葉は大変重く前向きなものと受け止めます。であるならば、市民の皆様には前向きに市民協働課へ相談していただきたいと思います。

あわせて、私は、行政にも時代の変化に合わせて支援制度そのものを見直していく視点も持ってほしいと思います。例えば、本市には自主防災組織への事業費85%、限度額50万もの防災資材の補助制度や防犯カメラ設置へも補助があります。ありがたい補助があります。もちろん防災や防犯は大変重要です。

しかし、自治会の持続可能性を高めるには、自治会支援アプリも平時の情報共有だけでなく、災害時の安否確認や連絡手段として活用できるわけですから、今ある制度の枠組みにとらわれず、こういった使い方もできるよと時代に合わせて対象となる備品内容、知財内容も

柔軟に見直していく姿勢も必要になってくるのではないのでしょうか。先ほど堀岡議員がおっしゃっていた重層の新しい取組もそうですが、そういったことも全て進化が必要です。

最後に、ある市民の方から伺った話を紹介させていただきます。

その方の地域では、班単位で自治会を脱退されたそうです。しかし、その方自身はこれまで自治会に支えられてきた恩があるからと隣の班に加わらせてもらい、自治会に残る選択をされました。私は、その方に全員が自治会をやめて解散してしまったらどうなると思いますかとお聞きしました。すると、その方は結局、税金がもっと必要になるだけで自分たちでできていたことを行政が担うことになればその負担は必ず市民に返ってくるのであって、自分の首を自分で絞めることになるのに、それに気づくことができないとおっしゃっていました。

私はこの言葉には大きな示唆があると思いましたので、ここでこれを言わない理由はないと思い、これを市民の皆様にお伝えいたしまして、1つ目の質問を終わりたいかと思います。

次に行きます。

次は、こどもまんなか社会と教育について質問をいたします。

近年、国においては、こども基本法が制定され、こども大綱に基づく施策が進められる中、こどもまんなか社会の実現が上げられております。

また、自治体においても、子供の権利に関する条例を制定する動きが広がっており、子供の権利を社会全体で守り育てていこうとする機運は、今後ますます重要になっていくものと考えております。

私は、この考え方そのものに強く賛同する立場であります。子供たちが、虐待やいじめ、貧困、孤立、自殺などの様々な困難から守られ、安心して成長できる環境を整えることは、大人の責任であり、行政をはじめ社会全体で取り組むべき重要な課題であるという考えを、まず大前提として質問をさせていただきます。

こども基本法では、子供を権利の主体と位置づけ、基本理念として差別されないこと、命や成長が守られ平等に教育が受けられること、最善の利益が優先されること、意見表明や社会参加ができること、家庭や社会全体で子供を育てること、そして子育てしやすい社会環境が整えられることなどが示されております。また、その背景には、国際連合の子ども権利条約における4原則の考え方も含まれております。

これらの理念は大変重要であり、子供の声を丁寧を受け止め、一人一人を大切にする姿勢は、これからの教育や子育てにおいて欠かせないものです。

一方で、学校現場においては、生徒指導やいじめの対応、不登校支援や保護者対応などの場面で、教職員には日々非常に多くの判断が求められております。その中で、子供の権利や尊重の理念が大切である一方、その受け止め方や運用の仕方によっては、必要な指導まで教職員が萎縮してしまうこと、指導が直ちに権利侵害であるかのように受け止められること、



保護者対応が複雑化すること、また学級全体やほかの児童・生徒への配慮との調整が難しくなることなども現場の課題として指摘されております。

本来、子供は尊重される存在であると同時に、まだ成長の途中にあり、社会の中で生きていく力を身につけるために育てられるべき存在でもあります。つまり、子供の権利を守ることと、子供を社会の一員として育てていくことは、対立するものではなく、両方が必要であると考えます。

子供の最善の利益とは、その時々の方の希望を全て受け止めるということであっても、全部受け入れるということではなく、将来の成長、社会性、他者との関わり、集団生活との調和も含めて総合的に考えるべきものではないでしょうか。

近年、国においては、社会全体で子供を育てるという方向性が示されております。しかし一方で、地域コミュニティの希薄化や自治会加入率の低下などにより、実際に子供を地域で見守り、支えていく土台は弱まりつつあります。子供は一人で大きくなるわけではありません。家庭に育てられ、学校に学び、地域に見守られ、多くの大人のとの関わりの中で成長していくものであり、私たちもそうであったはずで。

こどもまんなか社会の理念を大切にしながらも、学校・家庭・地域・行政がそれぞれの役割を果たし、子供を守ることと育てることのバランスをどのように保っていくのかについて伺います。

子ども基本法の理念は、法律上の理念として上げるだけでなく、実際の学校現場でどのように理解され、日々の教育活動に反映されているのかが重要であると考えます。学校現場では、先にお伝えしたとおりの様々な場面で判断がなされていきます。その中で、教職員が子供の権利をどのように理解し、どのように教育現場で実践していくかについては、一定の学びや共有が必要ではないかと思いますが、教育委員会として、子ども基本法の6つの基本理念を学校教育にどのように落とし込むかについて、教職員が学ぶ機会をどのような形で設けているのでしょうか。

具体的に教職員研修や管理職研修などがあるかと思いますが、またその内容では、子供の権利に関する理解や対応について、教職員個々の判断に委ねられている部分が多いのか、それとも学校や教育委員会として一定の共通の理解の下で進められているのか伺います。

○議長（高橋八重典君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 子ども基本法につきましては、子供を権利の主体として尊重し、その最善の利益を考慮することなどを基本理念としているものと認識しております。本市としましても、こうした理念を踏まえ、児童・生徒一人一人を尊重しながら教育活動を進めております。

一方で、学校は集団生活の場でもあり社会性や規範意識、他者への配慮などを育むことも

重要であることから児童・生徒の思いを丁寧に受け止め、必要な指導を適切に行っています。

また、教職員に対しましては、生徒指導研修、管理職研修、いじめ防止研修等を通じ、子供の権利に関する理解と学校としての組織的対応について学ぶ機会を設けております。

○議長（高橋八重典君） 平居議員。

○４番（平居ゆかり君） はい、分かりました。組織的対応ということで、一定の共通の理解の下進められていると理解いたします。

次に、子ども基本法の基本理念の一つに、全ての子供は年齢や発達の程度に応じて意見が尊重され、子供の今とこれからのにとって最もよいことが優先して考えられることと示されております。この理念が学校教育においても非常に重要である一方で、学校現場では、この理念の受け取り方によっては、誤解や、いわゆる履き違えが生じる可能性があるのではないかと感じております。

例えば、子供の意見を尊重するということが、子供のわがままも聞くかのような対応をしてしまうことはないでしょうか。その判断が、状況によって間違っているとは一概には言えないことは分かります。しかし、必要な生活指導や集団行動への指導に影響を与え、教職員が萎縮してしまうことはないと言い切れません。指導が権利侵害であるように誤認され、保護者側が子供の主張のみを根拠に学校へ強い要求を行うケースが考えられます。

しかし、学校は１人の児童・生徒だけで成り立っているものではありません。ほかの児童・生徒の学ぶ権利や学級全体の教育環境、安全性、公平性も守らねばなりません。当然ながら、子供の最善の利益とは、短期的に本人の希望のみを優先することではなく、将来的な社会性や協調性など総合的に考えるものです。

そこで伺います。

本市教育委員会として、子ども基本法における子供の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されることという理念について、現場の先生たちは具体的にどのような意味を共通認識としているのでしょうか。

○議長（高橋八重典君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 子供の意見を尊重することは重要でございますが、教育現場においては、子供の希望をそのまま受け入れるという意味ではないと認識しております。

最善の利益につきましては、短期的な希望のみではなく、将来的な成長や社会性、他者との関わり、集団生活への適応なども含め総合的に判断することが重要であると考えています。

そのため、学校におきましては、児童・生徒の話を丁寧に聞きながらも、必要な生活指導や学習指導については教育的配慮の下適切に実施しております。

○議長（高橋八重典君） 平居議員。

○４番（平居ゆかり君） おっしゃっていただいたことが全ての教職員に正しく伝わっていて、

その思いのまま現場で実践されることを願います。

また、教職員が日々子供たちのために悩みながら指導や支援に当たっていることについて、保護者側にも一定の理解や信頼関係がなければ、学校現場が疲弊してしまう懸念もあります。近年、学校現場においては保護者対応の負担が大きな課題の一つとなっていると言われております。そのため、問題が起きたときに対応だけでなく、日頃からそういった理解や信頼、家庭と学校の適切な距離感、子供を長い目で見守る視点などについて、保護者と学校が共通認識を持てるような予防的な発信や関係づくりも重要ではないかと考えます。

よって、日頃より保護者に対し、学校教育としてどのように理解促進を図っていると言えるのでしょうか。

○議長（高橋八重典君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 学校教育への理解や信頼づくりにつきましても、学校だよりや懇談会、個別面談など、日頃の情報発信を通して丁寧に説明するよう取り組んでいます。

また、問題が発生した際のみならず、日頃から家庭と学校が情報共有を図り、子供の成長を共に支える関係づくりを大切にしております。

○議長（高橋八重典君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 例えば中学校で言えば、部活動の顧問の先生は、学校との信頼関係において、私も含めてですが、大変大きな存在であるとおっしゃる保護者の方は多いはずです。今後の地域展開では大きなメリットがある一方、心配な面もありますので、関係づくりの部分はいずれ一層大切にしていきたいかと思っております。

子供の権利尊重が進む一方で、学校現場において生活指導や学級運営における注意を、怒られた、あるいは否定されたなどと受け止められ、保護者から強い抗議が入ることや、トラブル回避を優先し、教師が踏み込んだ指導を控えること、規律やルールを守らせる指導が弱まり、集団生活の維持が難しくなること、子供同士のトラブルにおいても指導よりも調整が優先されること、以上のようなことを心配しております。

もちろん、威圧的な指導や子供の人格を否定するような指導があってはなりません。しかし、成長過程にある子供たちは、時には注意されること、叱られること、友達との衝突を通して学ぶこと、集団の中で自分の行動を振り返ることも必要であります。大切なのは、子供を傷つける指導ではなく、子どもを育てるための指導が学校現場で正しく行われることだと考えます。

本市として、こうした学校現場における教師が萎縮してしまうような望ましくない実態を、現場からの声や相談を含め確認したことがあるか、あるいは本市としては心配するほどのものはないと認識しているのか、現状として現場をどのように把握していますでしょうか。

○議長（高橋八重典君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 学校における指導は、一人一人の意見を大切にすると同時に、社会性や規範意識を育むために重要な教育活動であると考えております。

学校におきましては、児童・生徒理解に基づいた丁寧な指導を基本としつつ、組織的な対応や管理職による支援を行っております。本市といたしましても、現場の声を把握しながら、教職員が過度に萎縮することなく、安心して教育活動を行える環境づくりに努めております。

○議長（高橋八重典君） 平居議員。

○４番（平居ゆかり君） では、心配するほどのものはないということで理解いたしますが、私が確認していることで、具体的には言えませんが、先生が指導した内容を子供たちが少し違った意味で捉え、そのまま親の耳に入ったことで抗議の電話が入ったというような、そういったこともよくあることなのかもしれません。

先生が悪いとか悪くないとかではなくて、やはり現場ではその個別的な対応に難しさを感じている先生も少なくないと思いますので、その辺りは、先生たちが過度に萎縮することがない環境づくりに努めていただきたいと思います。

それに関連し、強い指導への苦情のリスク、保護者対応の難しさ、指導と権利侵害への線引きへの不安などについて、教職員が必要な指導を安心して行える環境づくりについて、教育委員会としてどのようにサポートができていくのかについて、学校が過度に保護者対応に追われなかったための支援体制や相談体制はしっかりあるとして大丈夫でしょうか。

○議長（高橋八重典君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 教職員が安心して教育活動を行うためには、１人で抱え込まず、組織的に対応することが重要であると考えております。

また、保護者対応につきましても、管理職を中心に学校全体で対応することを基本としており、状況に応じて教育委員会も連携しながら対応しております。

○議長（高橋八重典君） 質問の途中ですが、本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめこれを延長します。

平居議員。

○４番（平居ゆかり君） 次、行きます。

子供自身が、自分の権利だけでなく他者の権利を尊重し、集団の中での責任や社会の一員としての在り方を学んでいくことも、同じように重要であると考えます。学校生活には、授業だけでなく多くの学びがあります。

例えば、みんなで掃除をすること、当番として役割を果たすこと、給食の準備を協力して行うこと、友達と意見が違っても話し合うこと、集団の中で時には我慢し、時には助け合うこと。こうした経験は日本では当たり前のように行われてきましたが、社会性や公共性、協調性を育てる上で大変大きな価値があると考えます。

先日、海外において自由や個人重視の教育を進めてきた結果、逆に日本型教育が持つ社会性を育てる力や協働性を学ぶ文化が再評価されたドキュメンタリー映画の「小学校～それは小さな社会～」というのを見ました。日本の学校教育には、学力だけでなく、集団の中で協力し合い、人を思いやり、自ら役割を果たしていく力を育てる文化があります。

さらに、これは市内の中学校の先生からのお話ですが、給食時、ランチルームでのいただきますやごちそうさまの挨拶をする生徒たちを見ていて、集団行動としてのそのめり張りある姿に感動するというお話を伺いました。私は自分の子供時代と変わらない歴史ある学校風景を懐かしく思い、胸が熱くなる思いがいたしました。

個人を尊重することは大切ですが、何でも自由にしてよいということではありません。自由や多様性の名の下に規律が否定されたり、必要な指導まで萎縮したりすることがあってはならないと考えます。何でも許されることが多様性ではありません。権利と責任は両方を学んでいくものという基本的な認識を子供たちに伝えていくことも、学校教育の重要な役割ではないでしょうか。

本市の教育行政は、子供自身に対し、日本型教育における協調性や協働性の価値についてどのように捉え、自由や多様性についてどのように伝えているのでしょうか。

○議長（高橋八重典君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 学校教育におきましては、個人を尊重することと併せて、他者を思いやる心や協調性、社会性を育むことも大切であり、掃除や当番活動、給食準備、学校行事などの集団活動は、責任感や協力する力を育てる貴重な学びの機会であると捉えています。

また、自由や多様性につきましても、互いを尊重し合いながら社会の一員として行動することの大切さと併せて指導しております。

○議長（高橋八重典君） 平居議員。

○４番（平居ゆかり君） 他人に迷惑をかける自由はないですし、身勝手な行為は個性ではありません。難しい部分かと思いますが、学校は、子供たちが社会に出て行くまでにしっかり練習できる場であってほしいと思っています。

次に、社会で子供を育てることについて伺います。

こどもまんなか社会は、学校だけで実現できるものではありません。家庭・学校・地域・行政がそれぞれの役割を果たしてこそ、子供を真ん中に置いた社会が実現できるものだと考えています。

登下校の見守りや地域行事、自治会やボランティア団体との関わりなどは、子供たちにとって地域社会を知る大切な機会でもあります。冒頭でも言いましたが、そのつながりの希薄化により、実際に子供を地域で見守り、支えていく土台はしっかりとは言えません。しかし、だからこそ、行政が地域で子供を育てるという考え方を改めて発信し、地域の

担い手を支えていく必要があるのではないかと考えます。

ここで、令和6年6月の一般質問における交通指導員さんに関する答弁について伺います。

その際、市からは、学校と連携し、交通安全集会や学校だよりなどで紹介し、関係者の顔の見える関係づくりを通して、地域の方々に広くその存在や活動等について知ってもらうことで、より地域の住民にそれぞれの活動に対する理解と協力が広がっていくと考えておりますという趣旨の御答弁をいただきました。

そこで伺います。

その後、交通指導員さんの存在や活動について、学校だよりなどで紹介された実績はあるのでしょうか。

○議長（高橋八重典君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 交通指導員の皆様の活動につきまして、学校だより等で紹介した実績はございませんが、各学校において、入学式や卒業式、運動会などの学校行事にお招きし、教職員や児童、保護者への紹介とともに交流の機会を設けております。これらの取組を通じて、交通指導員の皆様との顔の見える関係づくりを進め、地域と学校が連携した安全教育の推進に努めているところでございます。

○議長（高橋八重典君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） では、スクールガードや交通指導員をはじめ、地域で子供たちを見守ってくださっている方々の活動について、子供たちや保護者、地域に対して感謝や意義を伝える取組は何か行われているのでしょうか。

○議長（高橋八重典君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 学校では、交通指導員やスクールガード、地域ボランティアの皆様に対し、児童・生徒からの挨拶や感謝の言葉、給食会や学校行事等でのお礼などを通じ、感謝の気持ちを伝える取組を行っております。

また、昔遊びを教えていただくなどの交流活動を通じて、児童と地域との顔の見える関係づくりを進めているところでございます。さらに、入学式などの学校行事にお招きし、学校としても感謝を示すとともに、地域との連携を深める機会としております。

本市といたしましても、地域の皆様に支えられて学校教育が成り立っていることを大切に、今後も地域との連携を推進してまいります。

○議長（高橋八重典君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 先ほど学校だより等で紹介した実績はないとおっしゃいましたが、例えば学校のホームページでは、その交流活動など子供たちの様子が紹介されて、保護者にとって大変ありがたい取組でして、結構お母さんたちが見ています。逆に、交通指導員の皆様による日々の見守り活動は当たり前になり過ぎていて、その大切さが見にくくなっていま

す。行事だけでなく、ゼロの日などの日常の支えにも1枚スポットを当てていただくことで、子供たちや保護者が地域に支えられていることに気づく機会になってほしいと思います。

それぞれの学校のやり方はあるかと思いますが、できる範囲でお願いしてほしいと思います。つまりは、地域で子供を育てるというのであれば、大切な部分ではないでしょうか。

では、社会で子供を育てるという考え方について、本市としての考え方を示していただけますでしょうか。

○議長（高橋八重典君） 高山教育長。

○教育長（高山典彦君） 子供は、家庭や学校だけではなく、地域社会の多くの方々との関わりの中で成長していくものだと考えております。

学校におきましても、地域の皆様との関わりを大切に、スクールガードや見守り隊などによる登下校の安全確保や地域ボランティアによる読み聞かせ、また授業支援などで地域と連携した取組を進めているところでございます。

今後も、本市といたしましては、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしながら、子供を地域全体で支える環境づくりに取り組んでまいります。

○議長（高橋八重典君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 子供たちが多くの人に支えられていることを理解し、家庭だけでなく地域や社会からも大切にされていることが実感できる、そういうことを期待しています。

次の通告質問と最後の通告を重ねて教育長に質問をいたします。

教育現場における子供の権利に関わるこれまでの課題や反省点、また、こどもまんなかの理念を現場で無理なく実践していく上での現場の認識を踏まえ、行政として今後どのように教育現場を支えていくのか、また、子供を守ることと育てることとのバランスも含め、こどもまんなか社会とは、本市としてどのような社会を目指していくのかを伺います。

○議長（高橋八重典君） 高山教育長。

○教育長（高山典彦君） 子供の権利を尊重することはとても大切でございますが、学校現場では、子供の健やかな成長のため必要な指導を行うことも重要であると考えております。

教育委員会といたしましては、子供を守ることと子供を育てることの両方を大切に、そのバランスを取りながら教育を進めてまいります。そのために、教職員が子供としっかり向き合える環境づくりを進めるとともに、学校・家庭・地域が連携して子供を支える体制を整えてまいります。これらの取組が、こどもまんなかの理念を現場で無理なく実践する基盤になると考えております。

続いて、こどもまんなか社会についてであります。これは子供の意見をそのまま受け入れることではなく、子供の権利と人格を尊重し、社会全体で成長を支える社会であると思っております。

教育委員会といたしましても、守ると育てるの両方を両立し、子供が安心して学び、成長できる教育環境の充実に引き続き取り組んでまいります。以上です。

○議長（高橋八重典君） 平居議員。

○４番（平居ゆかり君） 自由や多様性が尊重される時代だからこそ、他者への配慮や責任、公共の精神を学ぶ教育の役割は、ますます重要になると感じています。

教育には、人と人とのつながりを育み、支え合いを生み出す力があります。私は、教育にこそ大きな希望を持っています。未来を担う子供たちのため、教育現場のさらなる御尽力を期待し、私の質問を終わります。

○議長（高橋八重典君） 本日の会議において、加藤明由議員より会議前に遅参の届出がありました。その後、同議員より改めて本日の会議を欠席する旨の届出がありました。つきまして、本日の取扱いを欠席とすることをお伝えしまして、御報告といたします。

本日はこの程度にとどめ、明日継続議会を開き、本日に引き続き一般質問を行いたいと思いますので、本日の会議はこれにて散会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後５時０２分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 高 橋 八重典

同 議員 小久保 照 枝

同 議員 堀 岡 敏 喜